

第
四
編

近
世

第一章 新七戸家の誕生

第一節 南直勝七戸の名跡を継ぐ

天正十九年の九戸政実の乱は失敗に終り、これにくみした七戸家国と、その配下の部将である天間館源左衛門、花松左近、附田甚兵衛等およびもう一つの七戸家である七戸伊勢慶道も亡んだ。

中世以来の名家七戸家の滅亡である。

これより先、南部信直は、天正十八年（一五九〇）七月二十七日付で、秀吉から、南部内七郡の本領安堵の朱印状をうけていた。

その中に、家中の者共の抱えている諸城は悉く破却せよ、との一項があった。

この命令は、九戸の乱がおちついた後に実行された。

当時南部領には、四十八城あったが、天正二十年（一五九二）十二城が残され、三十六城が破却された。

『南部大膳大夫分国之諸城破却書立』には、七戸城について、左のように記されている。

七戸 平城 破却 信直抱 代官横浜左近

これは七戸城は破却され、七戸地方は南部藩主信直の直轄地とされ、その代官として横浜左近慶勝がおかれた

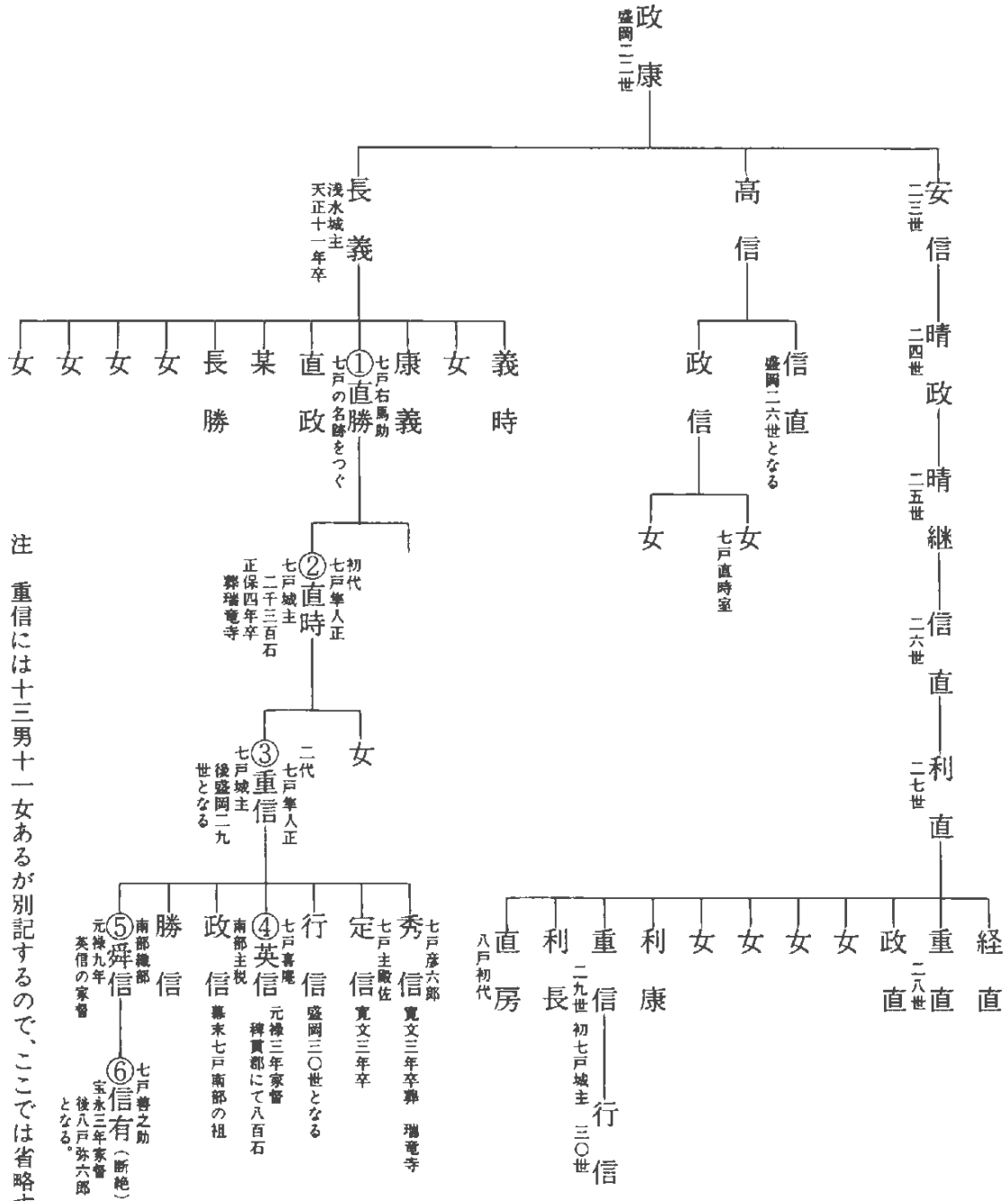
ことを示したものである。

しかし、この措置は九戸の乱の終わったあと、天正二十年＝文禄元年の、文禄の役、いわゆる豊臣秀吉の朝鮮征伐などのため、信直も肥前名護屋に滞陣するなどのこともあり、一時的なものであったらしく、その後まもなく、七戸には、九戸の乱の時信直方として働いた浅水の城主南遠江守康義の弟直勝が起用された。

七戸城は、破却されたといっても、實際上、城そのものが破却されたものではなかったことが、これでもわかるが、それは津軽に対する顧慮からも、ここに有力な武將を配置しておく必要があったための措置であった。

左に、江戸初期の七戸氏の系図を掲げる。

江戸時代初期七戸氏の系図



注 重信には十三男十一女あるが別記するので、ここでは省略する。

さて、直勝がその名跡を継いだ七戸家は、和田藤太郎編『七戸郷土誌稿本』中の「北郡沿革大要」に

建久年間南部三郎光行陸奥国糠部五郡を鎌倉將軍源頼朝より賜はり、爾来代々領之。

光行五男朝清に七戸郷を宛行ひ、七戸太郎三郎と称し、一門の重臣たり。

其子孫兩家に分る（天正年間）。

一は七戸彦三郎家国、一は七戸伊勢慶道といふ。

天正十八年同族九戸左近將監政実反逆、兩氏之れに党し、二戸郡宮野に籠城、伊勢慶道城内に病没し、彦三郎家国一方の將として官兵に抗し、屢々防戦すと雖も力尽き終に降る。秀次の陣所にひかれ、栗原郡三迫に於て刑せらる。

爰に於て兩家断絶せり。

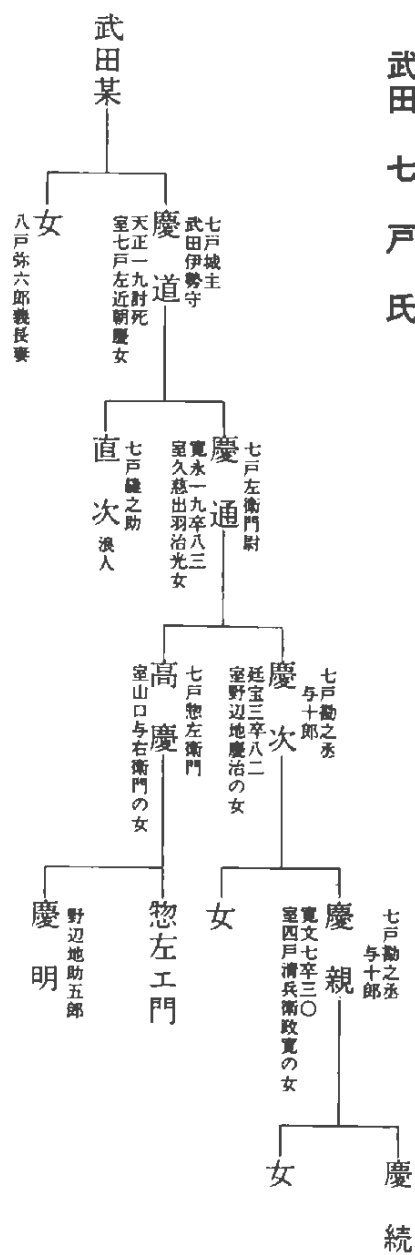
然るに信直、名門の臣断絶せるを歎き、一族某を以て伊勢の名跡を立てられる。

七戸右馬助直勝と称す。

其男隼人直時嗣ぎ、正保四年病没……………

とあるのによれば、九戸の乱で九戸方の勇將として活躍した家国家ではなく、伊勢慶道家であった。さて、その伊勢慶道家の系図は『岩手県史』所載によれば左の通りである。

武田 七戸氏



すなわち、七戸伊勢慶道家は、本名武田氏であるが、武田某とは誰のことか、『参考諸家系図』巻八にも「七戸太郎三郎朝清後胤とあるだけで、はつきりしない。

いずれにせよ、直勝は七戸の名跡を継いだが、その執政期間は僅か数年に過ぎなかった。

その間の直勝の治世上の業績は何も伝えられていず、慶長二年（一五九七）一子直時にその地位を譲り、隠居したのち、大檀那として慶長十三年（一六〇八）八月十五日、七戸（新館）八幡宮を造立、全十八年（一六一三）二月十五日に七戸檜木村八幡宮を修造したことが明らかにされているに過ぎない。

なお、直勝は、小湊福館七戸氏の跡をついで福館城主となったとする『郷社新館神社縁起由来に関する文献及其考証』説もあるが、早急に結論を下せない。

第二節 七戸直時の治世

慶長二年（一五九七）、直勝の長男直時が襲封、二代目七戸氏となり、七戸隼人正と称し、二千石を食んだ。その領地の明細を記したものはないが、後の、五戸通十三ヶ村が加えられる以前の七戸代官所の支配地と一致するものとみて間違いはないであろう。

直時の治世は、慶長二年（一五九七）から、正保四年（一六四七）二月、没するまでの五十年の長きにわたった。

直時が第一になさねばならなかったことは、天正十九年の九戸の乱後の民心の安定と、南部藩の財政的基盤を確立するための検地の施行と、七戸城の戦略的役割を確保するための家臣団の編成とであったと思われる。

秀吉は天下統一後、全国に対し、いわゆる太閤検地を行った。津軽に対しては、天正十八年（一五九〇）に行ったことが明らかにされているが、南部に対し、いつ、どういう形で行ったか明らかでないが、天正十九年の九戸の乱や文禄の役等のことを考慮に入れると、早くとも文禄三―四年（一五九四―五）頃ではないかと推定されている。（『盛岡市史近世上二〇二頁』）

今南部藩に残っている郷村高帳の最古のものは、正保四年（一六四七）三月付のもので、ちょうど直時の死去の頃のものである。

この郷村高帳は、寛永期の調査に基づくものとされているから、少くとも寛永期には、村毎の一筆調査が行わ

れ、石高表示がなされたものと思われるが、この郷村高帳の日付の前年の正保三年にも検地が続行されているから、正保四年の郷村高帳は、正保三年迄の調査の結果をふまえたものであろう。

さて、家臣団の編成であるが、『参考諸家系図』によれば、七戸隼人直時の家臣となった人々は次頁の通りであり、天間林地方の人々も含まれていた。

七戸隼人直時家臣名

氏名	知行高 百十石斗升合	摘要
七戸縫殿助 直次	五〇〇〇〇	後百三十石、城代
野辺地忠左衛門 慶次	一三〇〇〇	直次の養子、城代
高田善助 則忠	二三〇〇〇	外に切米五駄、初土岐氏
工藤内記 助長	三八〇〇	祐右衛門
工藤重助 祐通	一四〇〇〇	
中野太郎左工門 為親	七〇〇〇〇	
中野 孫九郎 為方	二六六〇	
中野久兵衛 為清	六七四六	
四戸勘之丞 義旦	一〇〇〇〇	嘉右衛門
米田左右衛門 義則		助九郎
畠山善藏 正知	七〇〇〇	善八、駒ヶ氏、本名畠山
戸田重右衛門 実家	三六二九	
千葉兵八郎 光元	三八〇〇	
三上新助 慶元	三〇〇〇	
木村常陸 定成	三〇〇〇	町屋氏、本名木村
畠山甚兵衛 光元	一〇〇〇〇	浦田氏、本名畠山
附田六右衛門 政秋	一〇〇〇〇	
久保清三郎 光堪	一〇〇〇〇	
花松平右衛門 祐治	一〇〇〇〇	

氏名	知行高 五十石斗升合	摘要
清水目新左衛門 清春	九三〇〇	
榎林甚九郎 正弥	八五〇〇	本名蛭名
中原越後 正廣	八三四八	
高村勘右衛門 兼隅	八一三〇	
坂本三右衛門 義長	六八二〇	
橋本甚四郎 為安	六六九二	
工藤右京助 常秋	六三一〇	
福田左平治 祐林	六二一〇	
貝塚弥十郎 正常	六〇〇〇	
安部市右衛門 定納	六〇〇〇	
附田兵庫助 正道	六〇〇〇	
千葉甚次郎 矩正	五五五〇	
篠屋与五郎 忠茂	五〇〇〇	
附田七右衛門 政為	五〇〇〇	本名蛭名
野田頭弥八 吉甫	五〇〇〇	
中岫与次郎 廣定	三〇〇〇	
新谷新三郎 近則	二七八二	荒谷
甲地源五郎 根道	三五〇〇	
蛭名弥五郎 政成		榎林氏、本名蛭名

西野与助	五〇〇〇〇	白石西野氏	
畠山助三郎 光勝	五二八〇		三上新助 慶元
町屋長五郎 定堅	一〇〇〇〇		(以上四十一家)
	〇〇〇〇		三〇〇〇

註 直時の家臣となった年月は、人によって異なる。また、その年月の記載のないものもあるので、一々ここに掲げない。

これらの家臣達は、それぞれ賜った知行地に居住しており、三戸城もしくは盛岡城に出仕している主君直時のもとにはおらず、城代七戸縫殿助たまはその子野辺地忠左衛門の指揮下、七戸地方の治安に当たったものと思われる。

もつとも、以上四十一家の中の木村常陸定成は、慶長六年の岩崎討伐の軍に、直時の家臣として従軍しているが、これは武芸に秀いでいたためであり、むしろ例外とすべきであろう。

なおこれら、七戸隼人直時の家臣達は、直時の跡目をついだ二代目七戸隼人重信の家臣となり、重信が盛岡二十九世の藩主の地位についたあと、いわゆる七戸御給人（郷士）という地位に変ずることになる。

直時が南部藩の家老を勤めたのは、いつからか明確にはわからないが、相当早くからで、その勤務の大半は、七戸城主としてよりは、南部藩の高知の士又は家老としてのものであった。

以下、諸書に記されている直時の業績を拾ってみよう。

一 慶長四年（一五九九）八月十五日、七戸新館八幡宮の祭礼を大檀那として行う。

一 全六年（一六〇一）三月、南部二十七世利直の和賀郡岩崎城攻略の戦に参加す。

一 全十四年（一六〇九）十月、直時大奉行となり、盛岡中津川に、長さ二十間、広さ三間の上の橋をかける。

一 全十九年（一六一四）大坂冬の陣おこる。南部二十七世利直、徳川家康の召に応じ、総勢四千五百人（一説五千四百九十人）を率い、十月十二日盛岡を発し、十一月十六日奈良法隆寺にて家康に謁し、その命により秀忠の軍に属し、大坂に至る。

七戸隼人直時総勢四十八人にて、この利直の軍に従い、南遠江、東中務、八戸弥六郎等とともに、右備に属す。

この時、七戸通の元右衛門（七戸町下館米内山家の祖）は、直時に従い、その旗持を勤めた功により、帰国後、御城廻の内で御免地拾五石を賜わり、帯刀を許され、南川目通、上川目通両通の大肝入を仰付けられる。

一 寛永五年（一六二八）、幕府の切支丹詮議がやかましくなった時、直時は、当時野左掛村にあった瑞龍寺四世即翁明守和尚を招聘し、全十年、現在の瑞龍寺のある場所に、その新建を命じた。

全寺は、4月建立に着手、翌十一年に工事が完成した。なお同寺は、寛永十三年四十石余、正保三年（一六四六）五十石の寺領を直時より拝領した。

一 全十年（一六三三）、盛岡二十八世重直四月二十七日江戸発、五月八日盛岡へ無事着城す。
その御礼言上のため、直時は即日江戸に向け出立す。

一 全十一年（一六三四）六月二十日、盛岡二十八世重直は三代將軍家光の上洛に供奉し、士卒二千余を率いて京都に赴いた。

この時直時は、総勢四十人を以てこれに従ったが、鎧持以下の構成は左の三十一人であった。

鎧四本 鉄砲四挺 弓式張 馬取二人 草履取一人 挾箱一人 若党十五人 裏箱一人 沓箱一人 馬壺疋

一 全十二年（一六三五）三月、宗の対馬守の従弟である僧無法長老（芳長老とも方長老ともいう）が、幕命により盛岡に預けられた。

方長老が盛岡に預けられた理由については二説がある。一説は、朝鮮国との間に交換される幕府の外交文書のことを管掌していた対馬守の従弟の柳川豊前守と方長老とが謀議の上、外交関係を円滑にするため、將軍秀忠の肩書を、勝手に「日本国王」と改ざんしたことによるものとし、他の一説は、宗の対馬守の娘を朝鮮国王の後としたことが幕府の怒に触れたとするものである。

いずれにせよ、方長老は、和漢の学に長じていたので藩公はこれに五百石の薪水料を与えて厚遇したが、方長老またよくその期待に応え、ために南部藩の産業、文化、教育は大いに発展した。

直時は藩の家老として方長老と親交があった。

方長老が盛岡へ持ってきたものに高麗胡桃があった。それを直時がもらいうけ、盛岡城の新丸前に植えつけたのが見事な大木となり、年々沢山の実をつけた。これが我が国の菓子グルミの元祖である。

また、そのような縁から、七戸瑞龍寺の鐘楼につるされた丈三尺六寸、径二尺二寸の鐘の銘は方長老（規伯

叟無方) が書いてくれたものであった。その銘文は左のようなものであった。

華鯨吠苦海尽竭 華鯨吠えて苦海ことごとく竭き

瑞龍吟祥雲自興 瑞龍吟じて祥雲自ら興る

億千檀度般若妙 億千の檀度は般若の妙

百八春容大小乘 百八のしょうようは大小乗

忽然警覺盲聾啞 忽然として警覺す盲聾啞

特地円皈仏法僧 ことさらに円皈す仏法僧

幽明三世饒利益 幽明三世利益おおく

家国千秋楽豊登 家国千秋 豊登を楽しむ

なお、それまで濁酒ばかりであった南部に清酒のつくり方を教えたのも方長老であるといわれている。

一 全二十年(一六四三) 六月十四日、南閉伊、大槌代官所管内の山田浦にオランダ船プレスケンス号が漂着したとき、藩名を受けて現地に着した七戸隼人直時と漆戸勘左衛門正重(正茂)とは、浦人に祭礼のまねをさせ、オランダ人達の興味をそゝらせ、上陸したところを捕えてこれを盛岡へ連行し、報告によって盛岡へ到着した幕

府の上使とともに、これを江戸へ連行した。

切支丹禁制の厳しい時であったので幕府のおほめに与り、直時へは公儀より、時服一重、羽織一か、白銀二百枚を、勘左衛門へは銀二百枚を下されたほか、南部藩では直時へ三百石、勘左衛門へ二百石の加増を賜つてこれを賞した。

漆戸家もその後代は南部藩の家老となった名門であり、その子孫は最近まで坪に住み、その家は明治天皇の東北御巡行の時には御立寄所となつたりした。

このオランダ船の船員拿捕のてんまつは『内史略』に詳しいので、左に引用する。

一 寛永十六己卯年 切支丹御制禁嚴敷被 仰出 若異国船浦々へ漂泊之義も候は、召捕候様被仰渡候処 同二十年六月十四日 御領内閉伊郡山田浦と申所へ阿蘭陀船漂泊 船中百二三十人程も可有之哉と見得候間 所々差置候役人より注進有之候に付 家来七戸隼人 漆戸勘左衛門差遣 色々手便を以て 右之内十人召捕 其趣及言上候処 石川伊左衛門殿 藤井善左衛門殿并道句と申通辞在所へ御下 阿蘭陀人捕候義御感被思召候旨 御奉書以両使被下之則両使へ阿蘭陀人相渡 家士七戸隼人 漆戸勘左衛門差添 江戸へ為差登候所従 將軍家隼人へ銀三百枚 呉服二 御羽織一 勘左衛門へ銀三百枚 呉服一 頂戴被仰付

附御当家には 徳川御当家之御感状不被為有候之間 今度出候御奉書は 御感状御同然たるへき

御儀 格別之御儀と奉存候也 又云 前書写有之候右大将秀忠公より御書御奉書を以 御一門歴仕の家老南部尾張守信愛 南部九兵衛直繼并御一門に並候桜庭兵助直綱右同断の事は 御書 御奉書被成下候は 御感状御同様にて 右に等しき御事也様にもと奉存候事也 尤御文躰至て御叮嚀の御義也

一 寛永二十癸未年六月十四日 南閉伊山田浦にて阿蘭陀人捕申候事は 御代官七戸勘之丞 穴沢采女 北御代官小本助兵衛 船越新左衛門注進に付 七戸隼人^{時直}横目漆戸勘左衛門被遣右の阿蘭陀人船よりたばかり 陸へ上り十人捕之 盛岡へ参 江戸へ御注進被成候に付 上使藤井善左衛門殿石川伊左衛門殿 并通辞の坊主江戸より急下着 然所江戸へ阿蘭陀人召連御両使并隼人 勘左衛門に 又重兵左衛門同心共に為登候処 其後長崎へ被遣 通辞の者参候て阿蘭陀人に相究本国へ送届被成候節 阿蘭陀並びの国よりエンサラキと申者江戸へ下着右之者共申請 長崎へ参候由 隼人勘左衛門江戸に六七十日程逗留仕 其後御城へ被召出前書之通拝領物被仰付罷下候所にて 三百石七戸隼人へ 二百石漆戸勘左衛門へ 為御加増拝領被仰付之

一 同年八月伝云 山田浦之百姓共申には 七戸隼人直時 漆戸勘左衛門より被仰渡には 其処の者共相集候て祭礼の真似を致 人形芝居の狂言せよと 因茲御さたの通所の者共集り色々の稽尽せしに 紅毛陀人是を見物せんとや船より上陸せしを捕取 其内に無髪にて僧如き者行馬を抜て海を游き元船に入 隼人傳馬船を下知して是を廻し 元船を取んとす 彼僧石火矢鉄炮を発し防之飛か如

くに船を廻し 行方不知見失へる由

一 重直公御代 寛永二十癸未年閉伊郡山田浦へ阿蘭陀船漂着 阿蘭陀人十人捕其趣言上の所 上使
石川伊左衛門殿 藤井善右衛門殿 御徒目付衆兩人 此外為通詞道句入道下向見届被申 右阿蘭陀
人江府へ為登候様被申渡候に付 阿蘭陀人召捕人家老七戸隼人 御目付漆戸勘左衛門相添為登申所
於殿中兩人の家来共に船中の様子并捕申節之次弟御尋に付 委細及言上 尤御老中様 同中根老岐
様へ申上候覚

一 六月十三日四ツ時分に 閉伊之内山田浦と申処へ大船参候 山田より大船懸居申間 海の上一
里半程御坐候 何卒仕唐人陸へ上げ申度存候間 兎角舟之様子見不申候ては 不罷成と奉存 七
戸隼人 私申合 漁船に乗参 大船間近参候得は 船より綱を落し招申に付て 綱に取付大船へ
乗移申候得は 大將居申所と相見得 五六疊敷の所へ手を取引込申 酒杯出し振廻申候 其後隼
人は罷帰 私船に残居申候て 何卒唐人かたり出し 陸へ連可参と存 手遣杯致候得は 陸へ可
参由申に付て 大船の端船に唐人五六人 私も其船に乗大船の側へ出候半と仕候時 石火矢一ツ
放し申候 我等所へ連参酒杯出申候得は 其時赤き木綿の切 白き木綿の切 我等所へ出申候
其後隼人我等所へ参候得は 唐人盃杯さし酒を給隼人罷帰候 唐人に我等申候は 船の懸候所悪
敷候間 今少此方へ入候得と申候へは尤の由申候て 大將と見得候二人の内一人 船の所へ参

舟を寄申候 其内に一人の大將には 辺を見物致させ 又我等処へ召連罷帰 大船間近く寄候間
今晚杯舟は出申間敷と存 何卒其内にたばかり唐人の一人も数多く陸へ上ケ申度 右の大船へ戻
候由申に付て 唐人と一所に端船に乗 私も大船へ参 夜の四ツ時迄罷有 様々手遣杯致 明日
は我等所へ参 見物杯仕候様に致約束罷帰候時分 車火を致見物為仕候 扱漁船に乗罷帰候得は
又石火矢を一ツ放し 私船の跡に送船と相見得端舟に乗 頓て陸へ上り候半と存候所にて 先へ
其日乘廻し大船へ戻申候 明十四日の五ツ時大船へ参 如約束之我等所へ参 陸を見物仕候得と
申 大將三人御座候と見得申 内大將二人 小姓一人 擢搔六人揖取一人已上唐人十人 大船の
端船に乗 則我等も其船に乗 陸へ連参 我等所へ参 大船近くにて擲候はゞ若大船出し候か
又は石火矢の一ツも放し候半と奉存 山田より道十四五丁か二十丁程御座候 織笠と申所へ召連
参候時分も 隼人所へ連候て寄り申候 織笠へ召連れ 罷通候舟より見得不申所にて 十人の者
に縄を懸大槌と申所へ田舎道三十里程御座候へ連参留申候 同十五日の朝 唐人に申候は 二三
日過候者船へ戻候はん間 衣褰杯見苦候間取寄 船も其儘居候様と申越候得と申候得は 唐人尤
と申 則文を書越申候間 此方の船頭に大船へ越申候得は 大船より唐人方へ 衣褰具座に包封
を付越申候間 唐人に相渡申候 夫より山城守罷在候盛岡へ召連参候 右の大船沖へ出船致候由
申候間又唐人に申候は 舟の所へ何成共用事候は、申越候得と申候へは 酒取寄内の者の衣褰
杯取寄申度と 文を書申候間 其文を請取 我等手前へ差置申候 舟は参候得共右の舟何方へも

参候得と申候かと存 文書せ申候得共 船の義何方へも参候得とは 少も不申と相見得申候 其
文の返事不参候とて 殊の外不審を立申候

一 舟の大き御尋に候 睨とは見届不申候得共 大形長さ十三間程 横五間程に可有御坐かと奉存
候

一 仕懸置申候石火矢 鱧に四挺 鱸に二挺已上六挺

一 舟の内に溜の物御座候も 睨とは見留不申候 乍去船の足浅く御座候間 荷物は無御座候と奉
存候 唐人共一人に一ツ宛 長さ五尺計の櫃持申候 舟の廻りに唐人共臥り申候 一畳敷程の床
を釣置申候

一 物置に番の者居申候 其者に見物致度由申候て 見申候得は 三尺五寸の長さ鉄炮 数は何程
可有御坐も不存候 鉄炮二十挺計御坐候

一 劔二十腰程も天井の上に懸って御座候 其物置に鉄炮の外 葉は やかうへ入並置申候

一 大将寝所と相見得 其物置に三ツ釣候て御座候

一 人数何程可有御座候 睨と見不申候得共しひて七八十人程も可有之かと奉存候

一 帆柱二本 内八帆の帆柱一本御座候

一 帆を置候帆桁の長さ 五間計も可有御座候 二階帆に懸申候 上の帆桁の長さは 三間も可有
御坐かと奉存候

一 帆は何も太織の白木綿に御坐候 右の通大形か様に覚申候間 書付越申候 内々申上候通国元より御書付被遣候 是程には細に御坐有間敷と奉存候 委細は拙者為使為指登申候間 口上に可申上由被申越候間 右の書付とは違申義も可有御坐候 国元より扣の書物参候 是は御返し可被下候御心得被成度為と被仰候間 大形書越申候 何も重て面上に可得 御意候以上

七月十八日

漆戸勘左衛門

藤井善右衛門様

石川伊左衛門様

右に付為御褒美 従公義隼人へ御時服一重 御羽織一か 白銀二百枚 勘左衛門へ銀二百枚 被下置候 罷下り候て後 重直公為御褒美 隼人へ三百石 勘左衛門へ二百石御加増賜之 阿蘭陀人手紙の写は本書に無之間略之

一 漂泊の阿蘭陀人江府参着に付御奉書

御状令披見候 今度異国船に乗渡の内 十人於領分捕の義 御感の趣 最前以奉書相達 并通事一人 徒之御目付兩人被遣之 重覺忝被存候の由得其意 因茲被差越使者候 念之入候段達 上聞候 彼異国者共 爰元到着の事 委曲使者可令演説候 恐々謹言

寛永二十年癸未年

八月二十五日

阿部对馬守重次判

阿部豊後守忠秋判

松平伊豆守信次判

南部山城守殿

なお、引用文に示しているように、オランダ人達は、長崎をへて本国に送還されたが、近年このオランダ船の船長コルネリス・スハープの日記『南部漂着記』が和訳刊行された。

この日記は、きわめて興味深いものがあるが、直時をはじめ、南部藩でも、これらオランダ人を虐待することなく、要求に応じて豚肉などを提供したことも書かれているなど食肉史上も注目すべき文献である。

第三節 七戸直時の死去と葬式の次第

直時は正保四年（一六四七）二月十六日、盛岡で病死したが、その遺骸は七戸に送られ、瑞龍寺に葬られた。

その御葬式行列の次第書が残っているので参考迄に左に掲げよう。なお、直時の奥方は、波岡彦次郎政信即ち石川政信の娘であり、天正十八年（一五九〇）津軽為信のため浪岡城落城の際、これも高田城主として戦死した土岐大和助則基の男高田善助則忠（银杏木高田家の祖）に守られて三戸に落ち、後直時に嫁したものである。法名光伝院殿天祥寥真大姉と申し上げ、金剛寺がその御位牌所となっている。

七戸隼人正直時君御死去御行列写

隼人正殿正保四年丁亥二月十六日御病死ニ付無常

臈見順仕候 朱書 書付古ク
不分明

但盛岡ニテ御病死、御尊骸斗七戸江参、七戸御葬送諸入方、盛岡江忠左エ門ヨリ申遣候
尤諸品々二月二十二日西野清助ヨリ土岐善兵衛、七戸忠左衛門江書付ニテ相渡

亥二月二十七日御吊役付之覚

一、面々奏者 嘉兵衛 内記助 御長書 長十郎

但シ一面ニ詰申衆十人組一日一夜御番処二人組

一、御配膳 甚吉 孫九郎 庄五郎 甚三郎

一、御料理衆頭 勘三郎 勘右エ門 清八 久三郎 勘五郎 長治 金平 三十郎

一、御菓子 勘六 助左エ門

一、御かよひ 作七

一、雑事帳付 弥平治

一、御代物遣 三七 久太郎 半三郎 てい 藤九郎 小伝治 久七 助蔵 たり 梅千代 亀松 たき

一、御掃除見 当時駒嶺仁太郎先祖 畑山善蔵

一、御座敷同断 浦田甚左エ門祖 治右エ門

一、大工鍛冶奉行 主計

一、御普請奉行 喜兵エ 清三郎 逸右エ門 又右エ門

一、細工衆 勘兵エ 甚次郎 作七 佐内

一、起炭 又五郎

一、薪奉行 源五郎

但三十五日之節御普代檢断肝入ヨリ薪野菜道具差上候面付略之、御寺江御供野辺送人数着用色物被下面
付別ニ有之

野辺送之次第

○一番火 ○二番どら ○三番旗四梳 ○四番小荷駄 ○五番乘懸 ○六番長持五挺奉行一人 ○七番屏風宮奉

行 ○八番乘馬追繩弥平治 ○九番乗物奉行伝二郎 ○十番茶弁当御町ヨリ ○十一番弁当 ○十二番みの箱

○十三番挾箱 ○十四番長持持鎗差笠長刀弓鍔炮笠杖 ○十五番沓 ○十六番広ふた ○十七番手拭懸 ○十八

番天台 ○十九番湯 ○廿番 茶 ○廿一番 香炉 ○廿二番香箱 ○廿三番 高札 ○廿四番 花 ○廿五番

女竹矢三本
持みの ○廿六番 枕付膳歩忍方
不 ○廿七番 刀茶水 宗徳院
はらつみ 出家衆 ○廿八番 脇差 ○廿九番 御位牌 七戸縫殿助

○三十番 御齋式拾人 ○卅一番 天蓋

一、御入物前 織部 勘三郎 主計

- 一、万下知 七戸忠左エ門 土岐善兵エ
- 一、御布施方 かり竹 勘六 源内
- 一、諸道具下知 孫八 内記 手代与平治
- 一、四門奉行 又右エ門 喜兵エ 清三郎 市左エ門 十六人
- 一、ろうそく奉行 新町甚九郎 蝶石源五郎 町甚五郎 人足五人
- 一、錢蒔 兵部 甚四郎 千五郎 久兵エ 人足四人
- 一、辻堅 治右エ門 甚六 半之助 市右エ門 兵八 孫二郎 筑前
- 一、御葬礼場 高田

隼人正直時公御牌名

瑞竜寺殿證山自公大居士

葬七戸祥雲山瑞竜寺

正保四丁亥年二月十六日

八戸名久井村法光寺ヨリ導師来るといふ

(一説瑞竜寺五世量山泉寿御引導と云う)

(篤焉家訓第拾三雜)

頭註

此節御葬送江出候者百姓斗也と云、元来七戸ハ貧郷ニ付為引立茶無尽ト申事を申合候処二月十六日ハ右会交之日也 依之右無尽仲間之者不残御葬送江出候由今云拔無尽之類ならんか

至今年々二月十六日ハ往古佛残り御官所江も高桃灯付候由又云直時君御存生之節廿四日講といふものを御始被成御家中月々右御講日ニ打寄候由

今右廿四日御講之形有之候由 古姿不失事 可感服

この頭註に「此節御葬送^江出候者百姓斗也と云……」とあるが、この項七戸および近村在住の七戸隼人直時の家臣は、少くとも四十人余あつたはずである。

そのうち、この文中に出てくるのは、七戸縫殿助（野辺地忠左衛門の父、七戸直時の伯父で、正保元年まで七戸城代を勤めた）、野辺地忠左衛門、西野清助、土岐善兵衛等数名に過ぎない。

もっとも、「内記」とあるのは工藤助長であり、「高田」とあるのは高田善助であるというふうにか家臣の氏名を略記しているものもあるが、それにしても家臣名の掲げられているものが少ないのが不思議である。

あるいは、「野辺送之次第」の、氏名の記入のないところの役も家臣が勤めたのかもしれないが、それにしてもあまり大がかりな葬式ではなかつたようである。

第二章 七戸隼人正重信の治世

正保四年（一六四七）七戸隼人直時は死んだが嗣子はなかった。

そこで盛岡二十八世南部重直は、二十八世利直の五男で、自分の弟に当たる花輪彦左衛門（閉伊郡花輪にて二百石、外に現米二百八十駄、計七百六十石）に、直時の遺領の二千三百石を与え、花輪の領知はこれを除いた。

彦左衛門は、同年十一月初めて領地七戸に赴き、十二月、名を七戸隼人正重政と改め、七戸地方の治世の任に當った。

重政は、のち寛文四年（一六六四）、兄重直死去ののち、新盛岡藩八万石を継ぎ、南部重信と改名した。

重信は、元和二年（一六一六）五月十五日生れであり、正保四年、七戸領主となった時は三十二才であり、盛岡藩主となった時は四十九才であったから、七戸領主としての治世は十八年間であった。

重信は、南部の歴代藩主の中でも名君の誉高く、仁政を施したので、「御領中衆民萬歳を唱えた」と『篤焉家訓』は伝えている。

その主な業績は、寛文六年（一六六六）から天和三年（一六八三）までかゝって実施した領内の総検地、寛文九年（一六六九）以降の新田開発の促進、儉約令の実施、天和三年五月の、十萬石への昇格等であるが、七戸領主としての在任中の事績はほとんど伝わっていない。

ここにあげた領内の総検地も、北郡については、田名部地方のみに実施されており、七戸地方に実施されたという記録はない。

『岩手県史』近世第二は、寛文七年（一六六七）の五戸・六戸地方の検地の際、七戸地方も検地されたのではないかと推定しているが、『郷村古実見聞記』にも「但、七戸通は、正保年中御検地以後、寛文・延宝之惣検地にも御改無之」とあるから、やはり検地は行われなかったと見るべきであろう。

重信の、七戸在城中の記録を諸書から拾ってみると、次のようなものがあげられる。

○正保四年（一六四七）十二月六日

藩主重直の名代として江戸に登る。（『雑記』）

○慶安二年（一六四九）十二月八日

藩主重直の名代として年頭挨拶言上のため江戸に登る。（『雑記』）

○慶安三年（一六五〇）以降はしばしば、重直の命により領内で牛乳をしほる。（『雑書』）

○承応元年（一六五二）金剛寺隠居量山泉寿和尚に対し隠居手当二人扶持を与え、なお寺領として寺下村に地方

（領地）十二石を与える。（『瑞龍寺史』）

○全年七月～八月、工藤重助祐道に、七戸川去・豊間内間一里塚を築かせる。（『参考諸家系図』）

○万治二年（一六五八）、先代七戸隼人直時の十三回忌を行い、寺中守護のため門前百姓三人の所有地を境内に編入する。

○寛文二年（一六六二）正月、重直の命により江戸に赴く。（『南部史要』）

○寛文三年（一六六三）八月五日、嫡子彦六郎秀信、オコリを煩い死去す。二十九才。瑞龍寺に葬る。（『篤焉家訓』・

『瑞龍寺史』）

○寛文四年（一六六四）十二月、新盛岡八万石の藩主となる。

重信は、歌人としても有名であり、多数の和歌をのこしている。

そのうち、慶安四年（一六五二）に、「名にしおふ 千引の石に跡しめて 引手になびく石の心を」という千引の石を詠んだ和歌のことは既に紹介したが、「花」という題で詠んだ「身を分は 野にも山にもあくがれて 花のさかりを過ささらまし」という和歌の直筆の懐紙が七戸の旧家にのこされている。

また、「嵯峨へ嵯峨へと草木もなびく 嵯峨はいよいか」という歌は南朝懐旧の歌として著名である。

七戸隼人正重信の事績について、残されている数少ない資料によつてみてきたが、重信の事績としてはやはり、家臣および給人の登用が大きいものであった。

重信は、先代直時の家臣およびその子孫を、そのまゝ自分の家臣として引受けただけでなく、新たに相当数の者を給人に登用した。

家臣の登用は、七戸在城中だけでなく、重信の盛岡城主への就任後の、給人への登用が多いようである。

以下、『参考諸家系図』により、重信の採用した家臣、および御給人となった者（重信の盛岡藩主就任後の家臣は、御給人と記載されている。）の氏名を次頁に掲げる。

重信の採用した家臣・給人名

氏名	知行高 百十石斗升合	摘要
中野金三郎 為長	五〇〇〇	元禄三年・給人
高田則吉 円藏	一〇〇〇〇	正保四年末、外に五駄
福士治左衛門 光徳	一〇〇〇〇	寛文十年、分地、給人
氣田市十郎 親政	四五〇〇	給人
駒ヶ嶺善七 正次	?	寛文六年、分地、給人
大下内新四郎 清安	三〇〇〇	本名櫛引、給人
立崎嘉右衛門 助光	七〇〇〇	寛文十年・給人
石橋弥兵衛 秀継	二五〇〇	寛文五年・給人
清水目新右衛門 清春	二五〇〇	給人
小山作右衛門 忠春	三〇〇〇	給人
藤島勘六 方有	八〇〇〇	貞享三年・給人
荒木田祐近	一五〇〇	貞享二年・給人
玉山才次郎 秀正	五〇〇〇	川村氏、本名玉山、給人
佐々木総右衛門 高行	二〇〇〇	給人
太田助六 秀次	二〇〇〇	貞享二年・給人
鳴海内膳 清時	三〇〇〇	重信七戸在城時
清水目与左衛門 為定	二五〇〇	給人?
福士源五郎 光門	三七四〇	給人?
赤沢甚五郎 照元	?	寛文中・給人?

氏名	知行高 百十石斗升合	摘要
工藤与兵衛 常清	一〇〇〇	貞享二年・給人
宮沢仁左衛門 則光	一〇〇〇	貞享三年・給人
中島弥五右衛門 廣元	一〇〇〇	寛文・重信七戸在城時
西野半三郎 某	三二〇〇	天和中・給人
西野勘三郎 慶清	二人扶持	
苜米地角左衛門 安知	?	寛文中・給人
貝塚半十郎 正高	四〇〇〇	給人
中村弥五右衛門 政光	七〇〇〇	給人
附田甚右衛門 政則	八〇〇〇	給人
附田六左衛門 正房	五〇〇〇	寛文中・給人
福士長作 光胤	七〇〇〇	寛文十年・給人、切米五駄
久保与五郎 光恒	三〇〇〇	貞享二年・給人
成田弥右衛門 茂春	一五〇〇	給人
町屋新九郎 定時	一〇〇〇	貞享二年・給人
町屋長次郎 定廣	三二〇〇	貞享二年・給人
町屋庄左衛門 定則	三〇〇〇	天和中・給人
附田久右衛門 正長	六〇〇〇	貞享三年・給人
中村久左衛門 茂明	八〇〇〇	貞享三年・給人
中村平右衛門 政紹	一〇〇〇	給人

中村藤左衛門 定勝	八〇〇〇	給人
中村四郎兵衛 政則	五〇〇〇	給人?
中村長兵衛 為則	一二〇〇	
沢田多兵衛 定光	三〇〇〇	延宝二年・給人
立崎嘉右衛門 助元	七〇〇〇	寛文七年・給人

築田左近 某	三〇〇〇	貞享三年・給人
清水目又五郎 則包	三三〇〇	寛文五年・給人
中岫清七 廣長	三〇〇〇	貞享三年・給人
中村長右衛門 政孝	七〇〇〇	貞享中・給人
(以上四十七家)		

註 ①知行高中には、分家によるもの、新用開拓によるもの、既墾地を知行高に認められたものなど種々ある。

②知行高中?印は、高の記載のないものである。

③給人?とあるのは、給人と記載されていても、あるいは重信の家臣たる士ではないかとも推定されるものである。

④七戸在城時、とあるのは、士としての登用である。

以上により、我々は、直時の時四十一家、重信の時四十七家の家臣(士又は給人)計八十八家の家臣が登用されたことを知ることができた。

これらの中には、天間林方面の人も相当に入っているが、これらの人々が、各村々に土着し、それぞれの村の指導層となっていたのである。

第三章 盛岡・八戸二藩の分立と七戸

第一節 南部藩の断絶

盛岡南部二十八代の重直はかなりの暴君であったようである。

寛永十三年（一六三六）幕府の許可なしに新丸を増築したり、新城に別荘を作ったりして、家臣の忠告にも耳をかさなかつたらしいが、たまたま寛永十三年の参勤遅滞が原因となり、その他数ヶ条の不審が尋問され、ついに三ヶ年間の謹慎を命ぜられた。

その結果、武州岩槻および近江にある鷹野料三百五十石を没収され、また従来の格式も下げられるに至ったが、ようやく寛永十五年、水戸頼房、佐竹直政、天海僧正、春日局等のとりなしで謹慎を解かれた。

しかし、重直の圧政はその後もやまず、萬治三年（一六六〇）には、譜代の諸士四十二人の禄を、粗野にして容姿整わず、という理由で没収し、それに替えて遊芸技能にすぐれた者数十人を召しかゝえるなどのことがあり、領内でもあまり歓迎された領主ではなく、幕府の評判もよくなかつたらしい。

重直には二男二女四養子があつたが、加藤嘉明の末子内蔵助を離別したのを除けばすべて早世している。

ここにも何か暗い影が感じられる。さらに重直には、経直という兄のほか、政直、利康、重信、利長、直房という弟があつたが、七戸家を継いだ重信と中里家を継いだ直房以外は、寛文二年（一六六二）以前に、いずれも

若死している。

これら弟のうち、少くとも政直、利長は重直の手により毒殺されたと見られているが、重直がそのような行動に出たのは、格式の高い大名から養嗣子を貰うことによつて盛岡南部家の家格の上昇を狙つたためとみられる。

しかし、重直の非道な試みは失敗し、寛文四年（一六六四）九月十二日、重直は後嗣を定めることなしに死去した。

大名が嗣子を定めることなしに死亡した場合は、御家断絶となるのが当時の慣例である。

しかも、重直は幕府のおぼえもよくなかつたから、このことは必至とみられ、そのため南部では流言飛語が乱れ飛び物情騒然となつた。

この間の事情を『篤焉家訓』は次のように述べている。

山城守（重直）儀、一生公儀の勤を輕し、上を蔑にし、繼目之申立も不仕病死之段、言語同断之儀也。

依之、今度数代之領地可被召放候由、既に公儀御評定相究り、近日中隣国江城請取も被仰出候筈之趣専ら

風聞也

隣国の大名が盛岡城の受取りにくるといふのである。

そこで譜代の諸士たちは、数代の領地おめおめ渡すべからずといふので、城を枕に討ち死するか、あるいは花

卷あたりまで討って出て、国境付近で討ち死せんと血気にはやったが、間もなく風説のみをたよりに血気の勇にはやるのは好ましくない、との議論が勝ち、まず嗣子を定めて幕府に相続願いを出すこととなったが、嗣子の選定についても意見が割れ、三派に分かれ紛争はますます激化した。

その模様を再び『篤焉家訓』から拾ってみよう。

其頃毛馬内三左衛門と云人有。数年出会の懇意之者共、段々打寄、此度御名跡誰をか御心付候哉と云ければ、兎角今度の御名跡は、七戸隼人殿（重信）こそ可有之趣申者多し。

三左衛門大に喜び、左候はば是^江血判せられよとて、連判の書付を出し、一々一味同心を被記候趣。

此事義士忠臣の御譜代聞伝、昼夜彼宅^江馳参、前後を争、連判に相加候。

これが家老毛馬内三左門を中心とする七戸隼人重信擁立派である。

一方、遠野城主である八戸弥六郎は「古来より南部の家絶候時は、八戸より継、八戸の家絶候時は、南部の庶子を継ぐと云う事あり。家中一の大身、殊に公儀にて御存の家なれば、可然」というので、密に八戸家にうち寄る者も多かったという。

これが、八戸弥六郎擁立派である。

また、新参の諸士は「公儀御庶子方、御連枝方なりとも申請、南部之主に可奉仰也。隼人殿に於ては、主人に

不可頼」というので、これまた一味連判したという。

これが、幕府御連枝擁立派である。

これら三派は、他人に対してのみならず親類、親子兄弟に対しても互いに本心をあかさず、その騒動は言語に絶するものがあつたという。

ちようどその頃、幕府の御馬方、笹部志津摩らが馬買いのため盛岡に入りこんできていたので、この御家騒動は逐一幕府へ報告された。

笹部は単なる馬買いではなく、幕府の隠密であつたわけである。

意外の騒動に驚いた幕府は、盛岡藩の江戸留守居役を老中の所へ召し寄せ、跡目のことは然るべきように取計らうから、安心して、騒がぬよう在所へ通知せよと命じた。〔篤馬家訓〕による）

このしらせが江戸から早打ちで盛岡に到着したのが十月七・八日の頃であつた。

このしらせのお陰で、二、三日間の間は静隠を保つたが、再び誰いうとなく、公儀では、すでに水戸様御庶子源治郎君に南部の名跡をつがせることに決定したとの流言が流れた。

南部家は水戸家とは格別懇意に願っていたので、この流言もそんな所から出たのかも分らぬし、あるいはまた本当にそういうことが考えられていたかもしれない。

右の流言に対し、幕府御連枝擁立派の新参衆は、わが事成れりと大満足したのに対し、七戸隼人擁立派の譜代連中は、他姓の主人をとり、その禄を全うするのは忠臣の道にあらずとし、まず幕府の馬買いを軍陣の血祭りに

あげたうえ、七戸隼人重信を擁し、はなばなしく一戦を交えんと、毛馬内三左衛門以下数百名が、白昼白装束で新山堂社前大勝寺へ参り、盟約神水をくみかわして結束をかためた。折しも

譜代の者共、弥相従不申、合戦に及ばば、米沢の者共、後切仕候筈の趣、左候はば、何萬騎討手下り候ても、定て及難儀、大乱に可相成趣申成候。

当夏、上杉家継目の事にて、領知半分被召上候に付、上杉殿は不及申、家中迄殊の外憤り罷在候故、是江内通候得ば、後より手合仕候筈（『篤焉家訓』）

といった風聞もあり、七戸隼人擁立派の氣勢も大いにあがった。

これらの動きは、盛岡、花巻等における動きであるが、七戸隼人重信を城主としていただいている七戸地方の動きは皆目わからない。

七戸隼人自身は、この騒動をいたく憂え、しばしば軽挙妄動しないよう藩士に忠告をしているから、七戸では平穏を保っていたと思われるが、盛岡、花巻等の動きを中止させることは出来なかった。

このころ、江戸辰巳（東南）の方向に凶星が現われ、世人これに『南部星』と名づける等の景物まで加わった。こうしているうちに、七戸重信擁立派は、三百六十六名の連判を以て幕府に直訴するに至った。それらのことが奏功したかどうか分らないが、十一月十二日、南部藩江戸家老奥瀬治太夫より、七戸隼人重信

および中里数馬の両名を幕府に召されたとの飛報が入った。

そこで、同十六日、重信は左の家臣をひきつれ、二十二名を従えた数馬と共に盛岡を出立、同二十六日、江戸
桜田の盛岡南部藩邸に着いた。

季節を考えると相当の急行軍であった。

重 信 様 御 供

野辺地忠左衛門

野辺地左内

田鍍八右衛門

田鍍庄左衛門

大川与五左衛門

長尾安右衛門

苅屋金助

久慈三之丞

村田市左衛門

村木新五兵衛

苅屋覚大夫

佐久間茂左衛門

津軽石七之丞

波岡庄太郎

久慈七兵衛

福士治左衛門

西野八左衛門

新井田九伝次

久保長之助

高村六兵衛

新町三右衛門

中野金左衛門

中野新六

安部市左衛門

町屋長三郎

榎光源次郎

その他、御人数合六拾三（『重信公御事績抄』）

第二節 新南部藩と八戸藩の誕生

二人は、十二月六日、大老酒井雅楽頭邸に召され、老中稻葉美濃守、阿部山城守、久世大和守列座の上、酒井雅楽頭台命を伝え、左の如く申渡したという。

故山城守（重直）未だ家督ヲ立ズシテ病死ニ付、他家一般ノ例ナリセバ跡式召上ゲラルベキ筋也ト雖、

南部家柄古ク、其上故信濃守（利直）公儀へ対し忠勤浅カラズ、権現様（家康）、台徳院様（秀忠）ノ御

覚深キ其先功ヲ思召サレ、此度南部十萬石ヲ分ケテ、隼人へ八萬石、数馬（直房）へ二萬石ヲ賜ハリ、

新規ニ取立給フノ間、決シテ先祖伝来父兄ノ遺跡相統ト思フ可ラス。（『盛岡市史』）

同様の趣旨のことは、八戸藩二代南部直政も遺文としてこれを後世に伝えている。

事実この通りであったろうが、そうすると南部藩は慣習通り一度断絶し、新たに盛岡南部八萬石と八戸南部二萬石の二藩が創設されたことになる。

かくて、十二月十五日、両者は御礼を言上、同二十八日、七戸隼人重信は、従五位下大膳大夫に、直房は同じ

く従五位下左衛門佐に叙位任官させられた。

次いで、翌寛文五年（一六六五）二月二十七日、盛岡藩主となった重信から八戸藩主となった弟直房に対し、領地書上目録が手交された。

ところで、この二藩の分立は、当時南部地方の人々にいかなる眼をもって迎えられたであろうか。

『篤焉家訓』には

寛文四年、兄重直公御逝去ニ付、重信御年四十九ニテ、計ラズモ南部ノ正統ヲ継ギ、国家ヲ修メ、仁政ヲ施シ玉ヘバ、御領中衆民万才ヲ唱ヘケル

とある。

しかし、幕府のとつたこの二藩分立策は、『篤焉家訓』の云う処とは大分異つた受取方をされたようである。

盛岡南部家は、家格の上昇を望んでおりながら、逆に十萬石から八萬石へと格下げになつた。

重信の施策には不満がなかつたが、盛岡藩士の眼には、この格下げは、八戸南部藩ができたためと映じたらしく、直房が数年後の寛文八年（一六六八）六月二十四日盛岡藩から八戸藩士として送りこまれていた刺客の凶刃に倒されるだけでなく、五代將軍綱吉の御用人まで累進するほどの名君であつた二代目直政まで盛岡南部家のために毒殺された、と推察されるほどの悲劇を生んだ。

盛岡と八戸との家臣同志のあつれきは、八戸の三代藩主に、重信の子息で、盛岡南部三十世行信の弟右近（通信）を迎えることによつて、ようやく落着いた。

第三節 七戸南部家の断絶

重信には左に掲げる十三男十一女があった。

秀信	七戸彦六郎	寛文三年八月五日、七戸で死去、廿九才。瑞雲院殿、七戸瑞竜寺に葬る。
定信	七戸主殿佐	寛文三年十一月廿日、七戸で患い、盛岡で死す。廿六才、盛岡東禅寺に葬る。
行信	南部信濃守	盛岡三十代藩主となる。
式姫		
七姫		
辰之助	兵部	早世
英信	七戸喜庵 幼名乙之助	明暦四年出生、稗貫郡五ヶ村八百石を賜り、七戸の名跡をついだが多病のため弟舜信を養子とし家を治めさせる。享保十六年正月六日死去、七十四才。
政信	南部主税 幼名亀之助	寛文八年正月六日、盛岡で出生。和賀郡、二戸郡の内にて新田五千石を賜り、旗本となる。後の七戸南部家の祖。
勝信	南部主計	寛文九年正月十一日、盛岡にて出生、新田三千石を賜り、旗本となる。
萬之助		延宝元年三月、四才にて死去。
千之助		寛文十三年(延宝元年)三才にて死去。
色姫		寛文十二年八月出生、延宝二年七月死去。
通信	南部右近 幼名内匠	寛文十三年二月、盛岡にて出生。 八戸藩三代藩主となる。

愛信	七戸外記	和賀・稗貫・岩手三郡で千石を賜る。享保十七年死去、五十九才。
千代姫		延宝五年七月、二才にて死去。
捨姫		延宝六年七月、一才にて死去。
三代姫		天和三年正月死去。
岸姫		天和元年六月死去。
豊信	坪内数馬定信	寛保二年七月死去、六十二才。坪内定重嗣子。
舜信	南部織部	初賢信、善之助。七戸喜庵養子。
谷地姫		元禄六年正月、九才にて死去。
慶姫		享保四年死去、三十四才。
恵岐姫		享保五年八月四日死去。

註

① 秀信・定信は父重信七戸在城中、七戸で生長したため七戸氏と名乗る。

② 第七子英信まで七戸で出生。

③ 『篤馬家訓』により作る。

これによれば、重信の子で七戸氏を名乗った者は、長男秀信、次男定信をはじめ、英信、愛信、舜信等がある。長男秀信は、寛文三年、七戸で死去、その墓は瑞龍寺の御霊屋にある。

次男定信も七戸で発病したが、のち盛岡に移り、秀信と同じ年に死去しているので、この二人がもし長生をしていれば、どちらかが重信のあとをついで七戸南部家となったと思われるが、二人とも重信に先立って死去したため、そうならなかった。

そこで重信は、五男英信に稗貫郡五ヶ村を与え、七戸の名称を継がせたが、英信は病気がちであったため、重

信の十三男舜信をその養子とし、家を治めさせた。

この英信家は、七戸氏を継いだとはいうものの、七戸に領地があるわけでもないもので、もはや七戸地方とは何の関係もない家柄であった。

なお、七戸英信家は、舜信の次の三代目信有の時、遠野の八戸弥六郎家をついだため、断絶している。

今一つ、七戸氏を名乗った愛信、七戸外記家も、七戸氏を名乗っても、その領地は和賀、稗貫、岩手三郡で千石であり、七戸地方とはこれまた無縁の人であった。

この七戸外記家も、三代信起の時、三田の南部主計家三千石を継いだため断絶している。

さらに、のちにそのあとが七戸藩主となる南部政信家も、別記詳述するように、この段階では七戸地方と何の係りももっていないかった。

以上によって明瞭なように、寛文四年(一六六四)、重信が盛岡二十九世となったあと、七戸氏を名乗った者は数人いたが、いずれも七戸とは無縁の人であったのであるから、七戸地方民が七戸城主としていたたく七戸南部家は重信以後明治まで存在しなかったといつてよいであろう。

それでは、重信が去ったあとの七戸地方の政治は、どのように行われたであろうか。

第四節 代官政治のはじまり

七戸隼人重信が盛岡藩主となった後、重信の領地であった七戸地方は、盛岡の直轄地となり、代官がおかれ、

じらい明治二年の初まで代官によって政治が行われることになる。

このことにつき、『郷村古実見聞記』および『篤焉家訓』は次のように記している。

七戸御代官始并七戸御給人初之事

寛文五年より、七戸御代官野辺地忠左衛門・藤村清兵衛野辺地共に兼ル。(筆者注、清兵衛は源兵衛の誤り)

七戸隼人直時家来五拾五人、忠左衛門、清兵衛手に付、勿論表御礼といふもなく御座候処、元禄五年よ

り七戸御給人と申名目に相成、右元禄四年より野辺地忠左衛門七戸一応二願上、野辺地御代官ハ、七戸

御給人西野八左衛門盛岡支配被仰付、野辺地御代官付、身帯新田五拾石なり。(『郷村古実見記』)

註「篤焉家訓」の内容は少しくこれと異なる(後述)。

これによって次のことが分かる。

- ①初代七戸隼人直時には家来が五十五人あった。
- ②その家来は、当然二代七戸隼人重信の家来となっていた。
- ③重信が盛岡藩主となった翌年の寛文五年から野辺地忠左衛門、藤村源兵衛が七戸代官となり、野辺地代官を兼ねた。

七戸隼人の家来達は、七戸代官の支配下におかれ、盛岡城へ、表御礼に上ることもなかった。

⑤元禄四年から野辺地忠左衛門は七戸代官に専念することになり、七戸在住の西野八左衛門が盛岡支配下におかれ、野辺地代官の職についた。

⑥七戸隼人家臣は、元禄五年（一六九二）から、七戸御給人という身分に定められた。

この資料には疑問点が一つある。それは「七戸御給人」という名が、果して元禄五年に初めて定まったのか、という点である。

盛岡市中央公民館の資料の中には天和四年（一六八一）に書かれた『七戸御給人小高帳』が二種類ある。

これによれば、「七戸御給人」という名称は、少くとも元禄五年より十一年前の天和四年にあったことは明らかである。

御給人とは、他藩という郷士であり、その名称は天和以前からあったと思われる。

従って、天和四年のそれは、他とのつりあの上、旧七戸隼人家臣を、慣例的に「七戸御給人」と呼んでいたことを示すものであり、正規に「七戸御給人」という身分におちついたのは、元禄五年であったとみるべきものであろう。

さて、ここに「七戸隼人直時家来五拾五人……元禄五年より七戸御給人と申名目に相成……」とある中の五人とは、この資料によれば直時時代の家臣の人数のようであるが『篤焉家訓』（後述）によれば、元禄五年の人数のようでもあり、必ずしも明確でない。またこの人数は先にあげた二種類の、天和四年の『七戸御給人小高帳』

の人数とも異なる。

さて、講談などでは「南部の悪代官」という言葉がよくきかれるが、七戸通における代官政治の功罪はどうであつたらうか。

これを一口にいうことは難かしいが、たとえば『七戸藩支配置の次第申立書』に「租税ノ向モ民事局ノ取建無之罷有候事柄、諸事寛宥取計ニ流弊致、租税八年々下ヨリ何石何斗上納仕度申出、任其意検地毛見無之、寛文七八年改高之儘有来候。如斯次第二而田畑反別不定、土地混乱ニ罷成、且又三民宅地山林野藪等ニハ南部旧領内何レモ取凶無之、従前仕来ニ御座候事……」によつてもうかがえるように、農作不適地であることの認識の上に立つて、租税制度はゆるやかであり、そのために百姓一揆があまり発生していないのは功の部に入らうが、一方、何事も旧慣通りということ、いつこうに地方の発展策が講じられなかつたことは、いわば政治不在ともいつてよく、罪の部に数えられても仕方がないようである。

盛岡藩の資料をみても、他の通から藩に対してなされた報告書や、他の通の色々な調査記録は比較的残存しているのに、七戸通に関する資料が極めて乏しいのも、その辺に原因がありそうである。

第四章 南部藩の地方行政組織

第一節 郡・通・村制

南部藩は「三日月の円くなるまで南部領」といわれるほど広大な地域を占める藩であったが、その地域は山林の割合が大きく、村落は「人家少し、三里に一駅、五里に一村のみ……」（肝付兼武『東北風談』）といわれるように、その発達が不十分であった。

そのため、これを治めるには、特別な地方行政組織：郡・通・村制（郡の下に通とおをおき、その下に村をおく）を設ける必要があった。

郡は、藩政初期、和賀・稗貫・紫波・岩手・閉伊・九戸・北・三戸・二戸・鹿角の十郡に分けられた。

郡の下に通がおかれ、通ごとに代官所が設けられるようになったのは何時頃かはつきりしないが、承応年間から寛文年間末（一六五二～一六七三）にかけて整理統合が行われたようである。（『内史略』）

これを、天間林村の母体である諸村が所属した七戸通についてみると、次のようになる。

○慶長二年（一五九六） 七戸直時七戸城主（二千石）となる。直時伯父七戸縫殿助直次（後野辺地氏を名乗る）従って七戸へ来り、七戸城代役を勤める。

○正保四年（一六四七） 七戸直時死去、十一月七戸重信七戸城主二代目となる。

○寛文四年（一六六四） 七戸重信盛岡城主となる。

○ 〃 五年（一六六五） 野辺地忠左エ門、藤村源兵衛七戸代官と成り、野辺地代官を兼ねる。

○元禄四年（一六九一） 七戸代官野辺地忠左衛門、野辺地代官兼務を辞退し、七戸通代官専任となる。七戸給人西野八右衛門野辺地代官となる。

右に少し説明を加えよう。

慶長二年七戸直時が七戸城主となったが、直時は南部藩の重役として、三戸（後には盛岡）出仕がほとんどであった。

従って七戸地方の治世は、城代である七戸縫殿助が担当したが、直時の死後正保四年から二代目七戸城主となった重信は、七戸に在城したので自ら治世の任に当り、名君と仰がれた。

ところが寛文四年、南部藩が、跡目人未決定のため、一たん断絶し、新に盛岡南部藩八万石と八戸南部藩二万石とが成立したとき、重信は、ばってきされて盛岡藩主となった。

そして七戸地方は盛岡南部藩の直轄となったので、同年代官所が設置されるに至った。このとき野辺地にも田名部にも代官所がおかれ、翌五年、野辺地忠左衛門（先の城代の後えい）および藤村源兵衛の二人が七戸代官となり、かつ野辺地代官を兼ねた。

七戸代官が野辺地代官を兼ねる方式はしばらく続いたが元禄四年に廃され、七戸代官は七戸通の専任となり、

幕末まで及んだ。

なお代官は二年任期で二人任命され、半年交代で勤めるのが習わしであったが、いつのまにか三年前後となり、文化四年（一八一五）以後は、特に任期を定めないとされた。

七戸代官所は旧七戸城の中におかれた。

代官に任ぜられるのは、原則として、純粹の南部藩士に限られたが、初期の頃は、諸制度の改変期でもあり、七戸給人が七戸代官に任ぜられることもあった。

すなわち、寛文五年七戸代官となった時点の野辺地忠左衛門は藩士の身分であったが、もと七戸城主直時および重信の家臣であった人々は、重信の盛岡城主へのぼってき後、いつの間にか七戸給人という身分に変わっていたらしく、天和四年（一六八四）の『七戸御給人小高帳』には、野辺地氏・藤村氏をはじめ全員給人として書上げられている。

一方『篤焉家訓』には「七戸御給人は七戸隼人正直時家来也。……元禄五年（一六九二）より七戸御給人と名目定まる。五拾五人これあり。」とあり、七戸給人の名称の発生の時期は定かでないが、少くとも元禄年間野辺地忠左衛門が代官時代の身分が給人（郷土）であったことは確実である。

通の長官である代官の下には、下役・物書その他が配された。その数は時代とともに次第にふえていき、主として地方給人（郷土）がこれにあてられた。

代官は、所属する村々の行・財政上の一切の権限を有した。

従つて、その治世の良否は、直ちに藩政へも影響した。このため、藩は代官に対して、しばしばその治世上の心得を発している。

それらの中で、「民は天下の民に候へば、我等（藩重役をさす）は重きことに存候間、永々おこたりなく相勤むべきものなり」とか、「代官は其の身を慎み、支配処の邪曲を糺し、下々を教導、風俗を正しく致候心得」るよう諭しているほか、機に應じ、農民の取扱い方について指示している。

さて

このようにして、南部領全体の整理がすすみ、天和二年（一六八二）には、十郡、三十三通、五八七か村に分割統治されるに至った。

このとき、今の青森県に属するいわゆる南部地方は、

三戸郡……三戸通・五戸通

北 郡……七戸通・野辺地通・田名部通

に分けられた。

このとき、七戸通に含まれた村々は、左の二十四か村であり、その村高の合計は四千六拾七石七斗四升九合であつた。

新館村 野崎村 附田村 花松村 中岫村 榎林村 ニッ森村 大沢村 馬洗馬村 八斗沢村 甲地村
 三本木村 洞内村 大浦村 天間館村 倉内村 平沼村 鷹架村 尾駮村 泊り村 横浜村 出戸村

七戸村 野辺地村

これより、われわれは、後の天間林村を構成する野崎村・附田村・花松村・中岫村・榎林村・二ツ森村・天間館村の七か村が、すでにこの時代、それぞれ独立の村として認められていたことを知ることが出来る。

なお、明治初年、榎林村に編入される李沢村および甲田村は、この時点では甲地村の支村であった。

南部藩の十郡三十三通制は、通例享保二十年（一七三五）に確定されたことになっているが、それは天和二年の組織中、鵜飼通を見前通に合し、新に遠野通をおいただけの改変であった。

さて、このような村は、本百姓（自作農）を中心に構成されていたが、百姓の中には土地を持たぬ小作農もあった。

この百姓が五人組を構成した。その五人組のことを南部では組合と呼んでいる。

組合は、組頭を互選し、組合の代表とした。

その組織の中から老名（おとな乙名）がえらばれた。

その老名が肝煎（肝入）候補者をえらび、代官の許可を得て肝煎すなわち村の長とした。

肝煎は関東地方にいう名主、関西地方にいう庄屋に相当するもので、老名の補佐を受けて村政を掌握し、また代官所を通じて藩の方針や命令を村民に伝達する役割を果たした。

村にはまた馬肝煎・山肝煎・古人等がおかれることもあった。

馬肝煎は代官所の牛馬役の下に属し、牛馬に関する村の事務の一切を管掌し、後の二者は御山奉行の下に属し、

林制を管掌した。

以上の村役人のほか、代官所所在地等重要都市には、下級警察権をも持った検断を置き、治安維持に当らせた。七戸通では、七戸だけに検断がおかれ、その下に宿駅のことを掌る宿老が数人おかれていた。

村には通例、村民が自主的に定めた「村極」むらぎめすなわち村法があり、あるていどの自治が認められていた。

以上のような地方行政組織は、南部藩一帯に共通のものであったが、七戸通の場合には、通の下に今一つ下級の通も設けられ、下級の通には多数の村々を統轄する大肝入がおかれた。

第二節 代官の職務

代官の職務についてはすでに述べたが、その事務分掌等について記した資料があるので、左にかかげよう。

代官の職務

代官の職務については、『御勘定所七棚仕様付帳』に

- 一、御定役銭割付御証文相したため認候事
- 一、御蔵高出入御証文相認候事
- 一、海辺諸船役金改之事
- 一、塩釜御証文相認候事
- 一、御鷹餌鳥請負銭割付本帳相出候事

- 一、所々橋懸直御普請入方錢、割付証文相認申候事
- 一、御馬飼料入方算改仕候事
- 一、所々定番兩御馬屋口付人足、出入切手を以月々算改仕、御定目雇代一ヶ年限算改仕候事
- 一、江戸詰夫人足割付之事
- 一、御蔵老分増舩金算改之事
- 一、為御登米上俵・繩、御入用次第御取上被成候節、右御代錢百姓共江被下候二付、請取手形算改仕候事
- 一、御年貢米蒔・菰代之事
- 一、御代官・御蔵奉行御役料米御証文相認候事
- 一、壹里給米御証文相認候事
- 一、無高・明屋敷御役錢之事
- 一、知行方五ヶ一積御貸上之事
- 一、所々御新田御用始末仕候事

右宝曆七丑年三月十二日被仰渡

とあり、また『旧盛岡藩勘定所事務分掌』中「御代官方」の項には

- 一、諸割付高取調之事

- 一、金米錢定高・御金米錢御宥免高御証文併年数帳取調之事
- 一、諸上納金錢割付之事
- 一、諸向御渡相成候錢割付之事
- 一、人馬・諸品割付之事
- 一、諸御拂金米錢始末之事
- 一、諸御引米始末之事
- 一、御役料米金・諸給米被下米・御手当米御証文取調差出候事
- 一、御免地御証文取調之事
- 一、御藏高加高・引高御証文取調差出候事
- 一、御藏・給所不仕付披立願之事
- 一、御支配方へ断相廻候事
- 一、御支配方へ断遣候事
- 一、御土藏方へ断遣候事
- 一、年々仕立用候御用物之事
- 一、御代官方日記
 - 一、金米定高御証文留
 - 一、書拔御役高帳
 - 一、御役金錢割付帳
 - 一、御鷹餌鳥錢御本帳
- 帳
 - 一、御鷹部屋御用代錢御本帳
 - 一、鶏黒尾代錢御本帳
 - 一、御厨荒糠代錢御本帳
 - 一、中津川・北上川

御要害御普請御入方錢本帳 一、無高明屋敷坪御役錢御本帳 一、高ノ目林御役錢御本帳 一、御代官・御藏奉行御役料米金御証文留 一、大納戸ヨリ諸品請取通 一、所々御定番人足御本帳
一、年々書加用候御用物之事

一、伺留 一、御米定高出米積帳 一、高出入書拔帳 一、金目錢定高出金錢積帳 一、古荒・不仕付・川欠高書拔帳 一、辰不仕付高書拔帳 一、享和元年・二年・文化十二年・弘化元年川欠高書拔帳 一、諸給米・御手当米御証文留 一、駅所困窮ニ付御手当米錢御証文留 一、御免地高御証文留 一、加高・引高御証文留 一、永ク金目定高御証文留 一、道橋御普請錢割付御証文留 一、川除御普請人足割付扣帳 一、大畑詰庶人錢割付扣帳 一、江戸上下御屋敷詰御中間割付扣帳 一、御金錢大函帳 一、地頭定高出金錢取立御本帳 一、塩釜御役錢御本帳 一、本御金錢始末留 一、拂御金錢留帳 一、御米本留帳 一、御米拂留帳

一、年々諸向差出候御用物之事

一、諸御代官所御役高書上帳 一、諸船・塩釜改書上帳 一、諸普請割合高書上帳

とある。七戸代官所の仕事が、右と全く同じであったとは限らないが、ほぼこのようなものであった、ということができよう。

今引用した資料は難解であるが、その多くは、年貢に関係したものであることが分ろう。

そのためか、代官の中には、年貢の取立を専務と心得、不法にこれを取立てる者すらあつた。そこで、盛岡藩では「御代官心得草」なるものを作り、代官の心得とした。

これは、長文にわたるので、その一節のみを引用してみよう。

御代官は重き御役ニ候所、近年一統困窮、御上ニても御差支之所より、金錢取立之事已専務と心得候類多、且不法之取扱を以、金錢取立候者も有之、右ヲ出精と相心得義、甚御代官之趣意相応申間敷哉、随分村方之専心を附、貧富・驕奢・質朴等之訳ヲ相考、土地善悪・薪芻之祐ケ等迄氣ヲ付取扱可申事。農業之外産業有之村方、或ハ田畑之油一通り之所抔勘弁、取立方考も有之事也。

惣て御高併給地等、是又委細ニ心得扣度事也

其役所ニは諸書付も有之、前々より被仰渡候事共熟覽、取扱候義甚重き事候間、専ら主役之要たる事なるへし。

廻村之節は、御百姓共閑かなる時を考、春秋之内廻村一村毎ニ心ヲ用へ、土地善悪、草木之有無、人物等承合、覚不申節は、取扱方不行届も多き事也

故に萬民不服、自然と大難ニ至る事古今不少、小吏ヲ頼ミ致候て、事任申間敷事、下役共外御役屋掛之者共、能々人物ヲ覚申度事也

惣て人ヲ不知シては、取扱方ニ不埒多し、国家ヲ統るニは、寛猛中ヲ取る一定之大法也、賢愚ニ依りて、

或ハゆるく、又は猛く、何れ見合へき事也、

一朝一夕ニ事ヲ成さるハ、是不学不智之謂也。

要は、百姓やその持てる土地の善悪をよく知り、百姓の迷惑にならぬよう適切なる取扱をし、万一にも不行届の取扱いによつて百姓の不満を招き、大事に至ることがないようにせよ。

また部下を用いるにも、小吏に仕事をまかせることのないよう、人をよく見て使え、と説きかしている。このような、代官としての心得は、幾度となく藩当局から発せられている。

そのうちの一つ、寛政七年（一七九五）十二月八日付のものを紹介しよう。

御代筆を以被仰出候御書付左之通

支配所遠近も有之候得共、役人共繁多にて指図も行届不申故、為長其処々え遣置、田畑之興廢、百姓之安否を致見聞、取斗候ために候処、何事も司候者之申付而已を重し、民之艱苦を不辨様ニ相成候ハ、甚不宜風儀ニ候。

年貢金銭取立斗ハ、村肝煎にて相済候事ニ候、代官は其身を慎、支配処之邪曲を糺し、下々を教導、風俗を正しく致候心得等第一之主意、御代々被仰渡、何れも心得居可申筈、今更委敷不及申渡候。

都て、下々之愁訴を押へ置候事ハ不宜候、併願之向ニ寄、表立候ては他村之障ニ相成候哉、或ハ平生山

野之稼を致不精、家業ニ怠り候類、或ハ行跡不宜、村之風儀ニ拘り候者、顯に制しかたき類有之候ハ、役人共え申出候上、内々御向手寄之方え其旨可申出候、何ニも差圖可遣候。

ケ様申渡候上、若不正之取扱等有之、村方難渋之聞得有之候ハ、急度相糺、不念ニ可申付候。

諸音物受申間敷儀、兼々申渡置候処、百姓共願筋ニ付てハ、物入有之趣も相聞得候。

手先之輕き者共ニハ、心得違之者も可有之哉、心を付、急度吟味可申候、自然少分之品たり共、受納之趣相聞得候ハ、急度可申付候。

この書付は、代官は、田畑の興廢、百姓の安否を見定め、取計らうのが任務であること、司候者の言のみを信じ、百姓の艱苦をわきまえないようではいけないこと、年貢取立のみを事とする者もあるが、それは村肝煎だけでもすむことで、代官の仕事は別にあること、それは、身をつゝしみ、管内の正邪善悪をただし、下々の者を教導し、風俗を正しくすることであること、百姓の訴も、むやみに押えておくことはよくないが、願によつては上司の命を仰ぐこと、もし不正の取扱があつて村が難渋しているときこえてきたときは、きつと糺明すること、代官又はその下の役の者がワイロを取つたときは処罰すること等をきびしく示したものである。

第三節 七戸代官所御給人役職

代官所勤務の給人数が時代とともにふえていったことは前に記したが、嘉永二年（一八四九）の七戸代官所御

給人役職表が七戸町の小林家に残っているので、左にかかげよう。

七戸代官所御給人役職（嘉永二年〜一八四九）

一、下御役

小泉 八十助

中村 新左衛門

村木 喜太郎

一、牛馬吟味役

中野 太郎右衛門

御武器係冥加錢取扱御用係兼

一、下御役当分加

盛田 准助

盛田 弓太

一、御蔵手伝

盛田 准助

福田 文蔵

天間 林村史

一、御境役

鳴海 長 蔵

清水目 長左衛門

高田 善八郎

一、御山奉行

高田 善八郎

浦田 寛 平

一、御武具係

工藤 龍 太

福士 留之丞

一、奥御用大豆御買上係

工藤 龍 太

一、牛馬役

中島 伊左衛門

米田 泰 治

一、御用手伝

盛田 准 助

一、由緒御用係
浦田 寬平
米田 泰治
工藤 龍太
福田 文蔵

一、同当分加
工藤 龍太
盛田 祐助

一、御物書
駒嶺 又左衛門

盛田 勇司
附田 其右衛門
小山 真理

一、同定加

駒嶺 又左衛門

一、同加

天間林村史

盛田 祐助

四戸 角之進

一、御用見習

高田 勇

藤島 丹吾

野辺地 久吉

川村 才助

中島 弥六

西野 広治

町屋 七郎右衛門

一、五錢係

四戸 角之進

一、御所限御代物御貸付御用係

福士 留之丞

四戸 角之進

一、御普請係

福士 留之丞

附田 其右衛門

一、盜賊吟味方並火之廻用水奉行

中原 平左衛門

千葉 才藏

一、御本丸御座処御掃除係

駒嶺 又左衛門

野辺地 久吉

一、御古城廻御掃除係

四戸 角之進

高村 庄之助

一、往還道橋御掃除係

佐々木 其馬

工藤 茂右衛門

苦米地 伊右衛門

一、蟻渡御野馬御用係

天間 林村史

第四編 近 世

工藤 龍 太

一、大阪御仕向大豆御用係

中 島 伊左衛門

一、贖金錢並悪銭吟味御用係

中 原 平左衛門

附 田 其右衛門

小 山 眞 理

一、三本木平植立奉行

大下内 武太夫

工 藤 喜三太

町 屋 勝右衛門

四 戸 等 八

米 田 武右衛門

藤 島 丹 吾

一、魚粕御買上御用係

中 島 伊左衛門

一、泊村遠見御番所御番人

作田 半右衛門

貝塚 平助

貝塚 伝助

第四節 七戸通の行政区域

前述した処によつて明かな如く、七戸通の行政組織は郡・通・村通・村 という組織になつており、下級の通には、

沢山の村を統轄する大肝煎がおかれることもあつた。そして、大肝煎がおかれた場合、その配下の村には時として肝煎は置かれなかつたようであるが、この点については研究が十分でなく、後考をまちたい。

以下、江戸時代の七戸通を構成していた村々の、村名・民戸数・馬数等を記してある幾つかの資料をかかげよう。

資料の中には若干の誤記もあると思われるので、その点については備考で触れておいた。

これらの資料のうち、七戸通行政区域を知るに最も良い資料は『天保七年（一八三六）七戸惣郷村名附』であるが、これには、本村、支村の関係が記されていないので、ここに掲げたその他の資料で補完して見てほしい。

なお、七戸町の場合、上川目通の名称が今日でも残っているのは周知の通りである。

(一) 邦内郷村志(村名・高・民戸数・馬数書上)

民戸 安永九年(一七八〇改め)
馬数 寛政九年(一七九七改め)

村名	民戸数	高(石)	馬数	本・枝村		備考
				村(町)名	民戸数	
三本木村	五四	五一	八一	三本木 中 撮 川 臺	四〇 五 七	民戸数計算合わず
洞内村	一四〇	二九四	二二六	洞 内 芦 沢 樽 石 中 村 豊 良 五十貫田 小 田 蓬久保	九一 四 二 一八 一三 四 三 五	
馬洗場村	九	二〇	八			
八斗沢村	一五	四一	四四			
立崎村	四二	一〇〇	七〇			

大浦村	新館村	大沢田村
二六〇	四六	九一
五七三	一四二	一五九
六五	四八	一四三
坂井野沢 全村 才一田 徳万才 中岫平 沼崎 小川原 新山 白旗 二ツ屋 大浦	八幡池 赤平 戸館 新館	牛鍵 大下内 早坂 小大沢田 大沢田
一五 二二 三六 二二 二二 四〇 五七 二〇 一七 二四	一八 七 三 九 九	一一 九 八 一五 四八

七戸村	上野村	
四八三	六三	
八五五	二〇六	
?	九一	
野左懸 中村 荒屋 見町 倉岡 左組 作田 大林 大川 川原 新町 南町 袋町 向町 新川 小川 下町 横町 本町		大洞 菩提寺 虫神
二五 一三 一〇 一七 一六 一〇 一五 一六 一四 一四 二一 一五 一六 二三 五〇 五〇 二五 二七		一 一 九 四

附田村	野崎村	花松村	中岫村	
一一	二二	四	七	
二五	二六	一八	五四	
二七	三三	三八	三四	
	中野崎			林 寺 門 半 小 一 和 西 高 八 山 別 道 八 沼 全 下 前 田 子 丁 ノ 田 野 屋 敷 懸 屋 曾 地 栗 野 村 沢
	一一〇			六 七 六 一 二 三 〇 二 五 七 八 六 九 一 五 四 二

二ツ森村	榎林村
三〇九	三三二
六〇	二〇〇
三九	一五〇
榎林 貝塚 甲地 李沢 甲田 長久保 土橋 蓼内 鶴ヶ崎 舟ヶ沢 漆玉 田野沢 狼ノ沢 野田頭 水喰 級木 細津 萌出 切左坂 寒水 コブノ木 篠屋	榎林 貝塚 甲地 李沢 甲田 長久保 土橋 蓼内 鶴ヶ崎 舟ヶ沢 漆玉 田野沢 狼ノ沢 野田頭 水喰 級木 細津 萌出 切左坂 寒水 コブノ木 篠屋
一〇 四 五 五 一 三 三 一 六 二 三 六 三 五 四 四 一 四 六 九 七 二 四	二 三〇
○おそらく、二ツ森村六〇石、馬三九疋、甲地村三〇九戸と訂正すべきものである。	○このらん誤り ○本・枝村名・民戸数はすべて甲地村のものである。 ○二ツ森村と甲地村が混交したものである。

	(ニッ森村)	
	?	
	(六〇)	
	(三九)	
十海初立 手代森 天間館		外蛇沢 内蛇沢 保戸沢 乙部 向旗屋 乙供 宇道坂 添ノ沢 清水目 上板橋 下板橋 数牛 淋代 横沢 塔野沢 長者久保 夫雑原 千引
二三四		一九七八七四九二七四三三八三五〇七八八六
	この記載はない	

法量村	深持村	天間館村
		二五六
		四三八
		一三六
	寺底古栗松原上柳金鳥向中白柳原津小市市 沢田和和沢ヶヶ久原原原野又又野野 沢田備備沢沢保保保野野野石平子保又又沢沢	
		二二二三三三二二二五二七二二九九二五八〇二七六一一七
<p>深持・法量両村の記載に大なる誤りあり。省略す。</p>		

総計	泊村	出戸村	尾駁村	鷹架村	平沼村	倉内村
二、三三〇	五七	二〇	四一	二七	三六	三五
五、七四八	三四	一六	二二	一九	三五	二七
五、七八五	五六	二〇	七七	一六	一七	七九
			二 尾 室久保 駁 又	戸 鷹 鎖 架		芋 中 倉 ヶ 志 内 崎
			五 一 二 一 一 五	一 九 八		三 七 二 五

(二) 享和三年(一八〇三) 御領分郡名村名書上

七戸通

本 村 名	村 戸 数	枝 村 名	村 戸 数	駅 場	内、給 入戸 数	備 考
七戸村	三七八	本町 横町 下町 小川町 新町 袋町 浦町 南町 新川原町 川去 銀南木 川原町 向町 小田子 和田 西野	二八 二三 二三 三七 三五 一一 一一 一一 一七 三 三 三 二六 七 一四 七	八	八	
						川目 山野際中

大浦村	新館村	七戸村
四一	三〇	三七八
白二本 簇ツ屋村	赤八本 平幡村	寺治倉左作八道別沼幣中荒見山八高 下部袋岡組田栗平地曾野掛村屋町屋掛田屋敷
五二	一三 二三五	二二〇五二三七六三三七六三三七六三三七三
	二三	二七二
平地村 " " "	平地村 " " "	山川山川野山野川 中目際"目間" " "際"間" " "目

洞内村	八斗沢村	立崎村	大沢田村	馬洗場村	上野村	大浦村
八七	四八	一四	五一	二	六四	
五本 拾村 貫貫 田田	小菩 川提 原寺	虫本 大下 内神 村	早牛 坂鍵 大洞 芋久 保村		沼新 崎山 境ノ 才市 田村	德中 万岫 歳平
三五 八	二五 四四 五〇		八四 五七 二七		一〇 一八 一一 二四	一六 五
二	三	二	一			四
野平 間地	沼ノ " 上	山山 中際 山間	山山 野中 野間	地野 窪山 山	沼野 はた 間 " 平 " 地 村	" 平 地 村

法量村	深持村	三本木村	洞内村
一一六	七七	二六	八七
熊ノ沢 川口村 本村	熊ノ沢 中村 梅村 赤沼 矢神 晴山 中板野沢	板野沢 小田 本村 川中本 臺振村	中樽 芦石 小沢 豊田良
一七二	七五七二〇七六	一六三四	一三三三二六
	四		
川目 川端 川目	山中 " 間 山間 川目 川上 野中 " 間	野中 野中 山中 山川 野合 山下	野間 " 間 山中 山際 山際

<p>天間館村</p>	<p>法量村</p>
<p>一二六</p>	<p>一二六</p>
<p>鳥谷部 向中野 中野 原久保 本村</p>	<p>長沢 蓬畑 府金 石渡り 増沢 鳥谷附 萩の岫 山屋 川臺 中里 両泉寺 山口 漆畑 百目木 小倉 片貝沢 淵沢</p>
<p>一一〇 一四 一三五</p>	<p>一〇 三六 三三 三三 六四 六六 六八 〇五 五四 四九 二二 五五 六六</p>
<p>一九</p>	
<p>野間 " " 川目 往還筋</p>	<p>川目 " " " " " " " " 山間 " " 山ノ上 山ノ上 平地 " " 川目 山際 山間 山ノ上 " " 山間 " " " " " " 川目</p>

天間林村史

二ツ森村	榎林村	附田村	花松村	中岫村	野崎村	天間館村
	三九	八	九	七	一八	一二六
本村					中野崎 本村	市ノ渡 寺沢 小又 坪村 原子 白石 上原 柳平 金沢 古和備 底田 手代森
一二					一七	三 一 一 六 三 七 七 六 一 六 四 二 三 六
四	二三		五	二		二 二
"		川ノ上	"	"	" "	野間 " 山ノ下 川目 野間 山際 " " 川目 川ノ上 " " 川目 平地ノ下

甲地村	二ツ森村
一八八	一五
旗屋 枋木 寒水 李沢 甲田ノ沢 中村 水喰 級木 細律 萌出 切左坂 野田頭 狼沢 漆玉 船ヶ沢 鶴ヶ崎 土橋 蓼内 長久保 本村	貝塚
三四五二八一五五三一三五二三一七二二三九三五	一四三
	三
山際 山ノ上 山中 山間 野間 川目 野間 沼端 山間	野間

平沼村	倉内村	甲地村																	
二七	二七	一八八																	
	芋ヶ崎 中志 本村	清水目	添ノ沢	下板橋	上板橋	数牛	淋代	横沢	塔ノ沢	長者久保	夫雜原	千引	乙部	保戸沢	外姥沢	内姥沢	乙供	向旗屋	
	二五〇	七	四	一	〇	二	七	四	四	三	三	二	六	七	二	一	〇	四	
		六																	
	沼端 御巡見通筋、沼ノ上	川目	山際	山中	山際	”	”	野中	山中	”	”	往還筋	”	”	”	”	”	山中	山際

計二六ヶ村	泊村	出戸村	尾駁村	鷹架村
一、五二〇	六四	一二	三三	一三
			二室本 又久村	戸本 鎖村
			三九二 一	八五
	御巡見道筋、遠見御番所	御巡見通筋、海辺	山下 沼端	御巡見通筋、海辺 沼端

註 ①上段らん、「本村」は「枝村」を含んだ「総村」の意

②「枝村」・「駅場」らんには「総村」の中の「本村」も記入した。

③備考らんの記載は、村落の所在地の地勢を示したもの。

(三) 天保七年(一八三六) 七戸惣郷村名附

御町通	上川目通	南川目通	北川目通	北山通	天間館通	洞内通
御城・内丸・本町・横町・下町・小川町・新町・裏町・南町・新川原町・袋町・柳町・下川原町・川向	川原町・向町・小田子村・和田村・高屋敷村・八掛田村・山屋村・西野村・八栗平村・別曾村・道地村・見町村・荒屋村・中村・野左懸村・沼野沢村・寺下村・鷹巣村・作田村・左組村・銀杏木村・倉岡村・地部袋村・古和備村・底田村	坂本村・新館村・戸館村・八幡村・赤平村・大浦村・徳万歳村・歳市田村・上野村・沼崎村・小川原村・新山村・早坂村・牛鍵村・大洞村・菩提寺村・虫神村・大下内村・中岫平村・立崎村・大沢田村・芋久保村・馬洗場村・境野沢村	中岫村・野崎村・花松村・寺沢村・附田村・榎林村・貝塚村・二ツ森村・甲田村・李沢村・甲地村・長窪村・蓼内村・土橋村・船ヶ沢村・鶴ヶ崎村・漆玉村・田野沢村(正名、浜漆玉)・狼沢村・野田頭村・水喰村・中村・簾屋村・枋ノ木村・冷水村・萌出村・吉嵯坂村・級ノ木村・川原町	千曳村・下板橋村・上板橋村・清水目村・添野沢村・宇道坂村・長者久保村・夫雜原村・塔野沢村・横沢村・淋代村・数牛村	天満館村・小俣村・金沢村・坪村・柳平村・原子村・上原子村(内膳)・白石村・原窪村・中野村・向中野村・鳥谷部村・一ノ渡村・呷村・手代森村・松ヶ沢村・栗ノ木沢村・栗沢村	洞内村・五十貫田村・小田村・中村(初立村)・豊良村・樽石村・葦沢村

深持通	深持村・ ^上 板野沢村・矢神村・晴山村・小田村・赤沼村・梅村・中村・熊野沢村
法量通	角明村(廃村)・渕沢村・片貝沢村・小倉村・百目木村・山口村・両泉寺村・法量村・中里村・川臺村・山屋村・萩ノ岫村・鳥谷附村・漆畑村・増沢村・石渡村・府金村・蓬畑村・中村・長沢村・熊野沢村・川口村
三本木通	三本木村・中振村 川臺村
東郷通	倉内村(枝村、芋ヶ崎村・中志村)・平沼村・鷹架村(枝村、戸鎖村)・尾駁村(枝村、室ノ久保村・二股村)・出戸村・泊村・外海老沢村・内海老沢村・乙供村・乙部村・保土沢村・向篠屋村

(四) 安政五年(一八五八)御領分中本村枝村仮名附帳

七戸通

本村	枝村・その他 御古城有、内ニ御代官所御役屋有 驛場
七戸村	本町・横町・下町・小川町・新町・袋町・浦町・南町・新川原町 枝村 川去・銀南木・川原町・向町・小田子・和田・西野・高屋敷・八掛田・山屋・見町・荒屋・中村・野左懸・沼野沢・別曾・道地・八栗平・作田・左組・倉岡・治部袋・寺下

甲地村	榎林村	花松村	中岫村	野崎村	天間館村	法量村	深持村	三本木村	洞内村	八斗沢村	立崎村	大沢田村	馬洗場村	上野村	新山	大浦村	新館村
津・水喰・中村・田野沢・甲田・李沢・寒水・枋ノ木・旗屋・向旗屋・乙供・内蛭沢・外	貝塚	ナシ	ナシ	中野崎	原久保・中野・向中野・鳥谷部・听・市ノ渡・寺沢・小又・坪村・原子・白戸・上原子・柳平・金沢・古和備・底田・手代森	泉寺・山口・漆畑・百目木・小倉・片貝沢・淵沢	小田・板野沢・中板野沢・晴山・矢神・赤沼・梅村・中村・熊野沢	中振・川臺	豊良・五拾貫田・小田・芦沢・樽石・中村・中振・川臺	虫神・大下内・菩提寺・小川原	ナシ	芋久保・大洞・牛鍵・早坂	ナシ	新山・才一田・境野沢・沼崎	二ツ屋・白簾・中岫平・徳万才	八幡・赤平	

甲地村	蛭沢・保土沢・乙部・千引・夫雑原・長者久保・塔野沢・横沢・淋代・数牛・上板橋・下板橋・添野沢・清水目
倉内村	中志・芋ヶ崎
平沼村	ナシ
鷹架村	戸鎖
尾駿村	室久保・二又
出戸村	ナシ
泊村	ナシ、遠見番所

筆書註

- ①ニツ森村の記入が無い。
- ②甲田村・李沢村は甲地村の枝村である。

第五章 農業生産の構造

第一節 村位

現在の天間林村の構成母体となった天間館村・中岫村・花松村・野崎村・附田村・榎林村・二ツ森村の七カ村および、江戸時代には甲地村の枝村であった李沢村・甲田村等は江戸時代北郡七戸通に属し、七戸代官所の行政管轄下におかれていた。

江戸時代の天間林地方の人々の生活については、これから詳細にみていくが、その前に、七戸や天間林地方を含めた、より広い地域である「北郡」という処は一体どういう処であったか、あるいは、よその人からどういう処である、と見られていたか、ということについて、明治七年の太政官達第四百四十七号に基づいてつくられた『青森県歴史』によってみてみよう。(みちのく双書第二十三集)

北郡

北郡は陸奥国東北の尽頭にして東は大東洋に浜し、南は三戸郡隣し、西半は八甲田山脈を以て津軽郡と界をなし、野辺地以北は田名部に連互し、相離る十三里余、其間地峡広きは四里、狭きは三里、半島の

地勢たる西北に向て漸く濶く延て大間・佐井に至て尽き、北海道と僅かに一葦の水を隔て、兩岸の翠黛相映ず。

東西二十里、南北三十六里余、概ね岡原不毛の地にして風烈く、草木長ぜず、野辺地以北の高山中央に突起し、山脈闔境に亘り、耕地十分の一に居り、一郡の村数僅に八十三、其戸壺万千二百余、人口六万七千四百余、大区を劃す二、小区を分つ十二、一村の戸数二百を越え、稍清潔なる者は七戸、田名部等と野辺地、大湊、川内、脇野沢、大間、佐井、大畑の七港に過ず。而て港灣野辺地を以て最とす。

岩手以北多くは該港の輸入品に仰がざるの地なく、其他の諸港は加能越及び函館等の商船米・酒・煙草の類を積み来りて土民と檜材に貿易し帰るのみ。

郡中至る所地味瘠薄、其質灰の如く、米穀実り難く、産する所多く雑穀に過ず、加ふるに秋霜早く降り、積雪遅く融え、晴陰立どころに變じ、寒暄も亦隨て転ずるを常とす。

凶歉屢々至り、其民貧婁、多くは朝夕を計るの徒にして、毎に凍餒の苦を被らざるはなく、嗚呼真に皇国中最不幸の民と称するも亦誣言にあらざるべし。

明治二己巳年凶歉、五穀全く登らず、土民当時田宅を売り、或は馬を食て僅に余喘を存せり。最貧困なる者は、其愛兒を棄つ。甚しきは一村の人民族を挙て散じ去るに至れり。

産物は牛馬を以て最とし、上等の家には十余頭を畜し、下等の者と雖も四・五頭を下らず。

或は牛馬を以て生とする者に至らば、一家能く数十頭を畜え、其産殖する者は年々之を売却す。

この『青森県歴史』の著者は不明であるが、北郡（後の上北郡・下北郡をさす）地方の住民は、日本で最も不幸な人達である、というのである。

当らずといえども遠からざる表現であつたと云えよう。

北郡は、大小区制施行当時、第六大区（のちの下北郡）と第七大区（のちの上北郡）とに分かれていたが、このうち第七大区について、同書はまた次のように述べている。

前略…東西二十里、南北十九里余、分て七小区とし、村数五十、其戸六千八百余、人口四万式千九百余、七戸を以て本部とし、人烟五百余、市街不潔、居民多くは農を業とす。

区内十の七荒蕪不毛の原野にして、山岳其二に居る。

耕地僅に一分を占む。村落至る所蕪穢、只少し見るべきものは野辺地の一港あるのみ。

中略……

又西に偏するの地は、山氣常に○朦として、五穀実らず。故に薪炭を売り、或は野生の諸物、蕨・款冬の類を採て生計とす。下略……

区内の十分の七が荒蕪地・十分の二が山地、耕地は僅かに十分の一に過ぎないのに住民の多くは農業従事者であり、市街は不潔であり、村落は荒れ、きたなかつたというのである。

以上は、明治初年頃の上北郡地方の村落の状況であるが、それより以前の江戸時代の状況も、この叙述からして察せられるであろう。

ただここで注目しなければならないのは、北郡の記述の処で、馬産の盛んであったことに言及している点である。

あとで述べるように、天間林地方に限らず、北郡の農民は、信じられないほど僅かの農業生産力しかあげることが出来なかった。

そのため、大凶作が到来すれば沢山の人が死んだ。

それでもこの地方の人々が死に絶えず、村が続いてきたのは馬産によるところが極めて大きかったのである。

次に今度は、同じく明治五年、岸俊武が県命によって編さんした『新撰陸奥国誌』によって、天間林村七か村の、明治初年頃の概況をみてみよう。(みちのく双書十八集)

天間館村 戸数六十軒、土地は下の下。田少し。牧牛馬を営み、あるいは北海道に渡り用役す。

中岫村 戸数十六軒、土地肥饒なるも田少し。耕耘を専らにし、土産に牛馬あり。

花松村 戸数十三軒、土地肥沃なるも田少し。農を専らとし、産に牛馬あり。

野崎村 戸数三十五軒、土地・産業前の村々に同じ。

附田村 戸数七軒、土地・産業とも前に同じ。

榎林村 戸数八十六軒、土産・産業前村に同じ。

二ツ森村 戸数十九軒、土地下、田少し。耕耘を任とし、牛馬を牧す。

これによれば、天間林村を構成する七か村中、土地の肥沃度からいうと、天間館村が下の下で最も悪く、二ツ森が下でこれに次いで悪かったが、他の五か村は比較的良かったようである。

各村とも農業を専業とし、畜産を兼ねており、一部北海道への出稼があつたことがわかる。

なお、今は人権擁護の立場から閲覧を禁じている壬申の戸籍によれば、この出稼は男性に限られず、若い女性のそれも多かつた。

これら明治初年のいくつかの資料により私達は、江戸時代における当地方各村落の、農業生産上に占める地位や農民の生活状況を、おぼろげながら推察出来る。

周知のように、江戸時代における財政・経済の基礎となるものは農業であり、農業生産の大小は、藩・村・村民の経済を大きく左右した。

そこで、当時の農業の状況を、より正確に把握するために、当時のこの地方における標準反収をみてみよう。

第二節 標準反収（斗代）

江戸時代、南部藩では課税基準となる標準反収を斗代とだいという言葉であらわしている。

斗代は、もともとは実際の反当収量を基準にして定められたものであるが、江戸時代を通じて変らなかつたので、時代の進むにつれ、実際の反収とは合わないことも多かつた。

斗代は、大きく云えば、郡単位に、同程度の土地の肥沃度の村々をひとまとめにして定めた。

それらのことは、南部藩の『御領分中斗代歩付御定目』で定められている。

なおここで注意しなければならないのは、田畑の面積の計り方である。

多くの他の藩では、六尺一分四方を以て一坪とし、三百坪を以て一反歩としているが、南部藩では、六尺五寸四方を以て一坪とし、田は三百坪で一反歩、畑は九百坪を以て一反歩としている。

畑九百坪を以て一反歩としたのは、南部地方の畑の生産力があまりにも低いため、徴税技術上こうすることを便宜としたからである。

それでは、天間林地方の斗代はどうであったか。次に表示しよう。

第一表 斗代・歩付表

田(畑)位	斗代	歩付
上田	九斗 ^斗 〇升	五 ^ッ 一分
中田	七斗〇	三・四
下田	六斗〇	一・七
下々田	五斗〇	〇・九
苗代	五斗〇	
上稗田	六斗〇	一・六
中稗田	五斗〇	一・一
下稗田	四斗〇	〇・六
下々稗田	三斗〇	〇・三
上畑	五斗〇	二・三
中畑	四斗〇	一・五
下畑	三斗〇	〇・八
下々畑	二斗〇	〇・四

この表について若干説明しよう。

田(畑位)というのは、田畑の肥沃度に応じて分けられた田畑の等級である。

稗田というのは、文字通り、稗を植えた水田のことである。

田の斗代何斗何升というのは、米であらわしたものであること云うまでもないが、稗田の斗代も畑の斗代も、米換算で、米であらわしたものである。

歩付というのは税率のことであり、五ッ一分というのは五割一分のことである。

この表は天間館等七カ村の外、七戸村、洞内村、それに上野村等をはじめとする今の上北町等に適用された。

ところで、前掲『御領分中斗代歩付御定目』によつて、上田の斗代だけを取ってみれば、一石三斗、一石二斗五升、一石二斗、一石一斗、一石、九斗の六等級があるが、今の七戸町・

天間林村・上北町地方は、いずれも南部藩で最下級の斗代の村々であったのである。

今の上北郡でいえば、切田・深持・相坂・米田等の上田は一石一斗の斗代であり、二級上に位置していた。

やゝ奇異の感にうたれるが、今の六カ所村の上田は一石の斗代であり、一級上に位置していた。

一石三斗とか一石二斗五升という高いランクの水田は和賀・志和・稗貫・岩手・鹿角の諸郡すなわち、今の岩手・秋田の両県に属する地方に限られており、本県の最高は三戸郡に属する諸村の一石二斗であった。

稗田についても、一番良い村では上稗田で九斗の斗代であるのに対し、天間林は六斗であり、畑も一番良い村では九斗の斗代であるのに対し、天間林は五斗であり、七戸とともに最下位にあった。

北郡のうち、今の下北郡に当る地方には、純粹な、米を植える水田はなかった。

この意味で天間林地方は下北郡の諸村よりは良かったといえるが、稗田・畑となると下北郡の諸村の方が天間林の諸村よりもずっとランクが上であった。

結局、総合的にみて、七戸や天間林、それに上北町等は、農業生産力（厳密には反収）という点からいえば、南部藩においても最下級の段階に位置づけられていたということになる。

前掲『青森県歴史』が「嗚呼真に皇国中最不幸の民と称するも亦誣言にあらざるべし」と云ったのも、これらの事情を知つての上のことであつたらう。

しかしながら、天間林地方の農業生産力の低位性は農民自身の責任ではなく、主として土壤の侵蝕をもたらす春の強い西風、冷温をもたらす冷い夏の偏東風（ヤマセ）等、自然条件の劣悪さに帰せらるべきものであつた。

このような厳しい自然条件の土地に住んで、天間林村の人々は営々と自らの生活を営んできた。

次に、これらの村々には、どの程度の戸数があり、村全体として、どの程度の生産をあげていたかみてみよう。

第三節 農家戸数と村高

今残されている資料により、江戸時代の当地方の各村落ごとの人口構成を正確に知ることはほとんど不可能であるが、北郡全体の人口構成については、幸い元文三年（一七三八）の『南部藩雜書』によって知ることができ（盛岡市中央公民館蔵）

それによれば、北郡の農民人口は四万九千四百七十一人、町人千九百二十五人、出家百四十八人、行人四人、山伏二百四十四人、神子二百一人、社人四人、比丘尼一人、座頭八十二人、ごぜ三十六人、計五万二千百十六人であり、農民人口の全人口の中で占める割合は約九十五%であった。

農民について数の多い町人は、その大半が七戸・野辺地・田名部等に住み、天間林地方には純粹の商人は皆無であったから、当地方における農業人口の比率は前述九十五%より更に高かったことはいうまでもない。

なお、『南部藩雜書』に、武士の人口が記されていないことに奇異の感をいだく人もあろうと思われるが、北郡には、七戸・野辺地・田名部の三代官所の代官以外に純粹の武士は存在しなかったため、わざわざ記入しなかったものと思われる。

こういえば、それでは天間林地方の各村々にもいた御給人は武士ではないのか、という疑問が生じると思われるが、これについては別項で述べることにする。

さて、江戸時代、各村落ごとの村高、戸数、馬数等のすべてを書き記した、ほとんど唯一の資料ともいうべき

ものに、南部藩の学者大巻秀詮（享和元年—一八〇一没）著の『邦内郷村志』がある。

この書には、江戸時代中期、安永九年頃（一七八〇）の調査状況が記入されており、よく引用される書であるが、時として大きな誤りがあり、全面的に信頼することは危険である。

たとえば、当時二ツ森村と甲地村とは明らかに別村であるのに、この書では二ツ森村の中に甲地村の全村を含めており、しかも、その村高を二ツ森の村高に加えることを忘れているなどその一例である。

よって、ここでは、天間林村に残存していた数少ない資料の中で、最も貴重な資料である明和七年（一七七〇）十一月調査の『七戸御代官所惣高并村家数書上帳』によって、天間林地方の、村名、村高、枝村（支村）、戸数、一戸当り持高等を表示してみよう。

第二表 村高・持高表

村名	村高	本村・枝村名	戸数	一戸当持高
		天間館村	八四	
		十海羽立村	二	
		手代森村	三	
		听村	七	
		一野渡村	一一	
		小又村	六	
		坪村	二七	

野崎村	花松村	中岫村	天間館村
七 一 七 五 八	二 一 五 〇 〇	六 六 一 三 七 <small>石合</small>	七 三 六 九 五 一 <small>石合</small>
中野崎村 野崎村	花松村	中岫村	計
一 〇 九	七	八	二 五 三
三 七 七 六	三 〇 七 一	八 二 六 七 <small>石斗升合</small>	原子村 一〇 柳平村 八 白石村 二五 中野村 九 向中野村 一三 鳥谷部村 一七 金沢村 一五 柳沢村 一 上原子村 一四 原久保村 三 松ヶ沢村 三 栗沢村 三 寺沢村 二 古和備村 底田村 二〇ヶ村
			二 九 一 二 一 <small>石斗升合</small>

附田村	六七八〇〇	計	二ヶ村	一九	四二三七
榎林村	二八二〇五三	計	榎林村 中村 貝塚村 三ヶ村	二八 二七 六 六一	四六二三
二ツ森村	七五六四五	二ツ森村	二ツ森村	一六	四七二七
合計	一三二一八四四 <small>石斗升合</small>	李沢村 甲田村	三八〇 九	六	三四七八 <small>石斗升合</small>
甲地村の内		甲田村	九		

李沢村および甲田村は、明治初年には榎林村の支村となったが、この時点においては甲地村四十一か村の中の枝村であった。

甲地村の村高は四百七十七石五斗八升四合であり、四十一か村の全戸数は三百一戸であるから、単純に一戸当りの持高を算出すると一石五斗八升六合となるが、明かに天間林村に含まれないその他の三十九か村を含めた村高をもとにして、合計らんの数字を算出することは必ずしも適当でないので、一応らん外としておいた。

これによれば、天間林村七か村中最大の村は、御道筋に開けた天間林本村であり、十九の支村を統轄していた。古和備村と底田村は、十年後の調査の『邦内郷村志』には、それぞれ二軒の戸数があったことになっているが、

この時点では戸数の記入がない。

第四節 農家一戸当りの持高

農家一戸当りの持高は、中岫村の八石二斗六升七合を最高とし、二位の二ッ森村になると四石七斗二升七合と下り、以下榎林村、附田村までが四石台を維持しているが、野崎村・花松村が三石台と低くなり、最低の天間林村は、僅かに二石九斗一升二合に過ぎない。

中岫村については、先にみた『新撰陸奥国誌』の「土地肥饒なるも田少し。」とあわせ考えるとき、水田の反収は多かったがその面積は少なかったこと、畑の斗代は第一表のように低いのであるから、その低い斗代でこれだけの生産をあげるには、かなりの面積を耕作していたであろう、ということなどが推定できる。

以下、おなじような考察をめぐらすならば、その他の各村についても、それぞれの推定が成りたつが、その一々についてはここでは述べない。

現在の天間林村を構成している七か村のそれぞれの状況は右の通りであるが、この『七戸御代官所惣高并村家数書上帳』によって、これを合計してみると、総村高は千三百二十一石余、総戸数三百八十戸であるから、農家一戸当りの持高は三石四斗七升八合ということになる。

この三石四斗余という持高（前述斗代に所有面積を掛けて計算したもの）は、他とくらべてどの程度のものであったであろうか。

徳川幕府は、自作農中心主義を農政の根幹とし、持高にして十石、耕作面積にして一町歩を保有する農民を標準百姓としていた。

これを本県と対比してみよう。

津軽地方についていえば、その水稻生産力は一般の通念よりは遙かに高かったので、幕府の設定した標準百姓の基準を越える者が極めて多かつた。

そのため、たとえば、大豊作であつた文化十四年（一八一七）の津軽全領の農家一戸当りの生産高は、津軽藩の勘定奉行竹内清承によれば、実に二十三石七斗八升六合という高いものであつた。（『御国内出穀大略考量』）

しかし、南部地方は、その劣悪な自然条件のためそうはいかなかつた。

そこで八戸藩では幕府の基準を下げ、六石百姓を基準百姓としたが、それでも六石を越える百姓はそう多くはなかつた。

南部藩では、別に幕府の基準と異なる基準を設けたりはしていないが、事情は八戸藩と同じようなものであつた。

参考までに、安永九年頃（一七八〇）の現在の十和田市を構成している諸村の農家一戸当りの持高をみると、伝法寺村三石六升、馬洗場村三石四斗三升、相坂村三石二斗一升、切田村二石九斗四升、八斗沢村二石七斗九升、立崎村二石三斗九升、米田村二石三斗八升、大沢田村二石二斗、洞内村二石一斗七升、大不動村一石九斗三升、滝沢村一石八斗五升、藤島村一石七斗二升、三本木村九斗三升であつたから、天間林地方は、十和田市地方より

はかなり上まわっていたということが出来る。〔十和田市史〕下巻)

また天間林の場合と同じ資料により、同年の七戸村のそれをみると、七戸村三十一か村五百五十戸で村高一千五百八石一斗六升八合であるから、農家一戸当りの持高は二石七斗四升二合に過ぎず、また甲地村は、それより更に低く一石五斗八升六合であった。

こうしてみると、江戸時代中期頃の天間林村の農家は近隣諸村の農家よりはかなり多くの生産をあげていたわけである。

それでも、徳川幕府の目標とした基準には遙かに及ばなかった。

三石四斗といえ、米八俵半である。一家数人が一年がかりで生産する田畑あわせての全収穫が、米換算で八俵半というのである。

この中から年貢も相当程度支払わなければならないのであるから、その生活程度は、今の人には想像もつかないほど低いものであつたらう。

この三石四斗余という数字は、天間林地方の全農家の平均持高である。従つて当然のことながら、これよりずっと持高の大きい人もおれば、ずっと小さい人もいたはずである。

天間林村には、いかなながらそれらの全貌を把握できる資料は残されていないが、とぼしい資料の中から、それらの一端をうかがってみよう。

第一例 (二ツ森村 森田金蔵家文書)

第四編 近 世

御 高 控 覚 帳

一 拾壹石四斗壹升八合 二ッ森村 長右衛門

田 拾八人役

上畑貳拾壹手役半

中畑拾六手役

下畑九手役

一 拾貳石五斗六升五合 〃 喜左衛門

田 貳拾壹人八分

上畑貳拾壹手役

中畑拾五手役

下畑拾手役

一 五石四斗貳升七合 〃 三五郎

田 拾人役貳分

上畑四手役

中畑八手役

下畑九手役

一 五石六斗八合

〃

六 助

田 七人役六分

上畑九手役

中畑拾壱手役

下畑九手役

一 八石三斗壱升七合

〃

長 作

田 拾八人役六分

上畑七手役半

中畑七手役半

下畑三手役半

一 五石三斗八升貳合

〃

長 四郎

天間 林 村 史

第四編 近 世

田 九人役式分

上畑七手役

中畑九手役

下畑五手役

一 四石式斗六升式合

〃

松 助

田 八人役

上畑六手役

中畑五手役

下畑式手役

一 五石六斗五升六合

〃

太 郎 作

田 八人役式分

上畑拾壹手役

中畑八手役半

下畑壹手役

一 式石壹升

〃

三四郎

田 三人役八分

中畑 三手役

下畑 六手役

合計六十石六斗四升五合

この資料によれば、二ツ森村の農家計九戸の持高の合計は六拾石六斗四升五合で、一戸当りの平均持高は六石七斗三升八合となり、前にみた天間林村全体の平均よりずっと高く、第二表でみた二ツ森の農家一戸当りの持高四石七斗貳升七合よりも二石も高い。

第二表の資料は明治七年（一七七〇）の資料であり、ここにかゝげた第一例の資料は天保十年（一八三九）の資料であり、両資料の間には七十年の間隔があるが、この両資料の違は、年代の差に基づくものではない。

それでは、その違は何に基因するものであろうか。

結論を先に云えば、二つの資料の間には、くい違いは全くないのである。次にその理由を明にしよう。

周知のように、江戸時代、農地は御蔵地と知行地とに区別されていた。

御蔵地というのは、藩の直轄地であり、其処に住む百姓は御蔵百姓と呼ばれていた。そして御蔵知を耕してい

る御蔵百姓は藩（直接には代官所）に年貢を納めなければならなかったのである。

これに対し、知行地（給所地）というのは武士又は、御給人（郷士）に対し、領地として与えられ、または形式的に与えられた形をとっている農地のことである。そして、その知行地を耕している百姓は知行地百姓と呼ばれ、知行主である武士又は御給人に対し年貢を納めなければならなかったのである。

天間林地方にももちろん別記のように御給人がおり、自己の知行地を百姓に耕作させていたのである。

さて、第一例にかゝげた九戸の農家は、実は全部御蔵百姓ばかりであり、その持高の合計六十石六斗四升五合は御蔵地の合計（御蔵高）なのである。

それでは第二表の七十五石六斗四升五合との差額十五石はどこへいったのかという疑問が当然生じるわけであるが、この十五石がすなわち御蔵地以外にあった知行地の合計（知行高・給所高）なのである。

このことを明確に示した資料が、天保八年（一八三七）の『南部盛岡藩御領分中各村御蔵・給所惣高書上帳』である。（郷土史叢第四集）

この資料には、同年調べの南部領の全村の村高が、御蔵地・給所地毎に書きあげられ、なお不仕付地の高も書きあげられている貴重なものであるが、残念ながら農家戸数の記入がないため、農家一戸当りの持高を算定することは出来ない。

しかし、ここに出てくる数字は、第二表作成に使用した資料の数字とほとんど一致するので、両資料を併用すれば、村高、御蔵地・知行地（給所地）毎の高、農家一戸当りの持高等を知ることができる。

そこで、この『南部盛岡藩御領分中各村御蔵・給所惣高書上帳』により、二ツ森村の箇所をみれば左の通りである。

二ツ森村 高 七拾五石六斗四升五合

内六拾石六斗四升五合 御蔵高

内拾四石七斗五升七合不仕付高

拾五石 給所高

この資料により、第一例の、農家九戸で六拾石六斗四升五合の土地を耕作し、一戸当り、六石七斗余の持高をもっている、という資料は、実は御蔵地だけについてのことであったことがわかると同時に、二ツ森村には拾五石の知行地があったことがわかるのである。

さて、その拾五石の知行地を何人の御給人で所有し、何人の知行地百姓で耕やし、その一戸当り持高はいくらであったであろうか。

幸い筆者所蔵の嘉永六年（一八五三）丑正月の『七戸通御代官所郡分郷村高書上帳』に、二ツ森村内に知行地をもっていた御給人の氏名を乗せているので、左にこれを示そう。

一 高七拾五石六斗四升五合 二ツ森村

内

一 四拾壹石九斗九升四合 仕付高

一 拾四石七斗五升五合 不仕付高

一 三石八斗九升四合 嘉永五子年より向辰年迄五ヶ年中御役御免

一 拾石 宮沢仁左衛門知行所

内

一 七石五斗 仕付高

一 貳石五斗 不仕付高

一 五石 中野軍七知行所

仕付高

これによれば、二ツ森内拾五石の知行所は、二ツ森村の宮沢仁左衛門が拾石、七戸村在住の中野軍七が五石と、二人の御給人で所有していたことがわかる。

この拾石の知行地を、第一例の資料の書かれた天保十年の頃、何人の百姓で耕していたか、正確に知ることは困難であるが、第二表の資料のつくられた明和七年の時と一応同じとすれば、二ツ森村の全農家戸数は当時、十

六戸であるから、御蔵地百姓九戸を差引いた残り七戸で十五石を耕していたことになり、知行地百姓一戸当りの持高は、二石一斗四升二合ということになり、御蔵百姓の三分の一以下ということになる。

以上によって、私達は、二ッ森村を例にとつた場合の農家の持高について、次のようなことを知ることができ

一 二ッ森村の耕地は御蔵地六拾石六斗四升五合と知行地拾五石とから成りたつていた。

一 御蔵地は九戸の農家が耕やし、その一戸当り持高は六石七斗三升八合と南部藩の百姓としては比較的多いものであつた。

一 これに対し知行地百姓の持高は二石一斗四升二合と低いものであつた。

一 二ッ森村の全村高の単純平均では一戸当り四石七斗式升七合となり、天間林地方では花松村に次ぐものであつた。

第二例（季沢・木村家文書）

安政七年（一八六〇）申正月北川目通高控帳

中 岫 村

一 高四石五斗九升式合 孫右衛門

一 ヲ式石九斗四升七合 孫左衛門

天間 林 村 史

第四編 近 世

一 // 壹斗壹升壹合 佐弥太

ㄨ 七石六斗五升 (二戸当平均高式石五斗五升)

内三石 小走地

野崎村

一 // 三石壹斗八升六合 助右衛門

一 // 式石壹升六合 小四郎

一 // 式石壹斗壹合 三之丞

一 // 壹石五斗五合 万之助

一 // 八斗六升五合 伊之助

ㄨ 拾石六斗五升 (二戸当平均高式石五斗五升)

榎林村

一 六石八斗三升六合 孫右衛門

一 // 式石八斗七升八合 九郎兵衛

一 // 式石六斗六合 与十郎

- 一 // 壹石壹斗壹升貳合 弥平治
 - 一 // 壹石九升七合 甚之丞
 - 一 // 四斗六升七合 長治
 - 一 // 四斗四升四合 平治
 - 一 // 八石貳斗五升六合 市助
 - 一 // 四石壹斗貳升八合 孫助
 - 一 // 八斗壹升四合 平兵衛
 - 一 // 壹斗 長松
 - 一 // 四石四斗五升九合 倉助
 - 一 // 貳石八斗壹升三合 左右衛門太郎
 - 一 // 三石壹斗九升六合 孫太郎
 - 一 // 壹石五斗 市内
 - 一 // 七斗壹升 源兵衛
 - 一 // 七斗壹升九合 儀弥太
- ノ 四拾貳石四斗七升七合（一戸当平均高貳石四斗九升八合）

内 七石 小走地

附田

- 一 〃四石六斗六升貳合 治兵衛
- 二 ツ 森 村
- 一 〃九石四斗貳升壹合 長右衛門
- 一 〃九石四斗八升四合 長 作
- 一 〃六石四斗六升四合 六 助
- 一 〃五石壹斗壹升七合 治郎兵衛
- 一 〃三石六斗三升 左之助
- 一 〃三石三斗九升 治 郎
- 一 〃貳石三斗三升三合 三四郎
- 一 〃貳石壹升貳合 五郎松
- 一 〃壹斗四升 幸之進
- ノ 四拾壹石九斗九升七合（一戸当平均高四石六斗六升六合）
- 内 貳石壹斗 小走地

李 沢 村

- 一 // 四石五斗五升七合 三右衛門
 - 一 // 壹石七斗 才 助
 - 一 // 三石八斗九升八合 長 助
 - 一 // 四石九斗四升貳合 三四郎
 - 一 // 貳石四斗三升三合 三八
 - ノ 拾七石五斗三升（一戸当平均高三石五斗五合）
- 内 貳石 小走地

甲 田 村

- 一 // 八石三斗七升九合 助右衛門
- 一 // 四石壹斗七合 与五郎
- 一 // 貳石三斗九升五合 三九郎
- 一 // 壹石八斗八升八合 弥三郎
- 一 // 貳石八斗貳升八合 才一兵衛
- ノ 拾九石五斗九升（一戸当平均高三石九斗一升八合）

(後 略：李沢・甲地村以外の諸村)

裏書……李沢村 三右衛門控

この第二例（安政六年……一八六〇）は第二表（明和七年……一七七〇）より九十年後の調査であるが、比較して左にかゝげてみよう。

第三表 一戸当り持高へんせん表

村名	第二表	第二例
天間館村	石斗升合 二九一一	石斗升合 二五五〇
中岫村	八二六七	
花松村	三〇七一	
野崎村	三七七六	二一四三
附田村	四二三七	
榎林村	四六二二	二四九八
二ツ森村	四七二七	四六六六
李沢村		三五〇五
甲田村		三九一八

この両調査間の九十年の間には、天明・天保の二大飢饉があった。両調査時点の戸数の差はそのためであると思われるが、この二大飢饉を経た後の一戸当りの持高の減少は、この表にみられるように極めてはげしいものがあつた。

特に中岫村の一戸当り持高の減少が目立つのに対し、二ツ森村がほとんど減少していないのは注目しなければならない。

李沢村・甲田村は、第二表にはかゝげることが出来なかつたが、第二例でいずれも三石五斗以上であるから、第二表調査の時点でも、甲地村の単純一戸当り平均持高の一石五斗八升をはかるかに越える三石五斗以

上であつたことは確實である。

凶作・飢饉が、いかに悲惨なものであるかは、これによつてもうかがうことが出来るが、詳しくは後に述べる

こととする。

なお第二例の各村の筆頭に記されている者は、村のおもだちであり、当然のことながら持高も大であったが、各村民間の持高にはばらつきがあり、僅かに壹斗前後の高しか所有しておらない百姓もあつた。

第三例（野辺地町永峰文男所蔵文書）

明暦四年（一六五八）四月廿八日

天間館村

一 五石壹斗三升 長 助

一 四石 左衛門太郎

一 四石 与 助

一 貳石九斗 彦右衛門

一 貳石六斗 佐郎右衛門

一 壹石三斗 と屋部左衛門次郎

一 貳升 入作 孫三郎

一 五升 衛門次郎

ノ 貳拾石

天間林村史

右地方不荒様知行可仕者也

明曆四年四月廿八日

三上才三郎との

これは第一例よりは大分古い江戸時代前期に、三上才三郎という武士へ天間館の内式拾石を知行地として与えた領知状である。

これにより、同じく知行地百姓といっても、大小さまざまあったことを知ることができる。

以上、きわめて限られた資料によつてではあるが、江戸時代の天間林地方の農家の規模を、その持高によつてみた。

第五節 地目構成及び作付構成

江戸時代、当地方の農家の保有する農地の地目構成すなわち水田面積と畑作面積との比率がどうであつたかということを適格に知ることは困難である。

南部藩の郷村高帳も、そのほとんどは、村高のみをかゝげ、その田畑別は示していない。

その中であつてただ一つ、江戸時代初期正保四年（一六四七）の『奥州之内南部領高郷村帳』は、各村ごとの田高・畠高およびその合計の村高をかゝげているので、左にこれを表示しよう。

但し、この郷村帳には、天間林地方の村名としては、天魔館村と花松村の二か村しか出てこない。正保四年の郷村帳だけでなく、貞享元年（一六八四）・安政六年（一八五九）の郷村帳の場合も同様である。

もつとも、天魔館村の中には、その枝村として中野村および坪村の二か村が、花松村の中には、その枝村として榎林村および二ツ森村が含まれていたことが、この郷村帳に記されているから、結局正保四年の郷村帳によって、天間館村（含中野村・坪村）・花松村（含榎林村・二ツ森村）の田畑別の高を知ることができるわけである。

第四表 正保四年天間林村村高表

	田 高	畑 高	(計)村高	備 考
天魔館村 <small>石斗升合</small>	五〇〇〇	二五九三〇	七六九三〇	枝村 中野村・坪村
花松村	九九六一〇	三二九七五	一三二五八五	枝村 榎林村・二ツ森村

これによれば、両村とも田高が畑高よりも多く、二倍ないし三倍となっている。

しかし、これを面積に直すとどうなるか、次にこれをかゝげてみよう。

この村高を面積に直すには、田畑それぞれの等級毎の内訳が明らかでなければならぬが、それは全然わからない。『新撰陸奥国誌』によれば、天間林村の土地は下の下であり、花松村は肥沃であるというが、これは恐らく水田について云ったのであり、畑については両村ともほぼ同じぐらいとみてよいであろう。

そこで、天魔館村の水田は下々田で、その斗代は五斗、畑は中畑で斗代は四斗、花松村の水田は上田で九斗、畑は中畑で四斗ということにして、両村の水田および畑の面積を出してみよう。(第一表参照)

第五表 正保四年天間林村地目構成表

	① 水田面積		② 旧 畑面積		③ 現代換算畑面積		④ 計		水田・畑比率
	町	反歩	町	反歩	町	反歩	町	反歩	
天魔館村	約一〇二〇	約一〇二〇	約六五〇	約六五〇	約一八五〇	約一八五〇	約二八七〇	約二八七〇	二・八
花松村	約一一一〇	約一一一〇	約八二〇	約八二〇	約二四六〇	約二四六〇	約三二八〇	約三二八〇	二・九

この表により、両村とも水田一に対し、畑面積はほぼその三倍近くあったことがわかる。

『新撰陸奥国誌』によれば、明治初年の項でも、天間林地方は水田が少なかったということであるが、本表により、そういう状況は江戸時代初期（あるいはそれ以前）からの現象であったということが出来よう。

次に作付構成についてみてみよう。

作付構成とは、耕地に何をどのくらい植えたかというその比率である。

前第四表でみる通り、江戸時代初期の当地方は、その生産高においては、水田の生産高が畑の生産高の二倍ないし三倍に達していた。

しかし、その面積においてはこれと逆に、畑が水田の約三倍であった。

南部藩領は、雑穀地帯であった、といわれるのはこのためである。

当時の上北郡地方は、水稻生産の北限であり、その生産力は、南部地方の中でも最も低い地帯であった。また凶作の危険も大きかった。

それでも水田は畑より有利であったことは、第四・第五表により水田が、畑より少い面積から畑より多い生産額をあげていることでも知られる。

そのため農民は、防風林を設けては強い西風を防ぎ、水路を長くしては水温を高め、早稲・中稲・晩稲を混植しては凶作の危険を分散するなどして稲作の維持につとめた。

享保二十年（一七五三）南部藩が幕府に提出した『産物書上帳』には、粳米九十一種、糯米四十七種が書上げられている。

これらの品種の中には、地元でつくられたものもあったが、津軽・仙台・福島・豊後等から移入されたものもあった。それらについては後述する。

平年作以上の年には晩稲の収量が最も多く、以下中稲・早稲と続いたが凶作の年は全くその逆となった。

それで凶作が来そうな年には晩稲田は中稲田に、中稲田は早稲田に、早稲田は稗田に変わったりした。

凶作は後で詳しく見るように頻繁に襲来した。そういう農業事情のため、面積の多い畑地には主食となるような雑穀が多く植えられた。

当地方で、畑にどのような作物をどのような割合で作付けしたか。非常に興味ある問題であるが、これを知るこの出来る資料はない。

そこで参考までに、天保十年（一八三九）の十和田市切田村牧田領内畑高九十石の土地の作付構成をかかげることとする。

第六表 切田村牧田領畑作付構成表

品種	比率(%)
粟	二五・八〇
稗	二三・九〇
大豆	二三・三〇
そば	一六・九〇
大根	八・四〇
麦	〇・八〇
青引	〇・六〇
小豆	〇・〇四

一見して分るように、粟・稗・そばの主穀作物で七四・七パーセントを占めているが、これらはすべて凶作に強い作物であり、特に稗とそばとは救荒作物として重要視されていた。これらが多く作られているということは、屢々凶作の襲来を受けた当地方農民のいわば生活防衛の知恵であった。

粟はわせ粟五十一種、なかくて九十九種、おくて百十九種、わせもち粟五種、なかくてもち粟九種、おくてもち粟九十六種、稗はわせ稗二十八種、なかくて二十九種、おくて四十六種が南部地方全体で数えられている。

大豆は、南部大豆という名で呼ばれ、大阪・江戸の穀物市場に上場されるほど有名であり、御用大豆として藩に買上げられたが、農民にとつても自家用味噌の原料として極めて重要なものであった。

そのため、この大豆の買上げをめぐる、代官所と農民との間には紛争がおこることもあり、時には百姓一揆にまで発展したこともあった。

大根は漬物・かてももの・味噌汁の実用として重要な食糧であり、副食というより主食に近いものであった。その葉も干菜として冬期間の汁の実用とされた。

麦も作付されたが、その量は多くはなかった。

小豆の作付も非常に少なくなっているが、これはこの年が天保の七年飢饉の最後の年に当たっているせいかも知

れない。

牧田領の作付品目にはこの八品種しな出てこないが、勿論これ以外のものが作付されなかったわけではなからう。

自給衣料である大麻はすべて農家で大根の前作として作られたし、その他荏・ささげ・豌豆・里芋・長芋・茄子・胡瓜・まくわ瓜・ごぼう・にんじん・にら・ねぎ・からしな・けし・蕪等々も作られた。

畑一反歩当りの斗代は、等級に応じ、何を作っても同じなため、一年二毛作、二年三毛作の場合、一年につき一作だけを書上げれがよかつたから、作付構成面に多くの野菜の名が書上げられる必要はなかつた。

従つて実際上の作付構成は、もっと複雑なものであつたはずである。

今一つ、小豆の処で述べたように、この調査の行われた天保十年は、天保三年からはじまるいわゆる七年飢饉の最終年である。そうしてみると、長年の大凶作に対する生活防衛策として農民はおそらくふだんの年よりも雑穀の作付を多くしたであろう、と考えられる。

この表を読むとき、そういう配慮が必要であるが、いずれにせよ、この表は、江戸時代後期における上北郡地方の畑の作付構成を知る一指標であると云えるであろう。

第六章 検地

第一節 太閤検地

検地とは藩が耕地（津軽藩の場合は屋敷地をも含む）を測量し、その面積を明らかにするとともに、地味その他を考えて石盛（一反歩当りの基準生産量。南部藩ではこれを斗代とだいといった。）を定め、それに面積を掛けて農民一人一人の高（持高ともいう。）を決め、貢租負担者を確認し、その合計である村高を決定し、さらには藩領高を明らかにし、貢租賦課の基礎を確立することである。

検地は、中世末期に戦国大名らがそれぞれ一円の知行を確立し、領内の土地人民を直接掌握するようになるにつれ、自領の財政的基礎を明らかにするために次第に行なうようになっていたが、その頃の本県の検地の状況は全然解明されていない。

ところで、一般的に近世的税法の初めは、太閤検地の施行によるものとされている。

秀吉は、北条氏を亡ぼしたのち、天正十八年（一五九〇）奥羽平定に着手し、検地奉行の浅野長政に対し、強硬な態度で検地を実施するように命じている。

この太閤検地は、津軽に於ては同年、津軽家の申告を承認する形で実施されたと思われるが、南部地方では、

直接太閤検地に関する資料は無いが、天正十九年（一五九一）、文禄四年（一五九五）頃には全国の検地が終つてゐるから、南部でも恐らく太閤検地が実施されたであろうと推定される。

この太閤検地の本県に及ぼした影響は

- 一 近世大名としての南部氏および津軽氏の地位が確立されたこと。
 - 二 中世の南部地方特有の地方行政構造が、全国なみに単純化され、郡・村に統一されたこと。
 - 三 中世の南部地方には、名子、在家、武士、地頭、土豪等がいて、兵農未分離の形で、それぞれ耕作を営んでいたが、このような複雑な耕作関係、所有関係が改められ、小農民自立政策すなわち自作農（本百姓）中心主義がとられたと思われること。
- の三つである。

秀吉はこのほかに、地積測量のため、全国一率に六尺三寸の竿を用い、六尺三寸四方を一步、三十歩を一畝、十畝を一反、十反を一町とした。

この制度は、慶安二年（一六四九）江戸幕府が六尺一分四方を一步とするまで変らなかつた。

第二節 南部落独自の地積計算法

本県の場合、この秀吉の定めた竿の寸法には従わず、南部落も津軽藩も従来通り六尺五寸の竿を用いた。黒石藩も同様であつた。

その後津輕藩は貞享の検地以後、江戸幕府の改正にならって六尺一分の竿を用いたが、南部藩、八戸藩、黒石藩等は依然として六尺五寸の竿を用いた。

地積の計算の仕方、津輕藩、黒石藩は三百歩（坪）を一反としたが、南部藩では、水田は三百歩一反、畑は九百歩を一反とした。

南部藩がこのように畑九百坪で一反としたのは、田畑の生産力に大差があるため、三百坪一反では税法上の取扱いに不便をきたしたからである。

このようにして、近世的税法確立のいとぐちは太閤検地によって開かれたが、それが藩の実情に即したものであるためには、なおかなりの年数を要した。

『郷村古実見聞記』、『封内貢賦記』その他によれば、南部では近世初期、左のようにたびたび検地を実施している。天正十九年（一五九一）、文祿四年（一五九五）、慶長三年（一五九八）、慶長十九年（一六一四）、元和四年（一六一八）、寛永九年（一六三二）、寛永二十年（一六四三）、正保三年（一六四六）、慶安三年（一六六六）〜寛文十一年（一六七二）、○（一六五八）、寛文二年（一六六二）、寛文四年（一六六四）、寛文六年（一六六六）〜寛文十一年（一六七二）、延宝元年（一六七三）〜一六八〇）、天和元年（一六八一）〜一六八三）

このように、たびたび検地が実施された結果、南部藩の検地制度は、寛文六年から始まり、延宝八年に終わったいわゆる「寛文の検地」によって確立されたといわれるが、不思議なことに、七戸通については、正保年中の検地以降検地が行われることなく、いわゆる「寛文の検地」も行なわれなかった。

七戸通に検地の行われることが少なかったのは、七戸通の諸村の貧しさの故に帰せられるようである。

さて、七戸通は別として、このようにたびたび検地が行われたにもかゝらず、江戸時代初期の検地帖で残っているものは、寛文検地以後の天和二年（一六八二）のもの僅かに三冊に過ぎず、この期の南部地方の農村の実態を知ることが困難にしているが、僅かに前述『奥州之内南部領郷村帳』により江戸時代初期の村高を知ることができる。

一体、検地というものは、藩の財政収入確保のためにも、民生保護のためからも大切な仕事であり、公正妥当に行わるべきものであった。

もちろん、藩当局はそのようなことは心得ており、検地のつど役人に対しては検地心得を発しているが、常に必ずしも公正に行われたものでなかったことは周知の通りである。

田畑は、時に川欠によって亡失したり、飢饉等のため亡所となったり、また不当な売買により、実際の生産高よりも課税標準高である斗代、即百姓の持高の方が高くなったりすることがあった。

それらのことが続けば、先に実施した検地は実情に沿わないものとなるから、当然修正のための総検地を実施すべきは当然のものである。

ところが、『青森県租税誌前篇』巻拾三に、

盛岡も亦寛文、延宝、天和を歴て大検を施行す。正徳、享保に至り、廃田多きの故を以て漸々修正に従

事せしに、半途にして廃せり。

寛保年間再び修正の挙あらんとせしに、鬼柳村の障害件に係り又止めぬ。

爾后幾回の挙あるも、或は其人亡じて止み、或は凶歉に会して止み、天保に至り再び総検地の命あるも、袴田、兎田両三村にして止み、明治に至るまで為す無うして止む。

とあるように、個々の小検地を除けば、実情に即した修正のための総検地は、いわゆる「寛文の検地」の以後一度も行われなかった。

検地は、たびたびの「検地心得」に

御竿先にて御百姓隠田仕候得ば、重き無調法仰付けられ候。御法場所相廻り候時、森の中、山の陰、谷
合等のきわ、隠田これあるものに候。
能々吟味申すべく候。

とあるように、隠田畑の摘発にも注意が向けられていたから、百姓にとっては、この上もなく有難くないことであつた。

第三節 農民側からの検地の要求

検地は農民にとって有難くないものであるはずなのだが、延享四年（一七四七）野辺地通の百姓達が、「持高の目高下御座候て、地役勤方迷惑仕り候間、惣高御改、本高相据候様成し下され候……」と、自ら検地を願いでているのは、野辺地地方の百姓が後述するような不当な売買のため、生産力を超えた過重な高の負担にあえいでいたからであった。

すなわちこのような、生産力を超えた過重な高、従って年貢を百姓が負担しなければならないという現象は、田畑の売主である百姓の弱みにつけこんだ不正な売買に起因することが多かった。

すなわち高請地（租税を負担すべき高の付いている土地。開発早々の新田およびその他免租地以外のほとんどすべての土地）の売買に際しては、その土地に付着している高は、そっくりそのまま買主に移転し、買主はその高に応じた年貢を負担すべきものであることはいうまでもないのに、時として経済的強者である買主が弱者である売主の弱みにつけこみ、土地は買っておりながら、年貢を負担すべき高は、実際よりも少しか負担しないか、もしくは全く負担しないために、土地を手離した百姓が、手離した土地の分の高までも、残地の上に背負わされるために、弱い百姓が過重な高を負担するようになることが多かった。

このような事実の実例を私は野辺地町と五戸町とで発見している。七戸通や天間館通に、このような事実があったという資料は今のところ見当たらないが、皆無であった、とはいえない。

第七章 南部藩の税制

第一節 南部藩の斗代・歩付

一般的にいつて、江戸時代田畑に対する課税方法には、反取法と厘取法とがあった。

反取法は主に関東方面で用いられ、田畑の位ごとに一反歩あたりの税額をいくらいくらと定め、反別に応じて年貢を徴収する方法である。

一方、厘取法は主に関西諸藩で採用された方法で、斗代（高）に厘（免と同じ。南部藩では歩付という。税率のことである。）を乗じて税額を決定、徴収する方法である。

南部藩も津軽藩も、この厘取法を税法として採用していた。

南部藩では、既に述べたように六尺五寸平方を以て一坪とし、水田は三百坪一反、畑は九百坪一反とし、斗代（石盛、一反歩当りの標準生産量）に面積をかけて、地租を負担し得る高を割り出し、これによって村全体の石高すなわち村高を算出して、これにそれぞれの田畑の位に應ずる歩付（税率）をかけ、村全体の税額を決定した。村全体の税額が決定されると、村の長である肝入は、持高に應じてこれを個々の農家に割付けた。

天間館通諸村の斗代および歩付は、すでに第一表に掲げた通りであるが、他との比較の便宜上、次に南部領全体の斗代、歩付を『御領分中斗代歩付御定目』によって掲げよう。

第七表 南部藩水田斗代歩付表

7	6	5	4	3	2	1	等級
歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代 田位
五一 九〇	五七 一〇〇	六三 一一〇	六八 一二〇	六八 一二〇	七一 一二五	七四 一三〇 <small>石斗升</small>	上田
三四 七〇	三八 八〇	四二 九〇	四五 九〇	四五 一〇〇	四七 一〇五	四九 一一〇 <small>石斗升</small>	中田
一七 六〇	一九 七〇	二一 七〇	二三 七〇	二三 八〇	二四 八五	二五 九〇 <small>斗升</small>	下田
九 五〇	一〇 六〇	一一 五〇	一二 五〇	一二 六〇	一二 六五	一三 七〇 <small>斗升</small>	下々田
五〇		六〇	六〇	六七 〇〇	六五	七〇 <small>斗升</small>	苗代
							備考
<p>① 苗代には歩付が記入されてい ない。 ② 第3等級の苗代の斗代は七斗の 処と六斗の処がある。 ③ 天間館通は第七等級である。</p>							

第八表 同稗田斗代歩付表

12		4	3	2	1	等級
歩斗 付代	中	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代 畑位
一六 六〇	略	二二 七〇		二五 八〇	二八 九〇 ^{斗升} _%	上畑
一一 五〇		一六 六〇	二二 七〇	一七 七〇	一九 八〇 ^{斗升} _%	中畑
六 四〇		八 五〇		一〇 六〇	一〇 七〇 ^{斗升} _%	下畑
三 三〇		五 四〇		五 五〇	五 六〇 ^{斗升} _%	下々畑
						備考

①第五等級から第十一等級までは繁雜なので省略した。

②稗田の第一等、第二等級は二戸郡の諸村である。

③第三等級の和賀郡の稗田には上・中・下、下々の区別がない。

④天間館通は第十二等級である。

第九表 同畑斗代歩付表

6	5	4	3	2	1	等級
歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代	歩斗 付代 畑位
二三 五〇	二二 六〇	二七 六〇	二七 六〇	三六 八〇	四一 九〇 <small>斗升</small> %	上 畑
一四 五〇	一八 五〇	一四 五〇	一八 五〇	二四 六〇	二七 七〇 <small>斗升</small> %	中 畑
八三 〇〇	九四 〇〇	七四 〇〇	九四 〇〇	一二 四〇	一四 五〇 <small>斗升</small> %	下 畑
四二 〇〇	五三 〇〇	四三 〇〇	五三 〇〇	六二 〇〇	七三 〇〇 <small>斗升</small> %	下々 畑
						備考
						<p>①畑の一反歩は九百坪である。</p> <p>②斗代が同じでも歩付が異なる場合、等級を別にした。</p> <p>③天間館通は第六等級である。</p>

これらの諸表によって分かるように、南部藩では上田、上稗田、上畑と、それ以下の田、稗田、畑との間の歩付(税率)の間には相当の開きがあり、いわゆる累進課税法を採用しており、下等の田畑を耕している百姓にも、ある程度の百姓作徳(百姓の取り分)が残るように配慮していた。

ところで、これらの表を見る場合注意しなければならないことがある。

それは、たとえば第七表の水田第一等級の上田の場合を例にとってみると、これら南部藩で一番良い田であるにかかわらず、その斗代が一石三斗に過ぎないのに、それに対する歩付が七四%と高いのはどういうわけか、これでは百姓が生活出来ないのではないか、という疑問をどう解いたらよいか、ということである。

この七四%というのは、本税だけの率である。

本税だけでも七四%も取ったとすると、雑税や地方税をいれたらどうかということになるのか、という疑問も従って当然に生じてくる。

以下、これらの疑問に答えてみよう。

元来、普通四公六民とか、五公五民とかいわれているが、南部藩の場合、『南部家租税論』や『御国法斗代歩付起源書』によれば、四公六民すなわち、四割が年貢(本税)で六割が百姓の作徳であった。(『青森県租税誌』前編)

四公といいながら、斗代一石三斗の水田の歩付が七四%というのは一体どういうことか、ということに対し、『老坪の苅立籾式升は七ツ四分(七四%)の積起源略書』は、大略次のように説明している。

(1)南部藩の最上田の反当実収は籾で六石である。

- (2)しかし、藩では、これから二割を引いて、反当実収を扱で四石八斗と査定する。
- (3)これを米に換算すると二石四斗となる。
- (4)この二石四斗を四分六民の割合で分けると、租税額は九斗六升となる。
- (5)この斗代を一石三斗と定める。そうすると九斗六升という税額は、一石三斗という斗代に対し、七四%の税率に相当することとなる。

これによれば、南部藩の本税の税率は、最上田の場合、実収高の四〇%を目途として定めており、これを称して四公六民とっていたことが分る。

換言すれば、四公六民といういい方は、最上田の実収高に対してのいい方であり、斗代・歩付表の税率は、斗代（課税標準反収）に対する歩付（税率）であったのである。

しかも、四公というのは最上田に対する最高税率のほずであるから、それ以下の位の田畑に対する税率は、当然それより低い、ということとは、斗代・歩付表が累進税を採用していることから明瞭であるが、残念ながら、最上田以下の田畑の実収とそれに対する税率は、前記資料も明記していない。

そこで、資料としては少し古いが、それらの関係についても触れている『御国法斗代歩付起源書』によつて、文禄、慶長頃の、水田の反当実収、斗代、税額、実収に対する税率、高に対する歩付（税率）、百姓の作徳（百姓のふとこころに残る分）、実収に対する百姓作徳の比率等をみてみよう。

第十表 実収高・斗代・税率等関係表（斗代一石三斗の場合）

反当実収高	斗代	税額	実収に対する税率	斗代に対する税率	百姓作徳	実収に対する作徳比率
上田	石斗升 一〇〇〇	石斗升 一三〇〇	斗升 七八	三九%	石斗升 六〇	六二%
中田	石斗升 一三三三	石斗升 一一〇〇	斗升 四四	三三%	斗升 八八	六七%
下田	斗升 六六	斗升 九〇	斗升 一八	二七%	斗升 四八	七三%
下々田	斗升 三三三	斗升 七〇	斗升 七	二一%	斗升 二六	七九%

この表によれば、上田の実収は斗代の一・五三倍、中田の実収は一・二二倍であるのに、下田は〇・七五倍、下々田は〇・四七倍と低くなっており、下田、下々田の斗代は実収高より高く定められていたことが分る。

また上田から下々田までを平均すれば実収高は斗代の〇・九九倍ということになるから、斗代と実収高とはほぼ等しいということになる。

しかし、それは、最上田斗代一石三斗の水田の場合の平均のことであるから、それ以下の水田の多い地方（大部分はそうであるが）では、実収高は斗代をさらに下まわり、しかも、上田、中田においては実収に対する税

率が斗代に対する税率を下まわっているのに、下田、下々田においては逆に上まわっているから、下田、下々田を耕している百姓の生活は苦しかったことになる。

なお慶長の頃、南部藩では京枳といって一升二合入る枳を一升枳として用いていたが、寛文十二年（一六七二）より新枳に改め、一升入る枳を用いるようになった。

それに伴い、歩付が改訂され、上田に対する歩付六〇％は七四％に、中田四〇％は四九％に、下田二〇％は二五％に、下々田一〇％は一三％に高められたのを初め、村位ごとに歩付の改訂が行われ、第七表に示したような歩付となったのである。

さらにこの第七表をみるとき注意しなければならない点がある。

たとえば、水田の斗代九斗というところは、第一等級の下田、第四等級の中田、第五等級の中田、第七等級の上田にある。

次にこれらに対する歩付をみると、斗代は同じく九斗でありながら、歩付は、第一等級の下田の場合二五％であるのに対し、第四等級中田の場合は四五％、第五等級中田の場合は四二％と高くなり、第七等級の上田の場合は一五％と急増している。

同様のことは、他の同じ斗代の場合にもあてはまる。

これによって、われわれは、同じ斗代の場合、村位の下るほど、すなわち村の等級の低いほど、歩付（税率が高くなっていたことを知ることができる）。

このことは、たとえ村の等級は低くても、その中での上、中、下田に対して、等級の上の村の同じ斗代の歩付よりも高い歩付を課することによって租税収入を確保する必要があったためと思われる。

以上のことから先に、下田、下々田を耕している百姓の生活は苦しかった、と述べたが、さらに、それにつけ加えて、等級の低い村の百姓は、等級の高い村の百姓よりも税負担が重く、その生活はさらに苦しかった、ということができよう。

第二節 実際の徴税法

本税の徴税法については既に述べたが、これはあくまで原則であった。

年には、豊凶の差があるのに、どんな場合でも原則通りというわけにはいかなかった。

そこで、年貢徴収にあたって、色々な方法が考案された。

その第一が検見制度である。

検見とは、作況を調査し、歩付を加減することであるが、これによって藩で定めた斗代歩付表の歩付を下廻ることはあつても上廻ることはなかった。

実際に藩が各村に対し税を賦課する場合には、八月中に検見役人を派遣し、その見るところによって村毎に、等級毎の歩付を定めたものであるが、天和三年（一六八二）には、盛岡城下、上田通等八代官所管内（三戸郡、北郡等が入っていない）の蔵入地に対しては、検見制度を廃止し、「概」の制度を採用した。

この「概」の制度施行の前提として、藩は延宝三年〜天和元年（一六七五〜一六八一）、通毎、村毎の「ならしの歩付」の調査を行った。（『盛岡藩々法集』）

『邦内貢賦記』によれば、延宝三年〜天和元年（一六七五〜一六八一）の南部藩全額の「ならしの歩付」すなわち平均の税率は三四％前後であるが、五戸通についていえば、平均二六・二％であった。

ところが、かんじんの天間館通のある七戸通について、同書は、村名と七戸通の高をあげるのみで、税率については一言も触れていない。

そこで、きわめて機械的ではあるが、先にかゝげた斗代歩付表によってこれを計算してみよう。

まず、第六表により、水田の上、中、下、下々田が等面積あったものとして計算してみると、水田の本税率は二七・七五％となる。

次に畑の本税率を、これと同様の状況にあるものとして計算すれば一二・五％となる。

そこで、田と畑とが仮りに、上、中、下々田畑とも等量にあるとすれば、田畑あわせての平均本税率は二〇・一二％となる。

この計算はあくまでも仮定に基づいた計算であり、水田と畑の面積の比および、田、畑の上、中、下、下々面積の比がどうであったかによって、この田畑あわせての本税率には大きな変化が生ずるので、七戸通、天間館通の本税率がいくらであったかは明言は出来ないが、平年作の場合、少くとも二〇％以上、多くても五戸通の二六・二％よりは下であったといつて大過はないであろう。

これらの年貢は米で上納されるのが一般であったが、畑作地帯では大豆で上納することが許され、また特に凶作の時などは、その他の雑穀で上納することも認められていた。
 その場合、米との換算比率は、次のように、年により異っていた。

第十一表 米と雑穀との換算比率表（米一駄につき）

品目	年次	天和三年	宝暦五年	天保七年	備考
かつぎ粟		二駄	三駄	二駄	①『邦内貢賦記』、『飢饉考』により作る。
精粟		二駄	二駄	一駄	
大豆				一駄片馬	
黒大豆				一駄片馬	②一駄とは二俵のこと、片馬とは一俵のこと。
青大豆				一駄片馬	
白大豆				二駄	③凶作・飢饉の深刻化につれ、雑穀の地位が上昇しているのがわかる。
小豆		一駄	一駄	一駄	
大麥			二駄	二駄	
小麥			一駄	一駄	
稗		三駄	三駄	一駄	
蕎麥				一駄	
じゅね		一駄	三駄	一駄	

「ならしの歩付」の調査が七戸通に行われなかったのか、行われても報告書が提出されなかったのか不明であるが、後に示す「概歩表」にも七戸通だけがでてこないところを見ると、藩で行ういろいろな調査は、七戸通では行われなかったと見た方がよさそうである。

このように、一般的には本税の徴収方法は、斗代、歩付表による課税から、「ならしの歩付」すなわち平均税率制度へうつり、やがては後述「概歩」制に移ったようであるが、検見制度は全く廃止されたわけではなかった。

例えば、元禄六年（一六九三）には、殿様入部初めての事として領内総検見をしているし、同十三年には、作況は良好であったが、検見を行えば百姓が迷惑するであろうというので、検見役人を派遣しなかったと『篤焉家訓』にあるから、この項でも、少くとも作況不良、その他の場合検見を行っていたようである。

実地検見が行われない場合、どのようにして歩付が定められたかという点、二つの方法があった。

その一つは「自分検見」の制度であり、他は「白検見」の制度であった。

「自分検見」は「自検見」ともいい、代官立合いの下に、村の自主的判断に基づいて歩付を定める制度であり、百姓にとっては一つの恩典であった。

『盛岡藩法集』には、元禄十三年（一六〇〇）、同十四年、宝永七年（一六一〇）等にこれを行なった記録が見えるが、その後見えなくなっている。

しかし、『七戸藩支配地之次第』には、七戸地方の租税制度について「事柄諸事寛宥取計ニ流弊致、租税八年々下ヨリ何石何斗上納仕度申出、仕其意、検地毛見無之、寛文七八年改高之儘有来候……」とあるから、七戸地方

などでは、この「自分検見」制度すなわち、租税の自主申告制が長く存続したものであろう。

今一つの「白検見」は、「座敷検見」とも呼ばれ、藩の役人と村役人とが、座敷で白米を食いながら、今年は、歩付を何歩にしよう、というふうに話し合いで定める制度であり、これを「概歩」ともいった。

この「概歩」制は、平年作並びにそれ以上の作況の時行われ、豊作もしくは凶作の時は検見を行い、出来るだけ実情に即した税率を適用するようにつとめた。

「概歩」制度が定着したのは、江戸時代後期に入ってからのもので、『税毛歴代鑑』には、寛政二年〜天保十年（一七九〇〜一八三九）の「概歩」の変遷が明記されている。

しかし、七戸通および野辺地通にはこの「概歩」制が適用されなかつたらしく全く記入が無いので、概歩制についてはこれ以上言及しない。

以上見てきたところによると結局南部藩の租税額は、通毎、村毎に設けられた斗代歩付表によって税率を定めることを原則としながら、実情に応じ、時には「実地検見」、時には「白検見」||「概歩」により、あるいはまた「自分検見」により歩付を調節し、それを村高にかけ本税額を定め、それに本税以外の諸役（後述）を加えて決定されるものであった。

第三節 諸 役

以上の本税のほかに、なお百姓の負担しなければならないものに、郷役（地方税）および雑税があり、これら

を総称して諸役といった。

『邦内貢賦記』には、本税同様延宝三年（天和元年）の五戸通の諸役について明記しているが、七戸通については、これまた一行の記載もない。

しかし、さいわい筆者の所蔵にかゝる『旧斗南、七戸、八戸県管下税則書』に、七戸通の諸役についての記載があるので、時代は新しい（明治四年）ものであるが、参考までに左にかかげよう。

第十二表 七戸通諸役一覽表

種類	高百石につき
万所金	砂五匁、但し一匁に付金貳拾錢
荏油	砂壹匁二分五厘
麻糸代	砂五匁、用捨
小者金	砂二匁五分、用捨
詰夫金	砂二匁五分、用捨
材木枳代	砂二匁一分二厘五毛、用捨
正五椀飯金	砂四匁八分七厘六毛
御蔵一分増	錢六貫八百三拾六文、用捨
草青引代	錢三百五十文、用捨
粒荏代	錢二貫三百丈、用捨
走夫金	

備考

①砂とは砂金のこと。江戸時代南部藩では五匁で一兩に通用した。明治に入り、一兩は一円となったので、砂一匁は二拾錢に勘定された。

②錢は、江戸時代初期で四貫文（四千文）で一兩であったが、末期には拾貫文以上で一兩であった。

③金額の下に、用捨とあるのは、徴収免除したことを意味する。

④五戸通の前記江戸時代の諸役に比べると、やゝ増額されているようである。

種類	高百石につき
御蔵蒞蒞代	錢二貫拾五文、用捨
餌鳥	錢一貫五百六十文、用捨
鶏黒尾代	錢五拾文、用捨
薯蕷代	錢一貫百二十拾五文、用捨
役雉子代	錢六百二十拾二文、用捨
郷割	錢五百六文
譜代増役錢	錢四貫文
鷹餌鳥錢	錢一貫三百文
古坪役錢	
新坪役錢	
蚕印紙・繭税金	

⑤薯蕷とは山芋もしくは長芋の漢名である。薯蕷は北郡の特産であり、古くから諸役として徴収され、幕府への献上品にもなっていた。
薯蕷代とあるのは、この頃現物でなく、金納となっていたことを示す。

以上の外に、この税則書には、諸運上も記されているが、その多くは一般農業以外の特殊な職業に従事する場合に課せられるものであるから、ここでは考慮外とする。

この諸役の合計は、記入漏れもあり、また、用捨もあるので、正確に把握することは至難事であるが、用捨無しに、記入もれの分をも含めて全額徴収したとしても十両に達しないと思われるので、江戸時代ごく一般的にいわれているように、一両一石で計算してみると、十両は十石であり、高百石については丁度一割にあたることになる。従って、先に七戸通、天間館通の本税率は、高（斗代）に対し二〇%以上、二六・二%以下と推定したから、

これに諸役の一〇%を加えると、これらの地方の百姓の納める税金は、本税、諸役をあわせて三〇%から三六・二%の間であったということができよう。

この、高に対して四〇%という税率は、他藩とくらべても、また南部藩領の他地方とくらべても決して高いものではなかった。

しかし、その持高がわずか数石にすぎなかったことを考えるとき、四割という税率は誠に苦しいものであった、といわざるを得ない。

そのため、凶作や飢饉の時には、いくら租税を減額されても到底全額を上納することが出来ない者もいた。

藩はその対策として、あるいは月割上納、年延、駄替上納を認めただけか、余力のある者から他人の上納不可能分を取立てておき、翌年その者に返すような指導をしたりもしたが、多数の餓死者を出すに至った宝暦五年や天明四年等には、上納金皆無という事態も生じたりした。

そういう農業の基盤の上に立った藩の財政も、鉱産資源の減少した江戸時代中期以降は、窮乏の一途をたどるばかりであった。

そして、その結果が新税、増税、御用金という形で領民にかぶさってきた。

それでも、藩の要人達が領民の立場を考慮しつつ、必死となってその打開につとめている間はまだよかったが、江戸時代後期以降領民不在の政治が行われるようになるに及んで、領民はもうだまっではいなくなった。

こうして南部藩は有難くもない、日本一の百姓一揆多発藩となったのである。

第八章 凶作と飢饉

第一節 地獄絵図

八戸の人上野伊右衛門（文化五年：一八〇八没）が天明三、四年（一七八三、八四）の南部地方の飢饉の状況を記した『天明卯辰築』の中で、天間林地方について次のような記録をのせている。

津軽黒石に用事これあり、左助と申者遣わし候処、天満館と申す所戸七に一宿仕り候が、雪は強く降り候間、もし今晚大雪等にて、明日此の所出立相成り兼ね候て、持参候兵糧喰いしまい候ては、いかがせん
と心も心ならず、氣づかい居り候処、近処の者と相見え、そのさまおそろし姿の女、顔手足もはれ、足先よろめき来り、小声に相成申すよう、この方の祖父様にも御仕廻（筆者註、死亡の意）なされ候由承り候。

近頃御無心ながら、片身なりとも片股なりとも御貸し下され候へ。我等方の祖父も二三日中にこれあるべく候。其節はきつと御返済申すべしと云えば、亭主なる者、馬鹿馬鹿と申て、戸口へ押しやり、表にて何やらん暫くささやき、右の女を返し候。

まことに思いよらざるの借り貸し、前代未聞とは是ならんと、舌を巻いて語り候。

天明の飢饉の時、天間館村のある家で、死んだお祖父さんの屍体の一部の貸借が行われていたことを記したものであるが、飢饉の時には、これに類するような事例は少くはなかったようである。

さてこのような悲惨な事例を伴うような大凶作や飢饉は一体どうして発生したのであろうか。

またその実情はどうであつたであらうか。

以下順を追つてみてみよう。

第二節 封建社会の財政的基礎

現在、津軽地方と南部地方の水稲生産力の間には、ほとんど差が認められないといつてもよいが、藩政時代には大差があつた。

もちろん津軽地方が大きく、南部地方が小さかつたのである。

そのことは、江戸時代津軽地方の新田開発がものすごい勢で進んだのに対し、南部地方はそれほどなかつたことなどに端的にあらわれている。

その南部の中でも、天間林村の所属している北郡は、瘦せた火山灰土壤、劣悪な気象条件、低い生産技術等のため、まさに水稲の限界生産地帯であつた。

ところで、近世封建社会はいうまでもなく、農業を中心産業とした社会であり、幕府および藩の財政的基礎は水稲生産におかれていた。

事情は南部藩のように水稻生産力の低いところにおいても同様であった。

凶作の時は別として、平年作以上の時は、藩にとつても、農民にとつても、水田経営の方が畑作経営よりはるかに有利であった。

したがって南部藩も当然水田経営を基盤とする農業政策を採った。

このことはしかし、南部藩における凶作や飢饉の発生率をきわめて高いものにした。

これに対する対応策として、そこに住む農民は、生活の知恵として、粟・稗・大豆等の畑作雑穀生産をとりいれ、また古来からの伝統である畜産に活路を見出していた。

これらの雑穀は、反収こそきわめて少なかったが、凶作に対する抵抗力は水稻よりはるかに強かった。

第三節 凶作・飢饉の発生原因

凶作・飢饉の発生原因には自然的原因と人為的原因とがあった。

自然的原因には、霖雨・冷温・大風・大雨・洪水・旱魃・霜等の悪気象条件のほかに、虫害・獣害等があったが、その最大の原因は、霖雨・冷温を伴う偏東風、いわゆるヤマセであった。

本県の凶作の特徴を最初に明かにしたのは、盛田達三の『南部・津軽両藩における凶作とその対策』であるが、同書には左のごとく述べている。

東北の凶作、殊に青森・岩手の凶作は、その原因冷害により起るものにして、凶作史を見るに、その氣象において、一種の凶作型氣候をなしている。

即ち、春寒く雪消え遅く、苗代遅れ、六月頃より霖雨続き寒く、東北風（ヤマセ）吹き、夏通して綿入を着、日照少く、稲若返り、出穂遅れ、秋になり暴風雨来り、八月中旬大霜降り、稲白くなり、立枯れ、五穀稔らず……

東北の冷寒は、潮流の変化に基づくものなる事は明である。

古来大凶作においては、凶作・不作・大凶作は数年続いて襲来するものである……

ここで盛田達三が指摘しているのは、凶作の原因としての冷寒なるヤマセと、凶作の特徴としての停滞性であったが、この二点について『弘前市史』も、

津軽地方の凶作の特殊な型といわれるのは「霖雨低温悪風交々至る」いわゆるやませにもとづく悪天候が続き、大きな凶作が一、二年あり、翌年豊作が来ても、また三、四年凶作が連続する停滞性である……

と述べており、両者の見解は一致している。

この点について、岩手の森嘉兵衛氏も『九戸地方史』の中で、

最初二、三年軽く不作があり、強烈な減作を生じ、翌年は豊作型、そして三、四年強い凶作が続くという型は、宝暦・天明・天保とも同様であった。

このために凶作がたちまち飢饉化し、大きな社会・経済的変動の原因となった。

と、具体例をあげて、南部の凶作の型を明確にしている。

以上のような、凶作・飢饉の自然的原因の外に、人為的原因として、農政の貧困と貢租の過重とがあげられる。劣悪な気象条件のもとにある水稻生産地帯で、相当の生産をあげ、凶作にならないようにするためには、適性品種の普及奨励とか、水温上昇技術とか、施肥法等の生産技術の指導が不断に行なわれなければならない。

しかし、これらに関する藩の施策には、あまり積極的なものはみられず、凶作や飢饉になって初めてあわてふためくのが通例であった。

南部藩が生産指導の面で行なったものは、せいぜい晩稻の植付禁止ぐらいのものであった。

こういった農政の貧困のほか、貢租の過重も大きな凶作や飢饉の原因になった。

凶作になっても、藩は農民から取れるだけのものは取った。

それがまた次年度の凶作につながった。こうして凶作は凶作を生んだのである。

凶作は人災でもあった、という表現はこういったことを意味している。

それでは、このような不作・凶作・飢饉は、南部地方でどのように発生していたであろうか。

凶作年表によってこれを示してみよう。

第四節 凶作年表

第十三表 凶作年表

元和元年	三年	五年	三年	元禄元年	貞享四年	天和二年	延宝二年	延宝三年	延宝十年	延宝九年	寛文元年	寛文二年	万治元年	正保三年	正保九年	寛永十八年	寛永十八年	寛永十八年	寛永十八年	元禄九年
不作	凶作	不作	凶作	不作	不作	不作	凶作	凶作	不作	不作	凶作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作
元禄十二年	元禄十三年	元禄十四年	元禄十五年	宝永二年	宝永四年	享保九年	享保九年	天明八年	天明八年	天明七年	天明七年	天明六年	天明五年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年
不作	大凶作	凶作	凶作	凶作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作	不作
宝曆六年	宝曆七年	明和二年	明和四年	安永二年	安永二年	安永二年	安永二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年
凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉	大飢饉
寛政五年	寛政七年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年	寛政十年
凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作

註

①森嘉兵衛著「盛岡市史」その他により作る。

②不作……四分の一減。 凶作……二分の一減。

大凶作……四分の三減。 飢饉……多数の餓死者を出した場合としたが必ずしも厳密ではない。

この表で明らかかなように、江戸時代初期の元和年間以降幕末での二百五十余年間に、不作以上が実に七十八回、すなわち、ほぼ三年に一回の割合であったのである。

このうち最も惨状の甚しかったのは、元禄・宝暦・天明・天保の飢饉であった。世にこれを南部の四大飢饉と称する。

この表によれば、南部地方の大飢饉は、江戸時代前期よりも、中、後期に集中しているが、実は前期、元禄の飢饉以外にも、元和、寛永年代に大きな凶作があった。

ただこの時は、幸にも飢饉にまで発展しなかつたのである。

以下各期の凶作・飢饉の主なるものについて略述しよう。

(一) 元和の凶作

南部地方では、元和元年（一六一五）、三年、五年と不作、凶作が続いた。しかも、大坂出陣のことなどで出費が大であったにもかゝらず、当時の南部藩の財政は、南部領である鹿角地方の産金のためすこぶる好調であったため、救済よろしきを得て飢饉にまでは至らなかつた。

参考までに付言すれば、この時津軽は大飢饉となつた。『永禄日記』、『平山日記』等には、元和元年、津軽藩主信牧が江戸から弘前へ帰国のとき、大間越街道のあたりでは餓死者を飛び越えて歩かなければならないほどであったし、翌二年には、弘前城下にさえ死骸の山が築かれるほどの惨状であった、と記されている。

(二) 寛永の凶作

寛永三年（一六二六）～四年は大旱魃のため全国的大飢饉となったが、この時は南部・津軽ともに大事には至らなかった。

ついで寛永十八年（一六四一）～十九年も全国的に凶作で飢饉となった。

特に関西地方がはなはだしく、餓死者が道にあふれ、日々その屍を川に流したほどであったといわれる。

このときは、津軽も南部も凶作となり、津軽では飢饉にまで発展し、幼少の童子を喰う者もあったといわれているが、南部藩では大惨事には至らなかった。

この時の凶作につき、『食貨史』は、

十八年秋、穀不熟、飢饉、十九年春に至て穀価騰貴す。天下餓孍巷に滿。

此時累世の富に依て穀倉克溢す。公大に倉粟を発して賑恤す。時に封内に飢人なし。

と述べている。

文中、飢饉という言葉を使っているが、内容をみれば、領内から飢人を出さなかったことを誇っている文章である。

南部地方の隅々まで果して救済がゆきとどき、いわれているように一人の飢人も出さなかったかは疑問であるが、他国のような悲惨事にはならなかったようである。

以上によれば、この期の凶作・飢饉現象は、全国的現象の中に含まれるものであったこと、南部藩では、産金

により藩財政が豊であったため、その被害を最少限度に食いとめることが出来たこと、先に述べた東北の凶作の典型的な型はこの段階ではまだ現われていない等の特徴を持っていたことがわかる。

ところが、こういった状況は元禄の凶作からだいたい様想を変えてくる。

(三) 元禄の凶作と飢饉

元禄期における南部藩の凶作は、典型的な凶作の型を示した最初のものであった。

すなわち元禄の初年は一般に気候不順で不作続きであり、特に三年（一六九〇）、五年が悪く、六年は幸いに平年作となったが、七年は大凶作となった。

そのため、七年から飢饉の徴候が見えだしたが、施米によってこの年はほとんど餓死者を出さなかった。

翌八年は冷温・風雨のため約七割の減収となった。藩は幕府に秘してはいるが、相当の餓死者があつた模様で、一説にはその数四万人と称された。

この年の減収率は上北・下北が最高であつたから、餓死者の相当数はこれらの地方から出たものと思われる。八年の凶作に対し藩は、九月十三日、各代官所に対し次のような達を出し、凶作対策としている。

一、九月十三日、当年不作に付て、御領内在々所々御百姓共え被仰渡書付、御代官所え被遣所々

一、（各代官所宛）

覚

一、当作毛悪敷候由相聞候付、御蔵・給所御百姓共、米ハ不及申雜穀迄、御領内之内外一切出間敷事
一、御蔵・給所共雜穀拂御役、地頭え之年貢、金究にて差出候ものは、雜穀にても拂、金子出申度もの可有之哉と、此度雜穀調被遣候相場直段よりハ、少々高直ニ調候筈申渡候

雜穀代替、外ニも永身命を助り申様成食物貯候様、随分心懸可申事

一、御領内にて雜穀売買候儀滞不申様、心次第近郷村々え互売買可仕事

附、不依何儀民及難儀候ハ、御代官迄可申事

一、他領より人民入込候儀可有之候、行方相知往来候儀は各別、凶年にて御当領暫も逗留可仕覚悟候歟、何之差別も無之入込候ものハ、領内も飢饉にて飯米一切不調候之間、及謁命可申候条、直々本所え相戻候様、あらしに無之とくと合点爲仕相返し、御境近所ハ其所々肝煎・検断爲断可申候

一、兩人にて参懸、先罷通ものにて不審ニ相見得候ハ、送を付通可申事

一、酒造候儀、先達て申渡候通一切爲造申間舗候、若隠造候儀相聞候ハ、酒屋・五人組迄急度可被仰付候、民飯料も有之、酒造候て不苦時節有之候ハ、下よりも願上可申候、御詮議之上可被仰付事〔藩

法集・盛岡藩〕

すなわち、米・雜穀を他領に出すことの禁止、何でも喰べられるものを貯えること、領内各相互間の雜穀売買の奨励、他領よりの入込み人の禁止、酒造禁止等であったが、このような時期にもかゝらず、*“生類憐みの令”*

が生きていたため十二月十一日には「犬の儀……随分いたわり養育可仕候……」といった達も出されている。

翌九年は氣候が順当であったため、二割の減収に止まった。そのため五、六月までであった飢人・餓死者も秋の収穫期にはなくなり、落着をとりもどした。

そして、十年、十一年と平年作が続いたが、十二年から再び氣象条件が悪化し、霖雨・冷温が続き、十二年は大凶作となり、南部全領で飢人として救済された者が二万七百八十六人に達した。

十三年不作、十四年凶作で、十四年には二千八百五十八人が飢人として救済されたが、十五年には追討ちをかけるように大凶作となり、飢人として救済された者の数は五万四千百十一人に達し、餓死者も二万五百人に達した。

このようにして元禄期における南部藩の凶作は前後八年にわたり、ついに飢饉現象を呈するに至ったのである。この期の凶作が飢饉にまで拡大したのは、凶作が連続し、しかも減収率が高かったこと、藩財政を豊かなものにしていた鹿角その他の砂金の生産が急減したこと等により、救済対策が弱体化したためであった。

なお、津軽藩では、この期の飢饉で十万人の餓死者を出し、八戸領では人口の三割にあたる一万六千七百四十五人が飢人と化している。

このような飢饉現象は農業労働力の減少をきたし、農業の縮小再生産につながり、それはまた年貢収入減となり、藩財政窮乏の一因ともなった。

一方あたかもこの期を境としてはじまる農村の貨幣経済化と商業資本の農村への侵入は、商業資本による土地兼併を促すようになるのであるが、農業生産力がきわめて低く、商業資本の形成の未熟な当地方にあつては、

大規模な土地兼併の発生する余地はなかった。

しかし、このことは、一面からみれば、連続的大凶作に際会した場合、農民にとっては死を待つより他に途のなかつたことをも意味するものであった。

(四) 宝暦の飢饉

南部領は宝暦三年（一七五三）は軽い不作であったが、翌四年は近年まれな大豊作となり、物価も大暴落した。しかし、五年は霖雨冷温・悪風のため二分作程度の大凶作となり、その損毛高は拾九万九千七百石余に達した。

この頃の南部藩は、鉱山資源の減少により、財政窮乏もかなり進んでいた。

ただでさえ苦しいところに、宝暦三年には、幕府から日光東照宮の修理を命ぜられ七万両の普請金を捻出しなければならなかった。

この時の南部藩主利雄が東照宮の修理を命ぜられるにいたったいきさつについて『篤焉家訓』に左のような頭註が記されている。

或人云、此比堀田相模守様日光御用懸二候処、御家え遺恨之筋有之、諸事壅塞、公事不通、諸雜費七万

両ニ越ゆると云

天量公（筆者註 利雄の先代 利視）軍用儲貯一時二亡散し、凶年打続き、一年半季之無備、人相喰、無救之術、建久以来（筆者註 南部氏の糠部入部の年）廃政、以此時爲尤。

この七万両の出費がどんなに南部藩の財政を窮乏に陥しいれたかは、この記述によつてよくわかるが、その直後この大凶作である。

しかも、その前年（四年）の大豊作が、かえつて災した。すなわち、大豊作に心を許した藩は、五年五月までに十萬石余の米を移出したのであった。

こうして、天災に人災が加わり、この年の凶作は未曾有の大飢饉にまで発展し、南部領の総人口三十五万人余のうち、六万人にのぼる餓死者を出すに至つた。

この年の飢饉につき、前述『篤焉家訓』の編者である市原篤焉は

亥年（宝暦五年）三月十一日より大雨、九月廿八日迄三日の晴なし。

土用中昼夜降続き、冷氣弥増にて作毛不熟、菜園の諸菓花開き兼ね、古今稀なる大飢饉なり。後來国家

当途の人は言うに及ばず、万人に至るまで諸士は猶更、在々肝入、乙名おとなの如きなる者、能く能く凶才の心懸有るべき事也。

この頃執政心を用いざるや、考え知るべき也。

と述べ、この年の飢饉が人災に基づくものであることを指摘し、為政者に注意をうながしている。

同書『宝暦五乙亥年凶作ニ付米穀不熟、翌年ニ至御領中餓死人並明家諸官所より書上写』によれば、各通ごとの餓死者ならびに空屋の数は次表のようになっている。

第十四表 宝曆五年各通毎餓死者空屋数調

通名	餓死者数	内		空屋数
		男	女	
上田通	二、五〇一人	一、四二一人	一、〇八〇人	五六一戸
飯岡通	(一、五〇四) 一、四〇四	九五二	五五二	二八〇
向中野見前	六一四	三三四	二九〇	一三一
徳田伝法寺	一、四一四	八五三	五六一	二五一
日詰長岡	一、二四三	七八二	四六一	二一九
大迫通	一、三五三	八〇五	五四八	二四六
大槌通	(一、〇八四) 一、〇九四	六二二	四六二	一一四
宮古通	一、八三三	一、〇六一	七七一	
野田通	一三二	八一	五一	四八
沼宮内通	(四、一九九) 四、〇九九	二、八七五	一、三二四	六八三
福岡通	(五、四五六) 五、四四六	三、一九〇	二、二六六	一、一三二
三戸通	七五五	五〇三	二五二	一三六
五戸通	一一、九二七	七、三二五	四、六一二	一、〇一八
七戸通	(一、八九三) 一、八八五	七、〇八一	四、六一二	四三〇

野 辺 地 通	四七		二八	一九	
田 名 部 通	一四四	九六	四八	四三	
花 輪 通	二、六八四	一、六〇八	一、〇七六	七二一	
毛 馬 内 通	五五七	三四五	二二二	一七三	
滴 石 通	六、一〇一	三、六三二	二、四六九	四三〇	
沢 内 通	八一九	四九九	三二〇		
大更新田奉行支配	(六七八) 四七八	四五三	二二五	一七二	
八 幡 通	(四三二) 三四〇	二〇七	二二五		
寺 林 通	三八九	二四八	一四一	七二	
万 丁 目 通	三八九	二三二	一五七	三三	
鬼 柳 通	四一六	二九〇	一二六		
黒 沢 尻 通	一、〇〇八	五九二	四一六	一七	
花 巻 通	(四二六) 四二〇	二四九	一七七	一五三半	
計	(五九、 四九、 七九八) 五九四	(三六、 三〇、 三四五) 九九三	(二三、 一八、 四五三) 六〇一	(七、 〇〇六三半) 四三三半	

註 ① 原典は、餓死者数とその内訳が一致せず、したがってその合計も一致しないので、内訳を正しいものとして修正し、修正数字に()を付して併記した。

② 花巻通、空屋数一五三半とあるのは一五三軒半の意である。

④ 七戸通の餓死者数が原典では、一、八八五人で内訳と大きく違っていたが、内訳を正しいものとして修正した。

なお原典の餓死者数合計も四万九千九百九十四人となっているが、これは他の資料によるこの年の餓死者数六万人とあるのと合わず、七戸通りの合計の間違に基因するものと思われる。

これによってみれば、実に五戸・七戸の両通^{とがり}で、全餓死者数の三九パーセントにあたる二万三千六百二十人という餓死者を出しているのであるから、この期の五戸・七戸通の惨状は言語に絶するものであつたらう。

なお七戸通だけの餓死者数の全餓死者数に対するパーセントは一九・五五％、すなわち約二割であつた。(註：天間林村を構成する諸村は七戸通に含まれている。)

当時の惨状を『篤焉家訓』は、

非人おびただしく、餓人道路に充滿せり……在々何れも五穀不熟、人命を助くべきの術なく、人民死して、子(宝曆六年)の春に至り、仕付くべき人無きが如し

と述べている。

また八戸の医師富坂涼仙は『耳目凶歳録』の中で、八戸領のこの時の惨状を次のように記述しているので、参考までに掲げることとする。

古人の語り伝えにも聞かず、旧記の書き録にも載せざる程の天災にて、毛見の田畑空しく、秕糠ばかりぞ刈取れり。……………

或は葛の根、わらびの根、亦是毛ドコロ吾れ先にと山野を争い、掘運べり。

榲の粥には老翁をたすけ、しだみ餅には幼稚を救う。此等を上品の食として、亦是海草、松の皮、藁香煎には糟糠を加味し、漆の実は大豆の粉に替ゆ。

当時の餓は浚ぎしかども、少兒老弱漆の毒に触れ、秘結（ベンピ）の苦痛大方ならず。

然かも死する者少なからず。故に庸医これを憐み、潤燥の薬粥を施し、命を救うこと亦多し、哀むべし、人間の飯食は牧畜の秣かと疑はれ、鶏犬牛馬日々に衰え、夜々に窮る。……………

兎角今まで千苦万勞して身命を繋げる。

最早煙を立つべき便もなく、身にまとうべき求めもなければ前後皆苦しみ、進退ここに窮りぬ。

ひごろ出入親類も救わず、年頃相近き縁者も顧みず、借貸相談、質物取遣、近辺一統に店を閉じ、棚をとざせり。

偶一二の商家あれども千金の価物百錢と見下す事も時代なれ。

此の如く、しきりに飢えければ、孤村鄙邑の人馬ともに餓死して、其宅自然の墓所と成んぬ。

鴉は眼肉をがん味し、犬は手足を喰う。頭は人の履はきものに転び、屍は人の鼻をけがせり。

五歩に一人、十歩に二人、聞くに耳すさまじく、見るに目もあてられず。

伝え聞く地獄の底、極重悪人の呵責、今眼の前に来るか、身の毛もよだち浅猿あさましけれ。……

人民ともに餓死すること此時三分一とぞ沙汰しにけり。……

このような事態に対し、藩はもちろん手をこまねいて傍観していたわけではなく、次々に左のような手をうつた。

一、五年八月十九日 米価を統制し、買占めを禁ずる

一、全 八月廿六日 米雑穀の他領移出を禁ずる

一、全 九月 九日 儉約を命ずる

一、全 九月十四日 米価再統制

一、全 九月廿五日 畑作盗人防止のため作物運搬の刻限を定める

一、全 十月十三日 諸代官に対し、農民が百姓一揆を起さぬよう指導すること。貯穀を奨励すること。他領よりの入込人は他領に帰すこと。万事百姓の迷惑にならぬよう気をつけること。他領より入込の商人の長逗留を禁ずること。領内における米雑穀の売買は自由にさせること。

検見を嚴重にすること。捨馬を嚴禁すること。

百姓救済策について意見を具申すべきこと。

等を命ずる

一、全 十一月三日 諸士に対し、減給（三分の一ないし四分の一支給）ならびに儉約を申渡す

一、全 十二月十四日 寒造酒を禁じ、酒道具に封印する

一、全 十二月十七日 糶・濁酒・甘酒の製造を禁ずる

しかし、これらの施策は、有効に作用せず、また必ずしも守られなかった。

米価統制一つをとってみても、その統制価格が低すぎたため、やみ米が横行する一方、他領米の移入の道もとざされ、飢饉に拍車をかける結果となった。

百姓の救済についての意見具申は一人の代官からも出されなかった。

たまりかねた藩は十二月廿五日代官ならびに諸役人に対し、飢人の救済方に対し下問したのに何等の答申もないのはどうしたわけか。他国ではそれ相応の手当をしていると思われ、南部においてそれが無いのは甚だ遺憾である。公辺（幕府）への聞こえもあるから、何人でも心づきの点があったら意見具申するように、と再度示達している。（『藩法集・盛岡藩』）

それに対し、諸役人がどのように反応したかは定かでない。

救済策が奏功しないため発生した飢人を救済するために藩は救貧小屋を設け、粥を施したが、これも城下に限られ、しかもその実態は牢獄に等しく、收容された者の大半は餓死する有様であった。

領内の富豪や寺院なども、この惨状を見るにしのびず、救済に乗出した。

野辺地通の餓死者が少なかったのは、野辺地には富豪が多く、これらの人々の救済が功を奏したのではないか

と推定される。

しかし、一般的にいうと、富豪に対する御用金の賦課が多く、富豪も救済に十分の力を発揮することは出来なかつた。

南部地方においては、この飢饉の影響が宝暦七年まで続き、翌八年の豊作によってようやく立直ることが出来たのであつた。

この飢饉に関する資料で天間林村に残っているものはほとんど無いが、左に掲げる七戸の盛田喜右衛門宛の粟と大豆の借用証には、野崎村の百姓助八の名も出ていたので掲げることとした。

借用申手形之事

一、粟 五駄 但老俵ニ付四斗入也

一、大豆 五駄 右 同断

二口合

代銭 貳拾五貫四百五十二文

右之通借用申処実正ニ御座候。尤老々月老貫文ニ付三拾文之利足ヲ加、当十月中元利息度御返済可申候。
為念手形如斯御座候。以上

宝暦七年三月廿二日

天間林村史

内姥沢村	地主	治左衛門	印
外姥沢村	地主	喜右衛門	印
乙供村	地主	兵太郎	印
保土沢村	地主	甚右衛門	印
乙部村	地主	市蔵	印
野崎村	地主	助八	印
大池村	地主	孫八	印
和田村	地主左右衛門	四郎	印
寺町村	地主	時助	印
肝煎		織右衛門	印

盛田喜右衛門殿

この借用証には借用理由の記載が無いが、五年以来の凶作・不作になやむ各村の農民代表が、種子用として借用したものと推定できる。

南部地方のこのような状況に対し、津軽藩では、同様の大凶作に見舞われながらも、名勘定奉行乳井貢の施策よろしきを得、ほとんど餓死者を出すに至らなかった。

この飢饉により、天間林村を含む七戸通の農業生産力が一段と低下したことはいうまでもない。

(五) 天明の飢饉

天明の飢饉は、天明三年（一七八三）に始まり、同八年まで続いた、宝暦の飢饉以上の大飢饉であった。

その原因は、天明年度に先行する安永元年（一七七二）から同八年までの間に発生した六回におよぶ凶作・不作の疲弊から立直るいとまもなく、天明元年、同二年と不作が続く、そして同三年、宝暦五年の大凶作に匹敵する拾八万九千二百二十石の損毛高を出し、翌四年や、持直したもの、同五年、六年と拾七万石前後の損毛高を出し、その後も不作が続いたことを直接の自然的原因とし、これに若干の人災的要素が加味されておこったものである。

天明の飢饉は、南部地方に限られず、津軽・秋田・山形・その他東北・関東一円に及ぶ大飢饉であったが、その他の諸地方も程度の差こそあれ、飢饉の様相を呈したわが国最大の飢饉であった。

その前兆はすでに天明元年・二年の全国的不作の中に現われていたが、まだ減収率が低く、飢饉にまでは至らなかったが、翌三年は、

卯年夏中雨降り続き寒く、綿入袷着し候程にて、一円暑気これ無く、稀に天候晴れ候得ば、袷着用、土用中共に単衣ひとえを着候ことこれ無く、八月廿日頃迄出穂相見え、日を追うて冷氣催候に付、諸作荒凶、諸民困窮す。

と『篤焉家訓』にあるような、霖雨・低温に加うるに八月中旬の大霜等の原因により、二分作とも一分作ともいわれる大凶作となった。

このため米価をはじめ諸物価は奔騰し、十月には盛岡城下においてさえ餓死者を生じ、火付、強盜、追剝が横行するに至った程であるから、收穫皆無と伝えられる奥筋通（奥入瀬川付近以北の地をさす）の惨状は眼をおおうばかりであった。

『篤焉家訓』は、その模様を、

福岡より田名部迄、青田にて食物これ無く、人馬餓死莫大なり。なかんづく五戸通もつとも猫・人馬死候を食し候者多し。哀むべし。

と述べているが、さらにその頭註で、

五戸・七戸通にて馬を殺して食物とし、犬猫一疋五十文、六十文の売買、甚しきは小兒の死たる肉を食い、実に鬼国の様なるべし。

盛岡より東南は五穀も登りけるが、雫石・沼宮内より北の方は、惣じて五穀不熟、なかんづく五・七戸食に飢え、哀むべし牛馬鶏犬を食とし、家別傷寒流行、死する者数を知らず、壮年の者といえども悪食

のために病を発し、翌年に至り耕すべし力なし……

と五戸・七戸地方の飢饉の惨状のすさまじさを記している。

この章の最初に、天間館である旅人が見聞した人肉貸借事件のことを記したが、直接天間林村に関係のある記録は少いので、五戸地方の天明の飢饉の見聞記である『飢歳凌鑑』によつて、今少しく当時の状況をみてみよう。

同書によれば、天明三年の五戸通の作況は、諸作少しも実らず、畑も野も青々として、青一面になったので「青平」と呼ばれた程であつたが、所によつては大豆と蕎麦だけが少々とれたという。

それでも同書に

さて此凶作に、味噌を持ちし者独りも死に申さず候。とかく飯料なくとも味噌を持つべきものなりと、年

寄衆の平生の話、至極当りて感じ入申候。実に味噌は分限に随い、年々心懸専用也。

とあるように、味噌の貯えのあるものは何とか生きのびることができたが、その味噌用大豆も、それまで五戸通からの藩の買上量千五百石であつたものが、天明二年一挙に五千五百石とされたため、「此凶作に至りて味噌貯えなき故に、人馬おびただしく死す。」という状況に立ち至つたのであつた。

このため翌四年二月には、

さて、二月に至りて猶々やむを得ざることをつかれ苦しむ。さるによりて、死潰れ多し。相坂百九十軒余もこれあり候場所にて、家数百六拾軒死につぶれになり申候。

残る所は三拾軒余これあり候。三月までに大小の邑里郷村七分はつぶれ、三分は残る。前代未聞の事に候。

とあるように、五戸通の七割が死絶したという。

この時の飢饉では、五戸通・七戸通の惨状が最も甚しかったというから、天間林村でも事態は全く同様であつたろう。

『南部史要』は、この時の状況を

四年春に至り、米価一駄（二俵のこと）十六貫五六百文（筆者註：天明三年八月は二貫七百文）に突飛して餓死者益多く、尚悪食の結果として疾病大に流行し戸毎に患者を見る。

諸代官所の調査によれば、餓死者四万八百五十人、病死者二万三千八百四十八人、空屋一万五百四十五軒、他領に立ち去る者三千三百三十人に上れりといふ。

と総括している。

この度の飢饉は津軽にも八戸にも襲いかゝった。

津軽藩は人口の三分の一に当る八万七千七百二人を失い、八戸藩も半数に当る三万五百人を失った。

このような惨状に対し、南部藩は倭約令の施行、諸士の減俸等の消極策からはじめ、富豪からの御用金の徴収、増税、臨時税の賦課、米の他領移出禁止、米雑穀の買占め禁止、米価統制、貯米調査と強制買上げならびに払い下げの実施、米穀商に対する資金貸与と米移入ならびに払い下げの奨励、食料・薪炭の賑恤、救済小屋の設置、晩稻植付禁止、麦作の奨励等徹底した対策を実施し、また、一時的財政収入の増大をはかるため、大々的な売禄をも行った。

以上の諸対策のうち、藩の行った食料の賑恤と、売禄制度についてみてみよう。〔篤焉家訓〕

天明三年十二月から同五年十一月までに、七戸通に対し藩が賑恤した金銭米雑穀は

金 百七拾六両壹歩。四分七毛

錢 四千四百拾四貫八百八文

米 千貳百拾五駄二斗六升八合

大豆三百五拾五駄三升七合

粟 千四拾九駄片馬五升五合

小豆五駄片馬貳斗六升

稗 六百拾五駄壹斗壹升七合

に上った。

一方売禄すなわち、金をとって士族の身分を与え、または、知行高を上げる制度の基準は左の通りであった。

第十五表 売 禄 表

身分	高 百 石 に つ い て の 礼 金 額		現米より身分替
	足高の場合	新規召抱	
地 方	三七〇両	四二〇両	一五〇両
扶 持 方	三二〇両	三八〇両	一〇〇両
現 米	二七〇両	三一〇両	
金 方	二七〇両	三一〇両	六〇両

○与力より給人へ昇格 五〇両

○徒士より給人へ昇格 六〇両

○刀指しより与力格へ昇格 二五両

○苗字帯刀職人より与力格へ昇格 五〇両

○在給人より盛岡支配給人へ変更……伺いの節定める

○一生の内苗字帯刀願 //

○持地永代御免地願 高百石に付 四五〇両

○御免船願 五百石船に付 六五〇両

○永々御免造酒願 造酒高三百石に付三五〇両

○医師門弟より 切米四駄役医願 五〇両

ここで、地方じかたというのは、俸禄として知行地を貰う士のことであり、扶持方とは、扶持米（一人扶持、二人扶持というように）で俸禄が支給される士であり、現米とは、現物の米すなわち蔵米で俸禄が支給される士、金方きんかたとは、金で、百石二十両の換算で俸禄が支給される士のことを指す。

足高とは、すでに何石かを貰っている士が、その石高を上昇させる場合のことであり、在町者の与力願とは、地方の村や、町に住んでいる町人・農民が与力（身分は士ではなく、一種の郷士であり、同じく郷士である給人の下に位する）となることを希望することである。

このように、打てる対策はすべて打ったがしかし、天明期の南部藩は、宝暦期よりはるかに財政的に窮乏していた。

そこへもってきて、天明元年には甲州川筋の普請を幕府から命ぜられるという人災的要素が加味された。藩は諸士や分限者からの借上げにより、ようやくその責を果したばかりであったので藩財政には全く余裕がなかった。

このような状況であったから飢饉対策の費用は、結局領民からしほり取らなければならなかった。こうして救民対策の徹底を期すれば期するほど苦しむものが出るという一面も生じた。

その上、元禄期以降漸く発達してきた商業資本は、一面において飢饉救済に力をつくしたが、他面この機を逃さじと、米の買占めやら土地の兼併を行った。

このような状態に対し農民達は、強盗・火つけ等の手段により人の物を奪い、食べられるあらゆる草根木皮を食し、犬猫・牛馬はもちろん、墓をあばいて死肉を食らい、幼少老弱の者を殺しては自らも食らい、人にも売るという畜生道におちいりながらも瘠せ衰えた体にむちうち、生きんがため、農業生産の維持に全力をかたむけた。天明期の大凶作に際し、南部藩も津軽藩も、全力を傾けて飢饉化の防止につとめた。宝暦の時には成功をおさめた津軽藩の場合も、明君の名の高い津軽信明が必死に対策を講じたが、天明期という時期は、封建体制の矛盾、とくにその封鎖性の故に、もはや明君の善政ぐらいでは飢饉の発生をくいとめることが出来ない段階に来ていたのである。

為政者がそのことに気づいていたかどうかは別として、農民自身は、封建体制や、商業資本の封建制への寄生が農村の発達を阻害していることを敏感に体で感じとっていた。

この飢饉の時犬落瀬村や青森・鱒ヶ沢等では米騒動がおこり、南部ではやがて天明に続く寛政期以降百姓一揆が激化するの、封建体制の矛盾に対する具体的対応であった。

最後に飢饉の時、農地の売買の行われることが多かったことはすでに述べたが、左にその一例として、天明四年、天間林村内で、士族同志の間で行われた事例を紹介しよう。

いわゆる士族（正確には給人）とこの地方で呼ばれている人達も、小禄の人の場合には、年貢を納める必要が

無い点を除けば、その生活の実態は全く農民と変る処はなかった。

従って、生活に窮すれば結局土地を手離さざるを得なかった。

土地の分類の仕方には様々あるが、給人の所有している土地には、知行地と持地があった。

すべての給人がこの二種の土地を持っていたわけではない。知行地というのは、藩主から、その給人の俸禄として認められた土地のことであり、自分で耕している場合には誰にも年貢を納める必要のない土地である。もしその知行地がかなり広い面積である場合には、知行主である給人は、何人かの農民（これを知行百姓という）にこれを耕作させ、その代償として年貢を取った。

これに対し、持地というのは、知行地以外に私有している土地を云った。この持地には当然年貢がかかった。給人が生活に窮して土地を売る場合、持地を売ることが出来るのは当然であるが、実際は知行地の売買さえも行っていた。

左に示す一例は、天間館村に知行所を有する給人荒木田甚兵衛が花松村の給人花松平左衛門に知行地の一部を売った事例である。

永代売渡申手形之事

当年大飢饉故手廻共かつ命に及候ニ付、拙者知行所之内、附田向中崎ニ而畑三手役、代銭壹貫五百文、唯今慥ニ請取、永代売渡申処実正ニ御座候。右畑形に付、脇々より出入構無御座候。万一未ニ至、出入

ケ間敷儀申者有之候、何時成共拙者ハ不及申、右印形之親類共孫々迄罷出、急度申披、貴殿へ少も御苦
勞相懸申間敷候。

為其親類共承届、相違無御座ニ付印形致候上ハ子々孫々迄一言之子細無御座候。仍而如件

売人 荒木田甚兵衛[㊤]

親類 中村専右衛門[㊤]

天明四歳六月十六日

花松平左衛門殿

なお、当時荒木田甚兵衛は知行高五石、内仕付高は二石二斗に過ぎず、残り二石八斗は不仕付地であったのに
対し、花松平左衛門は、知行高拾三石五斗全部が仕付地であった。

当時花松村の村高は二拾壹石五斗であったから、花松平左衛門は村の田畑の六割二分を所有していたことになる。

(六) 天保の飢饉

文化・文政期は、世にいう好況期であった。南部藩でも文化十年、十一年、十二年と凶作が続いたにもかゝわ
らず大事に至らなかった。

しかし、文政八年（一八二五）の大凶作を契機として、米価の高騰、商人の買占め、売惜み等の現象が見られた。

藩の財政も函館警備やら、天保三年（一八三二）には上野位牌堂修理費三万両の献納やらで窮乏を極めた。そうしたところへ、天保三年から始まる七年飢饉が襲来した。

天保三年は春から霖雨・寒冷が続ぎ、南部藩全領で十五万五千石の減収となった。

天保四年は、春の旱魃、五月から七月中旬にかけての曇天・雨天に伴う寒冷、八月初旬以降の霖雨の連続等により、全領で二十二万三千百五十石、約八割の大減収となり、各地に飢饉状態が発生した。

農民は一せいに山に入り、トコロ・葛の根・蕨の根・片栗を掘り、松皮を削って餅をつくり、辛うじて餓えをしのいだ。

火付け、掠奪・作盗人が横行し、あるいは他村・他領へ逃げ出す者も出た。

これに対し、藩は代官・諸役人宛次のような通り一ぺんの通達を出すにとどまった。

八月十四日 麦作を奨励し、藍・紅花の作付を禁じ、煙草の栽培は最小限に止めさせよ。

八月二十二日 余剰米・雑穀等の貯えのある者には、相場を以て売却させよ。

分限者には、他領米を買入れの上、一般に売却させよ。

葛・蕨の根その他食料となるものは、精を出して貯えるようにさせよ。

他領者を入村させないようにせよ。

作盗人に注意させよ。

この四年の飢饉の時、五戸通の分限者ならびに有力給人は、こぞって救民救済に当っている。

七戸通りでも、同じことが行われたと推定されるが、資料は残っていない。

さて、次の天保五年は幸にも好天に恵まれ、百歳になる老人も経験したことがないというほどの大豊作となつたため、前年発生した飢饉現象は深刻化せずにすんだ。

ところが天保六年には、またまた天候不順のため、全領で二十万千五百石余の大減収となったが、藩はもはやほとんど適格な施策を講ずることが出来なかつた。

続く天保七年は、六年を上廻る二十三万六千石の大減収となり、米価をはじめ諸物価が大暴騰した。

藩牧である木崎野の野馬が百六〇七十頭減少したのも、食用に供されたためと噂され、百姓を野馬にさわらせるな、という示達が五戸および七戸の代官ならびに地頭に出された。

次の天保八年は、拾貳万四千石の減収、九年は二十三万八千石の大減収となった。

天保九年の大減収は、天候不順もさることながら、連年の飢饉による人口の減少、疲労、食料不足等による不仕付、手入不良等に起因するところが大きかつた。

この頃五戸や三戸では河原や道端に「吠かぶり」が沢山みられたという。

「吠かぶり」とは、作盗みが発覚して捕えられ、殺された上、吠に入れられ、捨てられたものことであつた。こうして、あらゆる罪悪がはびこり、いつ殺されて食われるかもしれないという恐怖感が人々の頭から去らなかつた。

五戸や七戸あたりの人で、遠在に住み、人手の不足な家の人々は、身に危険を感じて、代官所近くに移り住んだと『飢饉考』は伝えている。

この七年飢饉により、藩も役人も農民も疲労困憊し、その救済対策も、八戸藩以外は不十分であり、多くは地方有志の手に委ねられる始末であった。

宝暦・天明の飢饉等に教訓を得て、平生から貯穀に心がけていたものは、天保の飢饉を免れることが出来たといわれているが、そういう人は大商人か給人もしくは大高持の農民層に限られていた。

そういう中であつて、市川村向谷地某が、馬鈴薯を栽培し、見事に七年飢饉を乗り切ったことが、その人の日記『市川日記』に記されているが、この日記の中に記されている馬鈴薯の栽培方法は、それより数年前に著わされた高野長英の『救荒二物考』にある栽培法よりも、より正確であり、わが国における馬鈴薯栽培の記録として極めて大事なものである。

さて、この七年飢饉で一体どれくらい死亡者が出たであろうか。不思議とそれについての記録は残っていないが、幸い、七戸地方の状況を窺うことの出来る記録が『市川日記』にのっているので左に掲げる。

七戸在にては数ヶ所の村数皆死絶え、つぶれ、又家〇残りたるもあり、誠ニ能き大家の蔵迄そえ、明き

屋となり、村中は皆人無き外、野山となり、草生茂り、其ありさま目も当られぬ次第なり。

また、近村である切田村の牧田領の知行百姓の戸数はこの頃八十三戸であったが、そのうち約三〇パーセントに当る二十四戸がこの飢饉によって死絶している。(十和田市史参照)

以上二つの事例により我々は天保七年飢饉中の大凡の餓死率を推定することが出来よう。

この時の南部藩第三十八世利濟は、性英敏と称されたが、そのため家臣の言を用いず、独断専行に走ることが多く、天保七年寺社町奉行大矢勇太郎の「御国中御救助是又御公務の専要と奉存候……」という上申には、「国民救助を以て公務の専要と申儀未だ承り及ばざる事に候……」と答え、「近年に相成、苛政の甚敷に至り候へば、衆人の愁氣相集り、災の生じ間敷事にも御座なく候へば……」という直言には、「苛政と申儀心得兼候……」と答える有様で、正に政治不在の時代であった。

天明の飢饉の意義は、封建制を以てしては、もはや飢饉の発生をくいとめる事は出来ない、ということを示したところにある、とされているが、天保の飢饉は、そのことをさらにはつきりと明示したものであった、といえよう。

このような封建制の矛盾に対する農民の対応は、百姓一揆という形をとって現われてくる。

第五節 救荒食物

農業を唯一の生活の資とする農民にとって、今年の「世の中」が良いか、悪いかということは最大の関心事であった。

だからこそ農民は、ことあるごとに豊作を神に祈り、神事や自然現象の中から、年の豊凶を予知しようとした。広く南部地方で行われている、鳥に餅をやる「ろうろう」をはじめ、「初山入り」、「白伏せ」、「庭田植」、「粟穂・稲穂」、「二十三夜」、「節分」、「虫送り」、「九日餅」、「刈上げ」など、いずれも豊凶の占いや、天候予測、豊作祈願のための行事である。

この面で活躍した者に修験者（山伏）がある。修験者は、天候予知の虎の巻である『東方朔遺文』によって、農民の農耕に対する助言をしたが、たとえば、「寒中に寒九の雨降れば良し」とか「こめの木（馬酔木）の花が沢山つけば凶作だ」とか、各地方独自の自然現象の変化による、長年の経験に基づく予知方法があった。

だが、このような予知方法はもちろん百発百中ではなかった。

また、自然があらかじめ、なんらかの形で凶作の危険を予報してくれていても、それと気づかず、みすみす飢饉に陥ることもあった。（昭和五十五年は、こめの木の花が見たこともない程の大満開であった）

飢饉となれば、人々は、およそ口に入れることの出来るものは何でも口に入れた。次に、南部地方で、凶作の時食べられた食物を、いろいろな記録から拾ってみよう。

いたどり。葉芋の葉・茎。蓮の葉・茎・根。ははこぐさ。はしばみの実。はこべ。人参の葉。干菜。ほど芋。牡丹の花。へびいちご。ところ。栃の実。ちちこぐさ。おけら。わらびの茎・根。からす瓜の葉・根。かぼちゃの茎。かたくりの葉・茎・根。萱の実。かわほね（こうほね）。よもぎ。たぴらこ。たにし。

大豆殻。大豆葉。たらの木の芽。そば殻。つゆくさ。つつじの花。土。うるい。漆の実。うこぎの芽。うつほ草。のびる。のにんじん。のぎく。おみなえし。大麦もみ。くずの葉・根。くるみの花。くわん草。やまごぼう。やまうつぎの葉。山吹の芽。またたびの葉・実。まゆみの葉。松皮。車前草。ふきのとう。ふきの葉・茎。ぶなの木の葉。藤の葉・花・実。ぶどうの葉。こごみ。小麦のひきかす。米のぬか・もみ。ごぼうの葉・茎。あかぎ。あさづき。小豆の葉。あざみ。あも（わらびの根から澱粉をとつたかす）。あめのしほりかす。あけびの芽。油かす。粟ぬか。ささげの葉。さいかちの葉。さんしょうの芽・実。ささめ（くずの根から澱粉をとつたかす）。きうりの葉・茎。ぎしぎし。きらず。ききょうの葉。百合。夕顔の葉・茎。茗荷の茎。めなもみ・めのこ（こんぶを切つて干したもの）。みつば。しだみ。ぜんまい。すぎな。すべりひゆ。

これらの救荒食物のなかには、用法を誤ると毒となるものもあるので、各藩ともその調理法の普及につとめて
いる。

また江戸・大阪等の商人の中には、これら救荒食物の正しい調理法を木版ずりとし、全国に無償で配つたりした
奇特な人もいた。

今それらのなかのいくつかについて、その製法・食べ方をみてみよう。

「わらび」の澱粉の製法につき、筆者蔵の「かてももの」は、「二月・三月・八月・九月の頃、根を掘取り、洗いきよめ、杵もてよくたたき、桶に入れ、水を入れてよくもみ、黒く筋立ちたるものを取去り、桶の水をかきたて、

布にてこし、滓を去り、沈め置けば、粉は桶の底に溜る。

其のたまりたるを幾度も水飛し、真白になりたるを灰の上へ紙か筵をしいて上置き、水気をぬき、干揚て、米の粉か麦の粉か又こぬか等を交え食うべし、わらびの粉ばかり食うべからず。」と述べている。

南部地方では、わらびの根を掘るための特殊な鍬が生まれ、また澱粉をとるための大きな升（舟と称す）もつくられており、今でも時たま見かけることがある。

また、わらびを掘った跡地は「わらびのほっこま」と呼ばれ、この地に生えた松の木の生長は特によいといわれている。

「めのこ」すなわち、こんぶを切って干したものは何年でも貯蔵できたので、南部地方のたいていの家では何俵かをマンゲに上げて貯えていた。

最近でも、旧家を改造、新築のため取りこわした時など、カマスに入れた「めのこ」が出てくることがある。

江戸時代中期の「七戸城図」の中に「おしめ蔵」が記載されているが、「おしめ」というのも干こんぶのことであり、やはり備荒用に貯えられていたのであった。

「土」について『飢饉考』は、「地土は田畑山林川沢の嫌いなく、砂石少く、土めよきを扱ひ採り、右の地土一升に水四升を入れ、桶の内にてかきませ、米をとぐ如くにして上水を去ること数遍、又水四升を入れ、能々かきませ、別の桶にいれ、底に残る砂石を去り、又水四升を入れ、前の如くかきませ、水に浸し置事、三日の間一日の内に三遍ずつかきませ、すまし、上水をかえるや、葛粉、わらびの粉を水飛する法の如し。

右の製土壱升へ水二升入れ、煮熟し、薄き粥の如くして食う。又平淡無毒の菓菜草根等を入れ、同く煮て食うもよし。

食量は一日三合より五合迄食うべし。誠にこの法五穀を絶て飢えず、身体弥強く、健なれば、彼荒凶飢饉の時に当りて、不飢延年の秘法と云うべし。

去れども又深く秘すべきにもあらねば記て、聊か非常の一助とはなしぬ。」と述べている。

又同書は「松皮餅」について「松の皮は先ず松の木の上の薄皮箒の類にて能々掃取り、其後下の厚皮を削り取る。但、深くへぐ時は青みの合皮へ通り、やに涌出て制し難し、曾食われざるもの也。

右皮臼にて搗きくだき、ふるいにて通し、皮一升あれば粉式升になる也。沸湯にて煮、罫のふたをして一夜置て翌日敷布にて通し、米或は麦、蕎麦、蕨の粉等を和し、団子にして小豆に入れ、或は豆の粉にくるみ食し、甚よし。凶作の氣候に是を食えば氣候に当らず、身の養生と成。」と述べている。

だが、もちろんこういった救荒食物だけで生命を全うすることは難かしかった。

天明三年、津軽でのことであるが、いちいち食い物を里から山へ取りに行くよりは、いっそ山にいた方がよいというので、山野に野宿し、九月末頃までは命をつないだ者も沢山いたが、こういう人々や、八・九十日も全然穀類をたべないで、山・野菜ばかり食べていた者は、雪の降る頃には疲れはてて、残らず餓死してしまった、ということである。

終戦前後にわれわれすべてが体験した食料不足も大変なものであったが、近世の飢饉にくらべれば、まだまだ

よかつたといわなければならぬ。

全然米がとれない。他領からも買えない。藩の救済も雀の涙程度である。ときたま売米があつても平時の十倍以上の高値である。買おうにも金がない。物々交換でいこうとすると二足三文にしか評価されない。

最後に残つた家屋敷や田畑も食物に替えようとすればただみたいな値段にたたかれる。

こうなれば恥も外聞もなくなる。人情も道徳もどこかへけし飛んでしまう。

このようにして近世のいくつかの飢饉時には、人が人を食うという地獄絵巻がいたるところに展開されたのであつた。

第九章 畜 産

第一節 農業以外の収入源

近世南部地方農民の零細性については既に述べた。

持高僅か数石の零細な農民が、乏しい収穫の中から年貢その他の諸役を納めて、一家五人なり六人なりの家族が一体どのような方法で年々を送ることが出来たであろうか。

農業以外の収入源として考えられる。山子仕事、にしん場への出稼ぎ、だ賃つけ、ざる・ござ・わらじその他の雑貨作りにも地域的制約があり、すべての村、すべての農民が平均的にこういう仕事にめぐまれたわけではなかった。

ただ幸なことに、既に述べた処からも分るように、純農業収入以外に、南部地方農民には畜産収入があった。

既述のように『青森県歴史』は、北郡の項に「産物は牛馬を以て最とし、上等の家には十余頭を畜し、下等の者と雖も四・五頭を下らず……」と述べ、また『新撰陸奥国誌』も、天間林村の諸村については、「産に牛馬あり……」と記している。

これらの記述は、いずれも明治初年のものであるが、それより以前の江戸時代も同じ事情であったと考えられ

る。

第二節 南部地方馬産史概要

陸奥国が古来から有数の馬産地であったことは、前述『類聚三代格』に、延暦六年（七八七）、弘仁六年（八一五）、貞観三年（八六一）の三回にわたって、都の権貴・豪富の民が陸奥国の軍（蝦夷の馬）を争って買うことを禁止していることから知られるが、もつと範圍を狭めて、南部馬に関する記述となると、天曆五年（九五二）村上天皇勅撰の『後撰和歌集』に

陸奥の をぶちの駒も 野がふには

荒れこそまされ 懐く物かは 読人知らず

とあるのをもつて最初とする。ここに、*をぶちの駒*とあるのは、藤原清輔（一一〇四〜一一七七）の『奥義抄』に「尾駮の駒とは陸奥国おぶちと云所ありて其所より出来る馬をいふなり」とあるように、陸奥の尾駮という所から出る馬のことであったが、その尾駮の牧とは、正徳二年（一一七二）の『和漢三才図会』が「南部領駒牧也」と云っているように、南部領のおぶちの牧つまり、今の六ヶ所村尾駮にある *尾駮の牧* のことであつたのである。

尾駁の牧のことは、平安時代すでに歌枕として、広く中央貴人に知られていたようで、白河天皇勅撰の『後拾遺和歌集』（応徳三年—一〇八六—完成）に

逢坂の 関の杉むら ひくほどは

をぶちに見ゆる 望月の駒 良暹法師

綱たえて 離れ果てにし 陸奥の

をぶちの駒を 昨日みしかな 相 模

とあるのをはじめ、幾多の歌人によって和歌に詠ぜられている。

そして、平安時代末期から鎌倉時代にかけて、源平はなやかなりし頃の有名武將の乗馬の多くは南部産であったという。

一例をいうなら、源義経の乗った“大夫黒”は住谷野（三戸）産、宇治川の先陣争いで有名な、佐々木高綱の乗馬“生唆”は七戸産、梶原景季の“磨墨”は三戸産、熊谷直実の“権太栗毛”は一戸産、その子小次郎の“西楼”は三戸産であった。

平泉藤原氏三代の栄華を支えたものは、この馬と砂金とであった。

文治五年（一一八五）源頼朝が奥州平泉の藤原氏を討った陰には、このような奥州の資源を手に入れる目的が蔵されていたと見られる。

鎌倉幕府樹立により、陸奥も、その最北の青森県まではじめて中央政府の支配下に組み入れられることになったが、幕府から南部地方に派遣された工藤氏や南部氏、それに津軽に入った曾我氏など、いずれも牧馬経営にすぐれた武将ばかりであった。

今も南部地方に残る一戸から九戸までの地名は、三戸に入部した南部光行がこの地に作った南部九牧の遺制であるという説が最近まで有力であったのも、このような歴史的事情に基くものであろう。

（二戸から九戸までの地名の由来についての新しい有力な説のあることは、『県南最古の地名……都母村の項で述べた。』

鎌倉時代末期、元弘三年（一一三三）波木井南部の政長（建武二年―一三三五―七戸城主となり、のち根城南部五世となる。）が新田義貞の旗下に属し、北条高時の打倒に大功を樹て、また政長の長子信政（根城南部六世）が陸奥国司国北畠顕家の先鋒として、延元元年（一一三六）足利尊氏を九州に敗走させることができた陰にも南部の馬の力があつたことはいうまでもない。

従つて北畠顕家も、前述したように南部の馬には強い関心を示し七戸の御牧の馬の逸走しているのを、早くつかまえて牧場内にもどすように……といった細かい注意までも、政長の兄師行（根城南部四世）に与えている。

下つて室町時代、田名部蠣崎の領主で、康正三年（一四五七）根城南部十三世政経に敗れて松前に渡り、松前

氏の祖となった蠣崎蔵人（本来横田姓、その父横田五郎行長は、南部十三世守行の子で、天間館城主であり、天魔五郎と名乗ったという。）は、蠣崎在城中、ひそかに戦争準備のため蒙古馬の大量輸入を計ったとも伝えられている。

南部馬も、北海道のいわゆる「土産子」も、元来土着馬ではなく、そのはじめは大陸から渡来したものと思われるが、蠣崎蔵人の蒙古馬輸入が本当とすれば、それにより多少の産馬の改良も行われたとみてよいだろう。

また安土・桃山時代南部二六世信直は、豊臣秀吉や徳川家康に南部馬を献上しているから、古来からの馬産地の伝統は依然として続いていたことになる。

第三節 江戸時代の藩有牧

さて近世江戸時代に入ると南部藩は古牧の再興をはかり、藩有の九牧場を九戸・閉伊・三戸・北の諸郡に開き、三代将軍家光の代には蟻渡野（有戸野、旧尾駮牧）に、八代将軍吉宗の代には住谷野にペルシャ駒を放すなどして馬質の改良につとめたので、南部馬の名声は一段と高まった。

その牧場名、所在等は次表の通りである。

第十六表 南部藩有牧場調

藩名	支配代官所	正保二年現在牧場名	元禄十年現在	
			牧場名	面積
南部	九戸郡野田 閉伊郡 三戸郡三戸	三崎野	三崎町 北野	一里×二十五町 六里×一里
〃	〃	田鍍野	住谷野	二十五町×二十五町
〃	〃	畑打野	相内野	二十一町×一里
〃	〃	相内野	又重野	六里×一里
〃	三戸郡五戸	又重野	又重野	九里×二里
〃	〃	木崎野	木崎野	一里半×二十町
〃	北郡七戸	蟻渡野	蟻渡野	二十五町×一里
〃	田名部	奥戸野	奥戸野	一里×一里
〃	〃	〃	大間野	〃

註 ①『郷村古実見聞記』により作る。

②大間野は、正保年中以後（恐らくは寛文七・八年頃）の再興に属するので、正保二年現在の牧場名にはあげない。

これによって見れば、南部九牧のうち現岩手県に属しているのは三崎・北野の二牧にとどまり、他の七牧は全部青森県内にあったから、南部馬の産地は青森県であったといえよう。

なお、八戸藩牧としては妙野（八戸新井田東方）および広野（岩手県九戸郡久慈村）の二牧があった。

第四節 官馬の飼養法

さて南部領内の馬は、所有区分によってこれを見ると、藩有馬である官馬と、民有馬である里馬とに分れる。官馬の飼養法には、野馬飼と舎飼との二つの方法があった。

野馬飼とは藩有九牧場における放牧のことである。南部藩は九牧を管理するため三戸町に「御野馬役所」を置き、牧場の中心機関とし、所長たる御野馬別当の下に御馬責（調教師）、御馬医、野守（実際には各牧場に置かれる）、獵師、各村には（大肝煎）馬肝煎、馬看名子、御野係百姓、木戸番をおき、それぞれの用役を命じた。

また地方代官所の中に、御野馬御用係がおかれ、御野馬別当と連絡をとって事務を掌理した。

飼養法は、放牧を主とし、まず春季消雪を待ち「焼切」を行い、新草のもえ出るとともに「野放」を行ったが、秋になれば近村の勢を動員して壯観な「御野取」を行った。

九牧中「御野取」の最も壯観なのは木崎野（今、三沢市管内）であった。

その状況を広沢安任は「之を捕る力を労する最多く、その馬強悍なりしは木崎野なり。余新しく其人に聴くに、場広く草長く、灌木疎々林を為すの際、牡馬に乗て之を驅馳するものは名子にして所謂牧士なり。四百人余の要所々に団を結び、伴を為し、之を援くる賦兵の如きものは勢子なり。之を驅るに放略を以てして聚散開合進退の間、殆ど軍陣と異ならず……」と『奥隅馬史』に述べている。

南部地方に伝わる「駒踊り」は、この「御野取」になぞらえたものである、といわれているのも、むべなるか

な、である。

この「御野取」で馬を捕えるには、土塁あるいは木柵で囲まれた「牧袋」と呼ばれる一小地域の中に追いこまなければ困難であった。

野捕をした馬は、老馬、疵馬、悪馬、不孕馬等を除馬として払い下げたあと、雄・雌ともに全部翌春まで「冬飼」と称して、牧付の村々の農家に、若干の飼料を交付した上で飼養させた。これがいわゆる「舎飼」である。翌春になると、これらのうち、駒すなわち、雄馬二才（野捕当時）のものは、御用馬となるような優駿以外は入札払い、他郷払い等の方法で払い下げ、父馬および雌馬は再び放牧に付した。

しかし、農民にとって、舎飼は、推肥を得る利便はあるとはいうものの、無報酬とあって、わずらわしいものであったので、藩は可能な地域では冬期間も放牧を続ける方法を採用した。

北野・三崎の二牧は享保十九年（一七三四）から、奥戸・大間の二牧は元文（一七三六）頃から、木崎野は宝暦（一七五一）の頃から年中放牧を始めたという。しかし、通年放牧は常例とはならなかったようである。

一説には下北の牧で年中放牧を始めたのは、舎飼の心労をみるにみかねた御野馬別当一戸五右衛門で、宝暦の頃の事であるともいい、また『藩治雑記』には「独り木崎野は四季共に野飼なりしといふ。」ともあり、通年放牧については諸説があるが、それは少くともその試みが何回かなされたことによるものであるろう。

なお雌馬の方が雄馬よりも冬期放牧に強かったという。

次にこれら藩有九牧にどの位の馬が放牧されていたかみてみよう。

第十七表 藩有九牧総馬数表

明和六年(1769)					宝暦五年(1755)					
計	牝当才	牝当才	牝二才	母父	計	牝当才	牝当才	牝二才	母父	
四二	四	三	二	三二一	四〇	四	四	三	二八一	住谷
三五	二	一	五	二六一	四三	一	七	八	二六一	相内
三三五	二六	二六	三五	二三六二	一一二	六〇	六	八九	一一	木崎
九一	六	八	九	六七一	八六	五	二〇	五八	一一	又重
八六	九	九	八	五九一	三五〇	三	四	二七	一一	三崎
一五五	二一	一五	一〇	一〇八一	一一二	三三	三	一〇	一一	北野
七七	八	九	五	五四一	三三	一	三	二七	一一	蟻渡
一二九	一九	一六	一二	八一	一一三	三九	一〇	八〇	一一	大間
一一三	一三	一九	七	七三	一一八	一〇	一六	八五	一一	奥戸
一〇五三	一〇八	一〇六	九三	七三六	七一	四三	七七	六一	五二一九	計

註 ① 『南部史要』・『奥隅馬史』による。
 ② 牝二才は、野取り後払下げたため計算に入れていない。

この表によつて分るように、宝暦五年七一頭であった藩有九牧の馬数は、十数年後の明和六年には一〇五三頭に著増しているが、三四二頭増えたうち、二二三頭が木崎野に属しており、その増加率は二・九倍、以下三崎

野二・四倍、蟻渡野二・三倍の順であったが、木崎野の頭数が圧倒的に多く、九藩牧中最大の規模を誇っていたことがわかる。

さて、当時の南部馬の馬格はどの程度であったであろうか。

里馬の馬格については、次に譲り、幸にも『奥隅馬史』に、宝暦五年の藩牧の父馬の背丈が記してあるので左に掲げよう。

住谷野父馬 四尺四寸、相内父馬 四尺四寸五分、木崎野父馬 四尺六寸、又重父馬 四尺三寸五分 三
崎野父馬 四尺四寸、北野父馬 四尺五寸、蟻渡野父馬 四尺六寸、大間野父馬 四尺六寸、奥戸野父
馬 四尺三寸

現在、北海道に残されている、いわゆる「土産子」は四尺一寸（一二四cm）から四尺七寸（二四二cm）、平均四尺四寸（一三三cm）であるから、当時の南部馬の父馬は、その背丈はほぼ「土産子」なみのものであったといつてよいであろう。

ちなみに、源平時代源義経の乗った「大夫黒」（住谷野産）は四尺六寸（二三九cm）、天下一の名馬とされた「生噉」（七戸産）は四尺八寸（二四五cm）であり、江戸時代八代將軍吉宗が住谷野に下賜したペルシャ馬は四尺九寸五分（一四九・五cm）あった。

一般の里馬の背丈は、これらより遙かに低かったことはいうまでもない。(後述)

第五節 里馬の飼養法

農民の所有している馬を「里馬」と云った。常時山林原野は、御給人の知行地内にあるものを除き、すべて藩有であったが、藩は畜産振興のため、これを農民が村入会地として使用することを認め、これを管理する機関として、藩庁内に「牛馬役所」、代官所ごとに「牛馬役」、村ごとに「馬肝煎」をおいて、それぞれ牛馬籍の調製、売買、出産、弊死などのことをつかさどらせた。

農家の馬は、運搬、肥料生産に利用され、これを所有するとししないとでは農業収入の上に大きな差を生じた。従って、自力で馬を持ち得ないような貧農は、「立分制度」によって「馬小作」の小作人となった。

この制度は、馬の所有者から雌馬を借り受け、子馬が生まれた場合、その利益を馬主と馬小作人とで一定の割合で分ける制度であったが、往々耕地の小作と関連して行われた。

この制度は、軍馬の需要の多かった戦前まで引続いて行われ、中には数百頭を馬小作に出す地主(馬主)もいた。

馬小作慣行は、どちらかという小作人に不利であったといわれるが、たとえ不利であっても、馬を持たないことの不利以上ではなかったので、この慣行は長く続いた。

第六節 農家一戸当り所有馬数

南部地方の農民は、その農業生産力の低位性を畜産、特に馬産でもって補っていた。

漆戸茂樹の『分量勘考録』に「二戸、三戸、九戸、閉伊、鹿角、此ノ郡ノ数ハ山野多クシテ田畠少シ。故ニ田地ノ位甚下也ト云トモ金、銅、鉄、鉛義、玉麗石、薬品、材木、漆草品、菓品、絲綿、魚類、海藻殊ニハ馬飼ノ自由ヲ得ルコト山野海川ノ得也。

爰ヲ以テ百姓ノ作高ワツカニ一二段ノ田畑ヲ耕スモノモ、十人内外ノ人数ヲ以テ一戸ヲ持テリ。

是耕作ノ外土産ノ所業アルヲ以テナリ。」とあるが、「馬飼ノ自由」は、北郡の諸村にも当然あてはまることであつた。

そのことは、次にあげるように、里馬の出所として、『篤焉家訓』にあげられている村々が、三戸郡五戸の内と、北郡七戸の内、特に七戸の内に多かつたことでも証明される。

第十八表 里馬出所表

五戸内	奥瀬川目・下田・市川・又重・上百石・下百石・朝不見(浅水)
七戸内	徳万才・豊良・三崎・洞内・白石・天満館・幣懸(野左掛)・関根・中村・中野・三本木・牛村(平村)・上野・有戸・小山田・小田原(小河原)・小山・横町・大沢岡(大沢田)

註 ① 幣懸の下の()は筆者がつけた。

② 牛村以下の()は、著者市原篤焉がつけたもの。

天間林村の中では、白石と天間館とが里馬の出所として記載されている。

さて、このように、農家経営上重要な地位を占める馬は、一体一農家当り何頭ぐらい飼養されていたであろうか。

これに関する、最も多くの村について記した資料として、寛政九年（一七九七）調の『邦内郷村志』がある。それによると、寛政九年の頃の、農家一戸当りの馬数は、南部領全領の平均で一・五頭であった。

これに対し、三戸通では、相内村が一・二頭、八幡村が〇・七頭、田子村が一・八頭、白坂村が三・〇頭、石亀村が三・一頭、道地村が二・四頭であり、その他をあわせ三十二ヶ村平均で一・四頭であり、意外に少ない。

これに対し、五戸県では、五戸村が一・二頭、浅水村が一・六頭、伝法寺村が〇・九頭、相坂村が一・四頭、扇田村が一・九頭、上市川村が二・五頭、下市川村が三・三頭、百石村が一・二頭、犬落瀬村が一・五頭、戸来村が二・一頭、切田村が二・八頭であり、その他をあわせて三十二ヶ村平均で二・六頭であった。

これを、七戸県についてみると、三本木村一・五頭、洞内村〇・五頭、馬洗場村〇・八頭、八斗沢村二・九頭、立崎村一・六頭、大沢田村一・五頭、新館村一・〇頭、大浦村〇・二頭、上野村一・四頭、七戸村不明、中岫村四・八頭、花松村九・五頭、野崎村一・五頭、附田村二・二頭、榎林村四・六頭、二ツ森村不明、甲地村不明、天間館村〇・五頭、倉内村二・二頭、平沼村三・二頭、鷹架村〇・五頭、尾駮村一・八頭、出戸村一・〇頭、泊村〇・九頭であった。

中岫村、花松村、榎林村が、二戸、五戸、七戸地方では他を圧して多くの馬を飼養していたことが分るが、飼養頭数の多さと、先にみた里馬出所とは必ずしも一致していない。（これは、或は両資料の作成年代の相違による

ものかもしれない。

これより先、延享三年（一七四六）巡見使の尾駮村通過にそなえて作成した『御巡見御通之節御尋之時御抄札申候覚帳』によれば、七戸中の村数十六ヶ村（奥瀬村、三本木村、洞内村、七戸村、新館村、鳥谷部村、大浦村、花松村、馬洗場村、松橋村、天間館村、倉内村、平沼村、鷹架村、尾駮村、泊村）の総軒数千七百八十一軒、総人数一万九百八十六人（男六千八十八人、女四千九百七十八人）、総馬数八千八百四十九疋、総牛数二百八十一疋であったから、この當時

七戸地方農家一戸当りの所有馬数は四・九六頭

〃 牛数は〇・一五頭

であり、五十年後の寛政九年調べの頭数より、一戸当りの飼養頭数ははるかに多かつたようである。

五十年後の寛政九年の調査は、七戸村をはじめ、数ヶ村の記載が不備のため、平均頭数を算出し得なかつたが、延享三年の調査が正しいものとすれば、この五十年間に大巾に減少したものと見なければならぬ。

その減少の原因は、この五十年間に、宝暦五年（一七五五）、天明三、四年（一七八三、四）の二度の大飢饉があつたためであろう。

第七節 里馬の販売法

里馬の販売方法は、牡と牝とは異なっていた。農民が糶売市場には出さずに、自分で販売出来るのは牝馬だ

けであった。

牝馬は通例三歳で、旧毛も一掃され、田植えも終わった頃から売られはじめたが、売る方法としては、農家を廻って歩く馬喰に売ることとあれば、他処へひいて行って売ることとあった。

しかし、七戸は、南部領内でも第一等の駿馬の産地であり、特に母馬においてそうであった。

そのため、牝馬の販売についても、おのずから様々の制約があった。

『奥隅馬誌』は、このことについて、「民間の取扱は代官下毎に……母馬の等級を定めたり。先づ七戸は第一等にて上下の二段に分ち、五戸は上中下の三段に分ち、三戸・野辺地その他は下等と見做したるなり。改役人の検査の時に髮印にて之を定置き、上等は他村へ売出すを許さず。許せしものは下等のみなり。或は一時は七戸にては他より買はず、又売らずと定め、五戸も七戸・三戸にも売らずと定めたり。その時田名部・野辺地にては一切買入ることならざりしなり。さて追々にはその通のことのみにも非ず。その本は何故ぞといふに、各自種類を重んじて、混入するを嫌ひ、且口を肥して他を鄙し、利収を要するための便宜もありしならん。……」と述べている。

さらに同書は、馬制取扱上の組織の処に、馬の売買その他に関する禁罰事項として

- 一 牛馬を盗むものは下北郡九艘泊、軽きは各地方代官所へ追放の刑に処す
- 一 無籍の牛馬を所有するものは各地方代官所へ追放す
- 一 八戸馬を買ひ入るときは各地方代官所へ追放す

- 一 七戸地方上等の産馬は地方内に限り売買を許すと雖他の地方へ売却するを禁ず
- 一 他地方の産馬は七戸地方へ一切入るゝを許さず
- 一 五戸地方の産馬は七戸を除くの外売却を許す
- 一 三戸、田名部、野辺地、三地方の産馬は上中を問はず互に売買を許すと雖之れを他国に売却するを禁ず
- 一 下等の馬は七戸、五戸を除くの外地方の内外を問はず之れを売却するを許すとある。

これらの制約や禁罰は、同書にも云うように「馬種混入の弊を防禦し、良馬の改良増殖を促す」ためのものであった。

これらによれば、天間館通を含めた七戸馬は、南部馬の中で最上等馬であったが、その伝統を守るため、七戸の上等馬の他地方への販売はこれを許さず、下等馬のみの販売を許したという。

しかし、七戸地方の下等馬は、他地方へ行けば上等馬として十分に通用したともいわれているので、農民がこれを自分で売れるということは大きな利益であった。一方、上等馬を他に売却出来ないということは、農民にとって有難くないことのようにも思われるが、上等馬の特産地たるの名称を保持するためには止むを得ないことであつた。なお、藩では産馬改良のため種牡馬の貸下を行ったが、それも七戸を第一順位とし、五戸、三戸、福岡、沼宮内、野辺地、田名部、鹿角の順でこれに続いた。

一方、江戸時代、牡馬はあまり農民から好かれなかった。

当時、馬はまだ東北地方ではほとんど農耕に使用されておらず、肥料生産と運搬用に使用されていたに止まっていた。にもかゝらず、馬は到る処で生産されたから過剰生産気味であった。加うるに、もし二歳以上の牡馬を放牧すれば、種子の混入による悪馬の出生のおそれもあり、その放牧は許されていなかった。

『奥隅馬誌』によれば、そのため農民としては「野放はならず、販路は無し」ということで、「牡馬の産出は一と方の厄介物となり、民情止を得ず、ひそかに之を溪谷に投じ又臼などに覆死せしめた」ということである。

江戸時代、南部藩でしばしば捨馬禁止の高札を立てているのは、右のような事情に基くものであった。しかし、これでは、馬産地の名が泣く、というものである。

そこで藩は、領内の特定の地域において過剰生産気味であった米（花巻地方）、大豆（三戸・北）および牡馬の三物について、御定例制度を設け、永年の平均相場でこれを買上げ、民政の安定を計ったという。（『奥隅馬誌』）牡馬の定例は、里馬の二歳の牡を競売場に出させ、本馬代として金一両を馬主に与え、それ以上に売れば、その分は公納となる仕組であった。

捨馬があとを断たない時代に、一両の金を得ることが出来るということは非常な恩典であったが、もしその馬があまり良い馬でないため一両以上の値のつかない時は、一両の本馬代を貰うことが出来ず、その処分は、馬主に任かされたという。

そして、時には値がつかず、処置に困った馬主は、飼料をつけて馬喰に引取って貰うことすらあったというが、

『十和田市史』によれば、江戸時代後期、切田村や沢田村の駒二歳の値段は、安い時には銭三〇〇文（一両の二分の一）、六〇〇文（全十分の一）というものもあり、高くてもせいぜい金一分半（全八分の一）、銭一貫文（全六分の一）程度であったが、普通の時は金二分（全二分の一）から金一両二分程度であった。

これに対し、五戸や七戸では一両以下の賤ものはほとんどなかったというから、これらの地方では牡馬一等を市場へ出せば、少くとも一両の金は手に入った、ということになる。

その割で、さらに上等の馬をつくって市場に出せば、二両、三両という金が貰えたかというところではなかった。仮りに、五両に売れたとすると、本馬代一両に賞金一分（一両の四分の一）、十両に売れても、本馬代一両に賞金二分（一両の二分の一）に過ぎなかった。

従って、やはり牝馬の方が収入が多かったので、農民は、牝馬が生れば喜び、牡馬が生れると眉をひそめ、捨馬の風習は明治維新後まで止まなかったという。

南部領内は三十三の通とおろに分れていたが、牡馬の競売場は二十六・七ヶ所あり、五戸、七戸の市場が最も盛んで、この二ヶ所は牝馬も最優秀であったが、牡馬もまた秀逸なものが多く、名声をばくした。

三本木に馬市が開かれたのは、『十和田市史』に「当市における馬市は文久三年（一八六三）新渡戸伝が新駅を開発した時、藩営の二才牡を除く一般の下等馬に対し、市場の開設を申請して三カ年の許可を得て実施したところ、好成績をおさめたため、慶応二年（一八六六）更に五ヶ年の許可を申請したことをもってその濫觴とする。」とあり、江戸時代末期の文久三年のこととされている。

この場合、市場に出された馬は、藩營二才牡以外の下等馬とあるから、里馬二才の牡・牝の下等馬を指すようであるが、『三本木開拓誌』上巻『新渡戸伝一生記』には、「文久三年四月廿日 駄馬市に付、牛馬役七戸福田文蔵、五戸櫛引周右衛門出役の事」、「慶応元年七月六日 稻生町駄馬市年限の処、猶五十年被仰付候……」とあり、当地方でいう駄馬すなわち牝馬のように受取れるが、駄馬と読んで、牝・牡に関係なく、荷馬の意味に解すべきものであろうか。

二歳駒の競売市場の開催順序については『奥隅馬誌』に、「開市の次序は年々一定に相連り、田名部・野辺地・八戸・三戸・五戸とす。此は自ら客商の便宜に因れるなり。五戸了て中間十五日を隔て三本木を開き、七戸に移るなり。客商の便宜に田名部始めより買取たる二歳駒を引出し、庄内・秋田・山形・仙台・福島等の各市場に売出す間の余日を欲するあるが為めなり。自然北より西に連絡し、白河に貫きて、白河を奥州第一の市場とす。往年より自然に此勢を成せり。その際に各所の馬商は、買っては売り、売っては買う。囊中自ら重を加へ、而る後三本木・七戸に來り、又上等馬をも扱置得るの資力を添るものあるが如し。年々此の如くにして各互に予算ありて客商の便宜をも謀り、地本の便をも考へ、多年主客相信じたるより成來りたる方便なり。故に偶客商の囊相統かざるも、地本役所は其人を信すれば一時之を借すも敢て意とせざりしなり。

七戸市場は最後にして、之を了るの日には年々必ず雪を踏むに至りしなり。」とあり、馬市開催の順序が田名部から始まり、順次五戸に至り、中十五日を置いて三本木に至り、それが終つて最後に七戸で開いたこと。七戸を最後としたのは、各市場での売買を通じて儲を得た馬商が、その儲をもって七戸の最上等馬を買うことが出来る

ようにするためであったことを明記している。

文中、三本木市場のことも記されているが、三本木市場が他の市場なみに拡充整備されたのは明治二年のことであるから、この文は、明治二年以降のことを記したものであろう。但し、文中、三本木のヶ所を除けば、そっくり江戸時代にもあてはまることであった。

今の天間林に属する諸村の産馬は、当然に七戸の市場へ出され、七戸馬としての名声を得ていた。

従って、牝馬を売れば相当の収入をあげられたし、牡馬でも、七戸産は上等馬であったので少くとも一両以上の収入にはなった。

江戸時代の一両は、初期では米二石、後期では一石に相当した。

従って、毎年二頭の二才を売ることができれば、少くとも二〜三両の現金収入は得られたであろう。

これは、二石から六石の米に相当した。この数字は当時の農家一戸当りの農業生産高に匹敵した。

南部地方の農家の平均持高が、僅か数石に過ぎないのに、何とかその生活を存続することができた最大の要因は、実にこの馬産によるものであったのである。

なお、種牡馬の馬格については既に述べたが、先に引用した『十和田市史』によると、沢田村・切田村の里馬の当才・二才の駒の背丈は、おおむね三尺五寸（一〇六cm）から三尺九寸（一一八cm）であり、四尺（一一二cm）を越えるものは少なかったようである。

第八節 その他の畜産

南部地方の畜産といえは、誰しも馬を筆頭にあげる。

しかし、牛も少ないながら上北地方でも飼養されていたことは既に述べた通りであるが、牛といえは、何といつても田名部地方が南部地方最大の産地であり、寛政九年（一七九七）調べで、田名部通三十七ヶ村の戸数二九八七戸、馬数二五四九疋に対し、牛数は三四一一疋であるから、農家一戸当り飼養馬数は〇・八五頭であるのに対し、飼養牛数は一・三二頭であった。

牛も肥料生産と運搬用に使われたが、一部に牛乳を飲用したおもしろい記録がある。

すなわち、南部藩の『雑書』（藩日誌）の、慶安三年（一六五〇）七月二十八日の項に「田名部之内牛之沢より牛乳半分、渡辺喜右衛門取上る」とあるのを初とし、同年八月、翌四年七月、承応元年（一六五二）六月、同七月、寛文元年（一六六一）、同二年には、五戸・種市・福岡・一戸・江刈・葛巻・金田一・三戸・八戸・五戸・七戸・東浦・横浜・久慈・野田・沼宮内の各村へ牛乳採取の役人が派遣され、竹筒に入れ、盛岡あるいは江戸までもこれを送っている。

これをもって酪農経営が行われていた、ということではできまいが、薬用に飲用する風習が一部にあつたことがうかがわれる。

今一つおもしろいのに、白豚の飼養がある。

同じく『雑書』に、「正保元年（一六四四）四月二十一日、白ぶた二口、四足之飼、明廿より、一日に拾桶宛、町方より渡候様に可申付旨、望月長兵衛、田代治兵衛に切紙印判にて渡……」とある。

白豚が七戸地方でも飼われていたかどうかは分らないが、『原始謾筆風土年表』、明和八年（一七七二）の項には、おつとせいの肉は、豚、つる・たいよりもうまいとあり、また同書享和三年（一八〇三）の項には、下北から豚を北海道に移出したことが記載されているから、各地である程度の飼育が行われていたものと思われる。

豚に関する記録は、実は、先に掲げた正保元年以前にもあることが最近分った。

すなわち寛永二十年（一六四三）六月、南部藩の重役を勤めていた七戸城主の直時が、漆戸勘左衛門正茂（最近まで坪に住んでいた漆戸氏の祖）とともに、閉伊郡山田の浦に漂着したオランダ船「ブレスケンス号」の船長以下乗組員を捕獲した時、捕えられた船長のヘンドリック・コルネリスゾーン・スハープが記した日記『南部漂着記』に、『我々一同は、日本の酒を贈られた。この後彼等と領主は立去った。出掛けに、さきの坊主はもう一度我々の所に来て、船長と下級事務員に、スペイン語で、「鶏、豚などの肉、卵、魚などすべて自由に食べる様に。二、三日後に、私は貴下の所に来るだろう」と言った。』とある。（キリシタン文化研究会、九、永積洋子訳）

これらにより、少くとも江戸時代初期から、豚が食用として飼育されていたことが明瞭となった。

なお、同書には、同船長以下が江戸に護送されるとき、兵士達は、粗末な宿に泊った時の食用として、籠に入れた生きた鶏を、馬にしばりつけていた、とも記しており、肉食の風習がかなり一般化していたことを示している。

また、肉食のことではないが、同書には、「漆戸勘左衛門が我々に非常な友情を示し、リンゴ、桃、アンズ、

くるみ等その他、食物、飲物を十分に与えた。」とも記している。

ここに、リンゴとあるのは、お盆の時、今でも仏前に吊るす「和リンゴ」のことであつたらうと思われるが、りんごのことは、南部信直が娘の千代子にあてた書状にもみえている。

第十章 百姓一揆

第一節 百姓一揆の最多発藩

「南部の名物蓆旗」という言葉が残っているが、この言葉は南部といえ、むしろ旗を想起するほど近世の南部地方に百姓一揆が多かったことを端的に物語っている。

百姓一揆とは、いうまでもなく、百姓が集団となって、藩支配機構に対し反抗した非合法的運動のことであるが、これには、大勢申合わせて、比較のおだやかに嘆き訴える愁訴、集団を組んで非合法的に百姓の願を強力に訴える強訴、正規の順序を無視して、直接上級支配機構に訴える越訴、集団で他領に逃げこみ、他藩の領主に自藩の悪政を暴露して反抗の目的を達しようとする逃散、騒乱をおこして目的を達しようとする擾乱等の諸形態があった。

百姓一揆は、特に封建制度の矛盾が大きくなってきた江戸時代後期に、全国的に発生するようになったが、南部藩は近世諸藩の中でも百姓一揆の最多発藩であった。

嘉永六年（一八五三）、東北諸藩の政情視察をして歩いた薩摩の人、肝付兼武は、「南部氏」の項に

…此間に米穀を産する僅十萬石ばかり。盛岡以北層巒累峰、行路碣礪、稍不毛の形あり。然ども馬を牧し、林木を出すを以て生業とす。

尤人家少し。三里に一駅、五里に一村のみ。甚貧なり。聚斂の臣時を得て国中を巡視し、国公の窮を申立て、民の衣食を剝奪するに至る。

可憐哉。於是国民悲歎して、行旅に対して述懐する者数多なり。

小藩か或は新藩ならば、已に内乱の勢あれども幸に旧邦にして、民徳に浴すること久しき故に、或は免るゝものならん。

然れども因循して改めざるときは、如何成行程も分らぬ也。……

と、南部藩の秕政ひせいに対し、警告を発しているが、肝付兼武の予言通り、この年、南部領には最大規模の百姓一揆が発生したのであった。

百姓一揆は、公租公課の過重、藩支配機構の非違・横暴・綱紀弛緩、その他の失政に基づく生活難をもととして発生することが多いから、その発生件数が多いということは、その地方の政治のとり方が悪く、租税が重く、農民が窮乏していたということを物語る以外の何ものでもなかった。

さて、南部藩は行政上の便宜のため、全領を十郡・三十三通に分けていたが、このうち現在の三戸郡は、三戸通と五戸通とに、北郡は七戸通、野辺地通、田名部通の三通に分けられた。

これら各地における一揆の発生件数をみると、江戸時代を通じ、五戸通三件、七戸通四件、三戸通一件、野辺地通二件、田名部通三件となっている。

これを郡別にみると、三戸郡四件に対し、北郡は九件と多いが、岩手郡の二十二件、志和郡の二十一件、稗貫郡の四十一件、和賀郡の三十六件、閉伊郡の二十一件と比べると多い方ではない。

従って、南部藩に百姓一揆が多かったといっても、その発生件数には地域的に大差があったこと、青森県の場合、むしろその発生件数が少なかったことがわかる。

第二節 七戸通の百姓一揆

次に、江戸時代七戸通に発生した百姓一揆を表示してみよう。

第十九表 七戸通百姓一揆発生表

発生年	一揆の原因	参加者数	方法	成否
延享二	地頭排斥(知行所一揆)	四八人	強訴	失敗
寛政八	馬売買税の増税反対	惣百姓	愁訴	成功
嘉永六	夫伝馬役の公平賦課要求	六百人	強訴	〃
〃六	別段御買上大豆反対	惣百姓	?	?

この四件の百姓一揆については、森嘉兵衛の『旧南部藩に於ける百姓一揆の研究』および菊池悟郎の『南部史要』ならびに『十和田市史』に記されている外、資料的には『内史略』、十和田市の山端ルイ家に伝わる『山端ルイ家文書』（『十和田市史』資料篇に収録）に若干の記録があるに過ぎない。

これらの一揆の中に、天間館通の諸村の農民が参加した百姓一揆があるのか、あるとすれば、どの一揆に参加したのか、ということについては必ずしも明かではないが、第二の寛政八年の一揆と第四の嘉永六年の一揆には七戸通の惣百姓が参加した事になっているので、天間館通の諸村も参加したかとも思われるが、参加したことを示す資料はまだみつからない。

七戸地方に発生した百姓一揆には、これらの外に、明治三年のそれがある。

この一揆には天間館通の諸村も参加したことがはっきりしているが、これについては項をあらためて記述することとし、ここには、江戸時代の四件の百姓一揆についてのみ概説することとする。

(一) 延享二年（一七四五）七戸通地頭排斥一揆

延享二年夏、七戸通大沢田村の知行地百姓四十八人が連判の上、徒党を組み、地頭である御給人二名を排斥し、代官の指図もきかず、年貢も納めず、御蔵百姓となることを願って、盛岡に強訴しようとして、小繋番所を押し通り、沼宮内まで達したところを、七戸代官によって連れもどされた事件である。

これにより、主謀者が打首獄門に処せられた外、参加した百姓もそれぞれ処分され、代官も閉門処分に付せられたが、排斥をうけた御給人二名には何のところがめもなく、一揆はその目的を達しなかった。

(二) 寛政八年（一七九六）七戸通馬売買税増税反対一揆

七戸通の馬の売買税は、元来一疋につき百文の上納であったが、明和七年（一七七〇）来、百姓救済のためこれを五十文に減じてきた。

ところが、寛政元年（一七八九）、藩は再びこれを百文に増額するに至った。

これに対し、七戸通の百姓は、連年の凶作と金銭の不通用とを理由に、寛政八年六月、惣百姓名を以て五十文への減額を愁訴した。

寛政元年増額してから七年後の願出であることからみて、この願出は明らかに、寛政七年から同八年五月にかけて、南部領各地に発生し、成功をおさめた百姓一揆に触発されたものといえよう。

藩もそれらの事情を察知したが、要求をいれなければ強訴に発展することを恐れ、百姓の願をききいれたのでことなきを得たのであった。

ここに馬売買税とあるのは、百姓が市場に出さないで自由に売買できる牝馬の売買に対して課せられるものである。

(三) 嘉永六年（一八五三）五月七戸通夫伝馬税の公平賦課要求一揆

嘉永六年はまさに南部藩にとっては、一揆のあたり年であった。

六年三月には野田通で、五月には野田通、宮古通、大槌通、七戸通、花輪通、沼宮内通で、七月には雫石通、五戸通、野田通で、八月には福岡通、田名部通、万丁目通、厨川通で、十一月には安俵通、高木通で百姓一揆が

おきている。

これら一揆の導火線となったのは、野田通、宮古通、大槌通の重税反対と藩政改革をめざした二万五〜六千人におよぶ大百姓一揆であった。

今の岩手県のこの三地方でおこった大百姓一揆の指導者達は、野辺地の立五一までやってきて、三千両の資金供与方を申し入れたところ、立五一（野村家）は、壹万両も用立てましようか、といって、一揆の指導者の度肝をぬいた、という話が伝えられているほどであるから、七戸通の村々にも当然この大一揆の風聞は伝わっていた。このころ七戸通の村々は、夫伝馬税の負担の過重になやんでいた。

夫伝馬税というのは、公用で往還を通行する役人のために、乗馬、荷駄、人夫等を提供する賦役のことであった。百姓には、藩に租税を納める御蔵百姓と、自分の知行主である給人に租税を納める知行百姓とがあったが、この税金は、当時御蔵百姓にだけ課せられていた。

ところがその頃北方警備が重要課題となったため、諸役人の往来が、とみに頻繁になっていた。

そのため夫伝馬役（税）の負担は激増していた。これを御蔵百姓だけで負担しておれば、農業経営の維持が困難となることは目に見えている。

そこで、七戸通の御蔵百姓達は、同じ百姓同志なのだから公平に知行百姓にも割当て、負担の公平をはかってもらいたいという願書を七戸代官所に出した。（願書を提出した日時は不明）。

ところが、代官所からの返事は、いつまで待っても来ない。

しびれをきらした七戸通南川目の村々の百姓達、およそ六百人が、五月、七戸と洞内の間の池の平に集合の上、七戸代官所におしよせ、今もつて藩からの許可がこないのは、七戸代官所がこれを盛岡の藩当局に申達してないためだと思われるから、先に代官所に提出した願書を貰いうけ、盛岡へ直訴すると強訴した。

七戸代官所は、先の願書は藩当局に提出済みであるが返事が遅延しているので、しばらく待つよう説得したが一揆側はこれに納得せず、代官所から盛岡への使者の派遣を要求し、一揆の指導者が五戸まで役人と同道し、使者の出立を見届けて村へ帰った。

これが奏功してか、その後願に対する許可がおりたので、夫伝馬税の公平賦課要求の一揆は一応鎮静した。

この一揆に参加したのは、七戸通の南川目の村々とある。南川目通の村々といえば、立崎、八斗沢、馬洗場、大沢田、新館、大浦、上野村の諸村であるから、これには勿論天間館通の村々は参加していなかった。

ところが、この成功に触発されたか、すぐ続いて七月七戸通御蔵惣百姓の一揆がおこった。

(四) 嘉永六年(一八五三)七月、別段御買上大豆反対一揆

五月の南川目通の百姓一揆は、夫伝馬税の公平化を要求したものであったが、続いておこったこの一揆は、その範囲が必ずしも明瞭でないが、七戸通御蔵惣百姓の一揆であったことと、その要求が八ヶ条の多岐にわたること、八ヶ条のうち四ヶ条が大豆買上げに関するものであること等の特徴を有している。

まず、一揆の要求の全文を掲げよう。(山端ルイ家文書による)

乍恐ヶ条書を以奉願上候 嘉永六年七月

乍恐ヶ条書を以奉願上候

一、御定例御買上大豆之儀は 先年之通被仰付被成下度奉願上候

一、別段御買上大豆 奥御国産御買入大豆 不残御免被成下度奉願上候 実二右大豆御買上被仰付候而
は 御百姓共潰二相及申候間 御免被成下度奉願上候

一、御操合金 御才覚金 御貸上金之儀 一切御免被成下度奉願上候

一、近年御蔵御役高之内 御免地并御給地二被下置候分 御蔵高擔二相成不申様 被成下度奉願上候

一、御取御用二而御出役御役人様 以前之通被成下度奉願上候

一、一昨年御買上大豆代御下銭 被成下度奉願上候

御銅山行御用物并御附上塩共 先年之御振合二被成下度奉願上候

一、御定例大豆上納相濟候ハ、穀留御免被成下度奉願上候

一、御城下馬町 日市御座候ため 馬直段下直二相成申候間 日市御免被成下度奉願上候 前江出候

右ヶ条書 恐多願上様二奉存候得共 当節極困窮之御百姓共御救と被為思召成下候而 御慈悲之御憐愍
を以 願之通御免被仰付被成下度奉願上候

嘉永六年丑ノ七月 七戸通御蔵惣百姓共

上

表書之通盛岡迄罷出申旨 七月十八日境松平迄出立仕候処 御役人様追懸 御取次被仰立候

次に、この要求を分りやすく書き直してみよう。

- 一、御定例御買上大豆は、先年通りにしてほしい
 - 一、別段御買上大豆と奥御国産御買上大豆の買上げは全部止めてほしい。これまで買上げられると百姓はつぶれてしまうので買上げは中止してほしい
 - 一、御操合金等各種名称での正規外の徴税はやめてほしい
 - 一、近年御蔵地のうちで免税地になったり、給人の知行地に編入されたりする土地があるが、その減少高の分が御蔵百姓の負担増にならないようにしてほしい
 - 一、御取^ぎ御用で出張してくる役人（人数・接待等）は、従来通りにしてほしい
 - 一、一昨年買上の大豆代を支払ってほしい
- 鹿角の銅山行き御用の品ならびに塩等は先年同様の振合にしてほしい
- 一、御定例大豆の上納（買上）がすんだら、穀留（穀物の移動の禁止）は解除してほしい
 - 一、御城下盛岡の馬町に、日をきめて開く馬の定期市場があるため、馬の値段が下って困るので、定期市はやめてほしい

右のケ条を願上げるのは恐れ多いが、当節百姓は困窮の極にあるので、百姓救済のためと思って御慈悲を以て願をかなえてほしい

このような願をしたため、盛岡へ直訴するつもりで出立したところ、境松平のあたりで、役人が追つき、取次いでくれることになった、というのである。

この一揆に関する資料はこの一枚のみで、他には何も無い。従つて、一揆の結末はどうなったのか、どのようにしてこの願条が認められたのかはよく分らないが、五月の時のような徒党が組まれるようなことはなく、七戸通の各村の代表者の相談によつてことが運ばれたものと思われる。従つて一揆の形としても、代表者による愁訴の形をとつたものであろう。

この一揆の願条の中心をなすものは、大豆の買上げに関することである。

御定例御買上大豆というのは、元來商品作物のあまり多くない南部地方では有数の商品作物である処の大豆を藩で、百姓のために有利に買上げてやろう、という制度であつたが、それが大阪市場等で高く評価されるにつれ、百姓のため、というよりは、藩の有力財源として買上げる方向に變つてき、またそのため御定例御買上以外にここにあるような、別段御買上大豆とか奥国産御買入大豆の名で百姓から半強制的に買上げるようになってきていた。

大豆は、当時、味噌の原料として、百姓にとっては無くてはならないものであつた。

飢饉の時「米は無くても、味噌さえあれば生きられる」というのが百姓の常識であつた。

その大豆を、根こそぎ藩で買集め、しかも一昨年の買上代も払ってもらえないでいる、ということは耐えられないことであつた。八ヶ条の願条中大豆に関するものが四ヶ条もあるのはこのためである。

また南部地方、とりわけ七戸地方のような零細百姓にとっては、農作とやらで大事なものに畜産とくに馬産があつたことは、別記したが、その馬の値段が盛岡の定期市のために下ることはやはりこの地方の百姓にとっては大変なことであつた。それが第八条の願条となつてあらわれたのである。

また藩は、財政窮乏打開策の一つとして、御用金の献上を奨励し、献上した者に対しては、その金額に応じて所有地を免税地にしたり、その者を給人に登用して、その所有地を知行地としたりしたが、それらのことは、一時的には藩の財政収入の増となつても、次年度からは減収になつたわけで、藩としては益々苦しくなるのは目に見えていた。

そのことを肌で感じた百姓が、先手を打つて、そのための財政の収入減を、御蔵百姓に転嫁しないように、と釘をさしたのが第四条である。

この一揆の要求の結末は前にも述べたように分らないが、この頃以後の南部領内における百姓一揆の大半は成功をおさめている。

このことは、この頃すでに一揆をおこしさえすれば大半は成功するほど、藩権力が弱体化してきていたことと、弥縫的な藩政改革などでは、もはや崩壊寸前の幕藩体制を支える力とはなり得なかつたことを示したものである。

第十一章 物産の流通

第一節 天間林地方における商品生産

江戸時代は「米遣いの経済」の時代と称され、大名の新領、武士の俸禄、租税の収納など、多くの場合米であらわされ、財政経済の基礎は米におかれていた。

このような実物経済的、従ってまた自給自足的色調は辺境地帯ほど濃厚であった。

しかし、一方江戸時代の幕藩体制そのものは、すでにその成立の当初から、あるていどの商業の発達、貨幣経済の発展を前提としていた。

荻生徂徠は、その著『政談』の中で。

昔は、在々殊の外錢払底にて、一切の物を錢にて不買、皆米麦にて買たること、某田舎にて覚たる事なり。

近来の様子を聞合するに、元禄の頃より田舎へも錢行渡りて、錢にて物を買ふことなりたり。

と、元禄（一六八八）頃の状況を述べているが、このように、田舎に貨幣経済が入りこんでくるためには、何よりもまず、其処で、貨幣と交換されるべき何か商品として生産されていなければならないはずである。

それでは一体、天間林地方ではどのような商品生産が行われていたのであろうか。

江戸時代の文書、記録等で、特に、天間林地方の特産として挙げられているものは鮭・鱒の二品にすぎないが、次に掲げる安政六年（一八五九）調の『御国産物細見』中の七戸県物産をみると、天間林地方にも当然あったと思われるものが沢山ある。

しかし、その多くは薬草類である。これらの薬草が庶民の医薬として盛に利用されたことはいうまでもないが、これらが商品として、どの程度村民の生活をうるおしたかは疑問である。

御国産物細見 安政六年調（一八五九） 七戸県物産

鱒	白頭翁	独活	舂麻	龍胆	香附子	鴨跖草	敗醬	石竹	酸漿	篇蓄	茵陳蒿	木賊	夏枯草
繁婁	菟絲子	貳菜	苧麻	覆盆子	蔽莢	茜草	地莓	白欬	ところ	萍蓬草	附子	地骨皮	薄荷
白木	白芷	旋花	天麻	虎骨	酢醬	虎杖	天南星	黄蘗	苦参	荊介	山椒	細辛	半夏
葉	葛根	括婁根	車前子	木通	澤瀉	桔梗	黄連	牛膝	蒼朮	防風	竹節		

所々村々

一、石膏 作田村北ノ又

一、ザリ蟹 銀南木村、倉岡村

一、紫根 所々御村 右ハ御請負被仰付

一、蕨粉 奥瀬村

一、葛粉 右ハ御側^江御献上ニ相成分上納売買ニハ無之

一、薯蕷 山野

一、椎茸 泊村

一、舞草 上川目村、奥瀬村

一、蓴菜 大林中ノ沢堤

一、鰯 泊村、尾駮村、倉内村

右ハ廿分一役錢上納

一、鱈・カラカイ・カセ・海苔 泊村

一、? 倉内村

一、鱸 平沼村

一、鯨 尾駮村、鷹架村

一、鮭・鱒 平沼、倉内、天間館、御町前御村

右七品御役錢上納

一、昆布・鮑・布海苔 泊村

右三品ハ以前ヨリ田名部通 江

御金被仰付

一、菅？

一、蒲呉座 右ハ御百姓共作合縫出売買

一、マンヂウ石 淋代マンヂウ長根・長者久保・赤坂

一、シヤウ石 泊村 右ハ貴宝山辰ノ岩辺ヨリ出

一、御牧場 有戸野

註、「邦内郷村誌」中の「七戸県産物」もこれとほぼ同じ品目をあげている。

以下、ここに掲げられている鮭・鱒をふくめ、その他天間林地方には、どのような物産があり、どのように流通していたかについてみることにする。

まず、農業および畜産からみてみよう。

天間林地方の百姓にとって大豆と馬とは売ることのできる最大の商品であった。

大豆は、南部藩における農業生産物のうちでは、大きな商品作物であり、藩によって「御用大豆」その他の名称で買上げられ、大阪や江戸に送られ、「南部大豆」の名をほしのままにしていた。

水稻生産力が低く、畑面積の多かった天間林地方では大豆が最大の商品作物であった。

それらの大豆は、買上量を指定され、七戸地方の雑穀商の手で買上げられ、馬で野辺地港まで運ばれ、海上大阪や江戸に送られた。

一方、百姓にとっても大豆は重要な食糧であったので、藩の買上量が過大であったり、その代金の支払が円滑でないときには生活にひびいた。

明治三年の百姓一揆の時もそうであったが、七戸通でおこった百姓一揆の願条の中に、御用大豆のことが必ずといってよいほど書かれているのは、そのためであった。

馬も「南部馬」の名で呼ばれ、その声価は全国的に高かった。

馬のことについては別項に記したので、そちらに譲ることとするが、天間林地方は、北郡のうちでも、有数の馬産地であったことだけを記しておこう。

なお、最近みた、十和田市牛鍵の山端ルイ家の『万日記』によれば、明治二年、食肉用としての馬が、七戸方面から五戸方面に沢山売られているが、肉用馬一頭の値段は三両以上であったという。

また、天間林地方は、大坪、小坪の檜山（盛岡藩有）を抱えていたので、資力のある大商人がいれば、これを払下げ、利潤を得ることも出来たのであるが、そのような商人は天間林地方にはいなかったため、この仕事は、

七戸や野辺地の商人に独占された。

ただ、その場合、天間林地方の百姓のある者は、杣夫としての仕事につくことが出来た。

『八戸市史』史料編をみると、七戸の檜枿がしばしば八戸へ売られていることが出ていているが、この檜は勿論大坪、小坪の山から伐り出されたものであった。

以上の外、その他の農産物、米・粟・稗・そば・小豆・麻・野菜等も、出来る限り七戸の市場へ出されたほか、自然の幸である山菜類、鳥獣の肉や皮、川魚類もまた商品となった。

盛岡藩は、江戸時代初期から漆の栽培を、また中期からは養蚕を奨励しているが、これが当地方でどの程度行なわれたかは不明である。

しかし盛岡藩は、寛保三年（一七四三）以降特に養蚕に力をいれている。（『藩治雜記』）

この年四月、藩はお手許金を以て福島から蚕種を買入れ、藩でこれを飼育、その成績が良かったので、翌四年からこれを大々的に奨励した。

このとき、家中并在々、町中の者へ諭達するよう指示した内容は、「養蚕は専ら婦女の成業にて、成収の上は衣服を初め、全必要の品に相成候。銘々為筋に可相成候条、追年大に養蚕被行候様致度、蚕種不都合の者へは、他領方買入候ても給与可遣候間、手元へ聊無遠慮、可願出候。右趣意柄何も家内へ申諭し、等閑の義無之、養蚕可為致候。尤、養蚕の主要は、桑に付、桑植立の義、無洩國中へ可申触候」ということであつた。

これより追々養蚕は盛となつたが、文政四〜五年（一八二一〜二二）の頃、すでに一步先に国産つまり藩の特

産となつてゐる紬同様、絹をも国産としたいということで大々的に養蚕の奨励をはかつた。

この時の達は左の通りである。（『盛岡藩・藩法集』下巻）

文政五年九月廿三日

蚕飼立候様、去年四月在々之御沙汰被成置候、右養蚕之儀は、強て在々ニ不限、以来諸士分共ニ養立候心懸可申、近年ニ至、紬之儀は相応ニ出来候事故、他産不相用、地紬相用、他国えも売出候之様ニて、御国産ニも相成候、

絹之儀は、織出方不足之所より、他産相用候様相聞得候間、是又紬同様多織出候ハ、銘々着用は勿論、家産ニも相成候得ハ、御奉公之多足ニも相成、且御国産ニも相成可申、此旨致勘弁、貧福ニ不拘、銘々心掛、養蚕可致候、

兼て鍛冶丁兵右衛門え被仰付、蚕種伊達郡より為御取寄置、裏判相据為相払候、代料之儀は、来夏繭出来候迄貸附置候間、明年飼立候心懸之者は、今明月中、右兵右衛門え申遣、請取養蚕可致候、

伊達部より、桑苗毎年右兵右衛門并紺屋丁茂右衛門方え為取寄置候間、居屋鋪所持之者入用程、右兩人之内より請取、植立置、連年養蚕之助ニも相成候様可致候、

此旨最寄相達可申候

右之通諸士町え申渡申様、御町奉行・御目付え申渡之、尤在々えは御勘定所おゐて、御代官え申渡之。

十和田市相坂の苦米地武男家には、天保（一八三〇〜）、嘉永（一八四八〜）安政（一八五四〜）、文久（一八六一〜）の年記銘のある養蚕用具が残されているのは、藩の一連の養蚕奨励策に対応したことの現われであろう。この事実に徴しても、七戸地方や、天間林地方でも江戸時代後期ある程度の養蚕が行われていたと見て間違いないであろう。

『七戸藩御用留』には、明治四年（一八七二）、七戸村の盛田喜平治と、三本木村の藤次郎とが、蚕紙六千枚の外国への輸出願を出したことが見えているのもまた、その一証左となろう。

次に漁業について述べよう。

天間林地方は海に面していないので、漁業といえば、内水面漁業に限られていた。

古老の言によれば、上北鉾山が開鉾する以前は、七戸川の上流にあたる坪川には、鮭・鱒がよく上り、坪川に流れこむ小流にまでその姿がみられたという。

江戸時代には、それらの魚群の上る数は相当数にのぼったと思われるが、それらの魚類は、誰でも自由にとれるものではなく、一ヶ年いくらという札銭を盛岡藩に納入し、年限を定め、許可を得た上で、はじめて独占的にこれをとることができた。

出題者が二人以上あれば、入札で、札銭の高い方が権利者となった。

また一旦許可になつても、それ以上の礼錢を納めることを申立てて出願する者があれば、その者に権利が移ることもあつた。

坪川の漁業についての資料は乏しいが、幸い明治二十年代、新漁業法をつくるための参考資料として、県がまとめた『青森県勸業要報』に、文久元年（一六八一）の「坪川遺繼証文」が掲載されているので引用する。

坪川遺繼証文

七戸通御代官所天間館川坪渡ヨリ此木館迄、漁事一年間、御礼錢六貫文ツツニテ去ル卯年（筆者注、安政二年：一八五五）ヨリ、当酉年（文久元年：一八六一）迄、七ヶ年中申付置候処、年限ニ付、猶又是迄ノ御礼錢高ヲ以テ、来ル戌年ヨリ向辰年（筆者注、明治元年に当る）迄七ヶ年中被仰付被下置度旨願出、望ノ通申付候条

右御礼錢年々十一月中、無相違上納可申候、漁中、田畑川除等へ相障不申様可仕候、不依何儀、差支ノ筋於有之ハ、年数ノ内成共、証文、可取上候也

文久元年酉十一月

舍人 ㊦

在江戸 佐渡

將曹 ㊦

壹岐 ㊦

吉兵衛 ㊦

天間館通肝入 作兵衛

天間館老 名 六 助

長 蔵

中野村 同 助四郎

向中野村同 鴨 助

天間館通 惣百姓共

この証文は、前述したように、特定の人に漁業権が認められる通例の方法と全く違い、天間館通そのものに対して漁業権を認められたと思われる、きわめて珍しいものである。

一ヶ年銭六貫文といえ、この頃の相場では金壹両にも満たない金額であるが、それも、特定個人の権利としたのではなかったためかもしれない。

このようにして与えられた権利を、天満館通は、どのように行使したかは、明らかではないが、少くとも肝入

の統轄、管理のもと漁獲が行われ、漁獲物は、公平に村民が入取できるよう、適当な方法で売却されたものと考えられる。

坪川には、同じく鮭科の「イトウ」その他の川魚も相当いたであろうが、それらについての記録はない。

一方、工業生産には、これぞという程のものはなかった。

しいて、いうなら、自らの衣服の材料である布は、麻の生産から布に織りあげ、衣服に縫いあげるまで、すべて自家労働でなされたが、これを藍で染めるには、七戸の紺屋まで持っていかなければならなかった。

醸造業も、現在ですらないくらいであるから、江戸時代には勿論なかった。

味噌はすべて自家製であったし、酒造業も、近くでは七戸や野辺地以外になかった。

泊村等は小村であるのに酒造業者がいたのは、同村が港であり、東廻り（太平洋航路）の帆船の寄港地であったからであった。

鉱業生産についても、この地方のことは、ほとんど記録に出てこない。

盛岡藩は、元来我が国有数の鉱業藩であった。中でも最も有名なのは、砂金、銅、鉄等であった。

『藩治雑記』によれば、南部領内に、金山百二十一、銀山二十二、銅山五十三、鉛山四十一、鉄山二十三山があつたという。

南部といえ、南部の殿様、粟飯稗飯、のどにからまる干菜汁」という俚謡に表徴されるような貧乏藩であつたと思われがちであるが、少くとも江戸時代初期は、『食貨志』に「その富諸侯に甲たり」といわれるほど財政裕

な藩であったのは、豊富な鉱産資源、特に産金のためであった。

慶長年間に発見された、白根、朴の、日本の五指に入る大金山もしかし、六十年ぐらいで掘りつくされ、それからのち、盛岡藩は次第に貧乏藩になっていった。

鉄についていえば、小又地方からは古代の鉄斧が、そして中岫からは、古代の、蕨手の刀が、また野崎からは明らかに砂鉄で製造された如来像が出土しているが、まだ当時の製鉄址は発見されていない。

しかし、製鉄に使われたフイゴの羽口は七戸辺りからも出ているから、古代この地方で製鉄が行われたことは確実である。

天間林地方や七戸地方の山野を歩くと、砂鉄から鉄をとった時に出る鉄滓を今でも見ることが出来るが、これは江戸時代の製鉄場が、その辺にあったことを物語るものである。

「七戸鉄山」という名称の鉄山があったことは、盛岡藩の史料にでてくるが、これが七戸の何処にあったのかは明かでない。

江戸時代の南部の砂鉄せいれんは、松炭を用いてなされたとされているから、山砂鉄と、松山のある処を移動しながら行われたものであろう。

鉄銭の密鑄は、江戸時代後期、八戸、福岡、三戸、五戸等で行われたことが、盛岡藩の『雑書』に散見され、七戸の寺下でも行われたことがあるとの風説もあるが、天間林地方ではそういう話を聞かない。

鉄のせいれんは、専門家ならではのし得ぬことであったから、これが直接当地方の百姓の所得の向上にどの程

度プラスになったかははっきりしないが、せいれん用の木炭の製造、砂鉄の採掘、せいれんされた鉄の運搬その他の労働に従事し、賃金を得たことであろう。

また、このことは、当地方の木炭生産の発達を促したことも察せられる。

天間林地方における生産は大凡このようのものであったが、自給自足的生活をたてまえとしたとはいえ、貨幣経済に対処していくためには、これらの生産物を販売し、また生産や生活に必要な物資を調達する必要があった。それらの物資の流通はどのようになされたであろうか。

第二節 物資の流通組織

一般に、江戸時代物資の流通は、市と行商と坐商とによって行われた。坐商とは行商に対する言葉であり、一ヶ所に店舗を構え、定住して行う商業、つまり店売りのことである。

天間林地方には、市も設けられなかったし、また坐商もなく、時折行商人が訪れ、また米・雑穀の集荷業者が入り込むぐらいのものであった。

従って、その生産物を販売し、必要な物資を調達するためには、七戸村で開かれる市や、坐商を利用しなければならなかった。

(一) 定期市

市は、村々の百姓が余剰農産物や、山菜、鳥獣、魚介類、藁工品、布、その他若干の雑貨等売りに出し、換

金し、その場で必要な物資を調達したり、あるいは物々交換したりする場であったが、ここで得られた金はまた坐商からの呉服、酒、農具、雑貨その他の購入にも充てられた。

市は百姓だけのものではなく、給人の徴収する年貢米販売市場でもあった。

七戸の大安家の記録によると、同家では、明和年間（一七六四〜）七戸の市日で購入した米で酒を造っているが、市の制度が設けられたのは、もっとも早い時期であったと思われる。

七戸の市日は、今と同じく、八の日であり、月三回であったが、市の開かれる場所は、八日が横町、十八日が下町、廿八日が本町であった。

七戸は小さな町ではあるが、それぞれの町内には、それぞれ坐商がいたので、市の恩恵をそれらの坐商に、なるべく均霑させたという配慮から、このように、日によって市建の場所を変えていたものであった。

処が、この市建の場所が江戸時代の末期のいつの頃からか自然と小川町に移ってしまった。

これは、小川町の商人の商才の勝利であった。

はじめのうち、市に集まる商品は地方の産物だけであったが江戸時代末期には、近郷からだけでなく、かなり遠くの村や、他領からも商品が持込まれるようになった。

それらの人々は、市の当日やって来て、その日のうちに帰るといふわけにはいかない。当然に宿が必要である、市日のための宿は市小宿いちこやどと呼ばれたが、小川町にはこの市小宿が立ち並んでいた。

米、大豆その他雑穀類の売買は、この市小宿で、宿の主人の榎どりで行なわれた。

市小宿の主人は巧みに枿を使い、売人、買人の双方から歩合を取ったという。〔『雑日下恵』、および故盛田貞三談〕

明治二年八月、たまりかねた横町、下町、本町の商人連中は、「此度御改革に付、何の儀によらず、御益増に相成候儀、申上べき様」藩から示達されたのを機に、「以来、御礼錢壹ヶ年中四拾八貫文宛、上納奉る可く候間、三市共に私共へ仰付けられ候」様にと、検断忠右衛門を介して、民政役所に願書を提出した（『雑日下恵』）。その結果は不明である。

なお、七戸の市日は近年まで南町で開かれていたが、いつからここで開かれるようになったかもわからない。天間林地方の百姓も、七戸の市を利用したことはいうまでもない。

ここに集められた米、大豆その他の雑穀は、地元七戸の酒造米や一部地元の人々の消費にあてられたほかは、七戸や野辺地の商人に買占められ、野辺地に運ばれることが多かった。

野辺地からは海路、大坂、江戸等に運ばれたこというまでもない。

いつの時代でも、利にさといのは商人の常、江戸時代中期頃になると、村々から市に出荷する商品を、途中で待構えていて、有利に買占めた上、市場で高利を得て販売する「迎え買い」が行われるようになってきた。

盛岡藩は市場の機能維持と、消費者保護の立場から、寛保四年（一七四四）厳しくこれを取締ったが、一向にやむ気配がなかったので、明和七年（一七七〇）、同八年と取締令が出されている。〔『盛岡藩藩法集』、『篤焉家訓』〕

(二) 馬市

これについては、畜産の項に別記する。

(三) 行商

わが国における行商の歴史は極めて古いが、これをおこなった人々は大別すると、近在の商人と遠国の商人とに分れる。

近在の人々による行商で、天間林地方に入込んできたものは、五戸方面から来る、農具や鍋釜の修理人、野辺や、泊方面からの魚売り等であり、その行動範囲も限られていた。

一方、交通の不便をもとせず、行商をなし、その足跡天下に到らざるものなし、といわれたものに近江商人と富山の売薬商人とがある。

近江商人は、「近江の千両天秤」という諺があるほど、行商に徹していた。

彼等が千里の道を遠しとせず、運んできたものに、木綿・太物・細物・カルタ・雪駄・茶・綿・線香、紙・油・すずり・傘・ろうそく・蚊帳その他種々のものがあつた。

江戸時代中期には、店舗による坐商もかなり発達してきていたが、中小規模の坐商の中には、凶作などの影響

でつぶれる者も多かった。

そうした折、行商人に入つてこられることは、一般人にとっては有難くもあつたが、他面においては錢をこつそり持ち出されることにもなるから、痛し痒しであつた。

寛政二年（一七九〇）に、藩が

近江木綿・古手・小間物類他領より入込致、振売等候之由相聞得候。凶作以来、其処右類之商売店も相

減候事故之事ニハ可有之候得共、町之飾も宜からず候。

第一其所衰微相成候もとひニ候間、駄売は格別、振売之儀ハ堅停止被仰付候間、以来は可成丈出店を取

繕、可致商売候。〔盛岡藩藩法集〕

という達を出し、駄売りを認めながら、声を出して売り歩く他領人の行商を禁じたのは、このためであつた。

この達の中で、特に注目しなければならぬのは、以来はなるべく「出店」を取繕つて商売するよう、といつていくだけである。

出店とは支店のことである。支店のていさいをよくとのえて、其処で商売するように、といつてゐることは、他領商人が、支店を盛岡などの城下や、七戸のような在郷町に支店を設けていても、それらの中には坐商に徹せず、行商に主力をおいていたものもあつたことをうかがわせる。

しかし、近江商人は、いつまでも行商だけに止っていたわけではなかった。

近江には、「三里四方鍋飯を食う所に店を出せ」という諺があるが、その通り、購買力の盛んな地方をみつける
と必ず其処に支店を設けた。

八戸三店の一つである大塚屋は、そのようにして設けられた近江国高島郡大溝（現高島町）の大塚屋の出店で
あり、七戸の大塚屋（現盛喜）も、その出店格であり、七戸で検断（町長兼警察署長に当る）を勤めた大塚屋忠
右衛門（大安）も近江出身で、七戸大塚屋の出店であった。

こうして近江商人は、天下にその足跡を印し、各地に支店を作った。

一方、富山の薬売りは、後々まで行商一筋であった。

その商法は、「置き売り」と呼ばれ、各村に薬袋を置いて歩き、来年来たとき使用量に応じて清算する方法であ
った。

中島信家に残されている資料によると、次に示すように、この「置き売り」は、今のように、各戸に薬を置いて
歩くのではなく、肝入もしくは村の重立ちの家に相当量をまとめておき、病人が出たとき、其処から持ってきて
服用させたようであるが、何処の村も同じであったかどうかは分らない。

覚

一、解毒円 式阡丸預置申候

天間 林 村 史

但老粒八錢之積り 来年夏中

下々方請取 渡シ可申候

為念 如此ニ御座候 以上

宝永六年丑十一月廿五日

中嶋弥五左衛門 ㊦

岡野喜内て代

東 善吉殿

しかし、一方当地方は豊富な薬草の産地でもあり、一時その他領移出を禁じたりしたこともあったが、大体において自由採取と販売を認めていた。

従って大量の薬品が他領から入ってくることは、地方の薬種商にとっては迷惑なことであり、また地方民があまり他領民と接触することは、封建時代としては面白くないことであつたので、藩は薬売りその他の他国人の領内宿泊について、しばしば厳しい取締令を発しているが、明和四年（一七八四）には、他国よりの薬の置き売りがあまりにも増加したため、地元薬屋より、これが禁止方を願出るしまつてあつた。（『盛岡藩藩法集』）

(四) 坐商

江戸時代を通じ天間林地方には、坐商とよべる店舗を構えた商店は皆無に近く、この地方の人々が係わりを持った坐商の多くは七戸通の中心地である七戸村に集中している人々であった。

もちろん天間林地方に坐商が皆無だったわけではない。松浦武四郎著『鹿角日誌』（嘉永六年：一八五〇著）に中野村に小商人がいたことを左の如く記している。

中野村 道の両侍に有。人家十三軒。皆大きな建方。畑作前にしるせしが如し。

小商人老軒村の出端に有。小川有。かたわら侍に銀杏の木有。土橋を越えて則本街道と出合たり。

さて江戸時代、日本を代表する二大商人は、近江商人と伊勢商人であったが、そのあまりの商法の上手さが妬まれ、「近江泥坊に伊勢乞食」という諺さえ生じたほどであった。

七戸村の商人を、出身地別にみると、近江商人、岩城商人、美濃商人、在地商人等であったが、最も大をなしたのは近江商人、特に「湖西商人」と呼ばれる琵琶湖の西側出身の商人であった。

彼等は、他領よりの移入品、領内からの買集め品、自家醸造の酒等を販売しただけでなく、大豆その他の雑穀、米粕等の領内物産を集荷しては他領へ移出した。

彼等はまた多くの場合、金融業をも営み、抵当流れ、質流れ、あるいは購入した土地を集積して、いわゆる「新

地主」となり、盛岡藩に献金することにより、苗字帯刀を許され、自己の所有地の全部又は一部を知行地として認められ、年具上納の義務を免除されたが、その中には御給人に上昇する者もあった。

封建制度を支える支柱の一つである士・農・工・商の身分制度は、このようにして崩れていった。

当時の藩の租税収入のほとんどは百姓の納める年貢であり、商人に対する税金は、その利潤から考えると必ずしも重いとはいえなかったが、不時に課せられる御用金は痛かった。

いつ、何程の御用金が課せられるやも知れなかったし、それを納入できないと、とりつぶされることもあった。従って商人には栄枯盛衰がはげしく、生きのびるためには、余程上手に世渡りしなければならなかった。

彼等の富は一体どの程度であったか。

(五) 七戸地方一豪商の富

七戸を代表する豪商、大塚屋の江戸時代中期の富の状況を表示してみよう。

第二十表 七戸盛田喜平治（大塚屋）有物調

年代	錢高	年代	錢高	年代	錢高
延享元	五九七貫	宝曆二二	一六、五五八貫	安永九	五〇、三八九貫
" 二	八〇七	" 一三	一九、〇一八	天明元	五〇、九一〇
" 三	一、一五二	明和元	二〇、五八〇	" 二	四九、一八七
" 四	一、七三六	" 二	二一、〇二八	" 三	五〇、九四一
寛延元	二、四三三	" 三	二三、四五五	" 四	五一、七一八
" 二	三、六二四	" 四	二六、五八四	" 五	三九、一三四
" 三	五、〇四五	" 五	三〇、二三八	" 六	三九、四六〇
宝曆元	四、一六一	" 六	三四、五一七	" 七	三八、六四八
" 二	四、一七四	" 七	三八、四八八	" 八	三六、八二〇
" 三	四、七七八	" 八	四三、三七六	寛政元	三四、六四四
" 四	五、五三二	安永元	五二、二三〇	" 二	二九、七〇六
" 五	六、九八三	" 二	六一、七五六	" 三	二七、二一八
" 六	九、〇一四	" 三	六四、〇九八	" 四	二五、六七九
" 七	九、〇二二	" 四	六三、九二九	" 五	二一、七二七
" 八	八、三八八	" 五	五一、六一四	" 六	一八、三三三
" 九	一〇、八〇五	" 六	四七、四九六	" 七	一五、六六三
" 一〇	一一、七二〇	" 七	五〇、二六七	" 八	一四、八一〇
" 一一	一四、二五一	" 八	五一、三三五	" 九	一四、六五二

寛政一〇 〃 一一	一五、二三一貫 一五、三六七	寛政一二 享和 元	一五、六五〇貫 一五、六三五	享和 二 〃 三	一五、九七六貫 一六、二〇六
--------------	-------------------	--------------	-------------------	-------------	-------------------

註 ① 盛田家文書により作った。正月吉日現在の現金と商品の合計金額である。

② 家屋敷・田畑等は勘定に入っていない。

③ 金と銭の両替相場 延享期 一両は五貫二百文位 宝暦 明和期 一両は五貫七百文位
天明 寛政期 一両は七貫文位 享和期 一両は七貫五百文位

④ 最高の銭高を示した安永三年の六万四千貫余は金換算一万一千両余に当る。

井原西鶴によれば、銀千貫目（金一万七千両弱）を有する者を「長者」といい、銀五百貫目（金八千五百両弱）を有する者を「分限者」と呼んだというが、七戸大塚屋は、優に「分限者」の域を越えていたのであった。

第十二章 交通・運輸

第一節 交通の発達

ここに交通というのは人の往来を中心とし、運輸とは商品や貨物を輸送することをいうが、両者互に相伴うことが多いので、便宜上、特に両者を区別しないで記述することとする。

江戸時代は、多少の騒乱があつたにしても、二百数十年の長きにわたつて平和な状態が続いた世界でも珍らしい時代であつた。

江戸幕府は、大名の力を弱めるため、参勤交代の制度を設ける一方、不生産的な軍事費を、平和的、生産的方面に向けさせたので、江戸・京都・大阪の三都を中心とする商工業が活発となつた。

主として、この二つの原因により、人馬の往来・貨物の運輸が盛となり、陸上ならびに海上の交通は飛躍的に発達した。

地方では、藩の中心地である城下町、代官所所在地等の地方政治・経済の中心地、港町等の発達等により、在々からそれらの町に到る道路が発達した。

それらの結果、種々の物資が交換されるだけでなく、上方文化や江戸文化が地方にももたらされるようにな

った。野辺地町の祇園囃子や朝茶粥の風習は、海路京都からもたらされたものであることは人の知る処であるがその他、伊勢参りの途中、稲や雑穀の良品種をさがし求めてくるとか等々は、交通路即文化路でもあった一証左である。

江戸時代の交通路には、左の五街道（五海道）があつた。

東海道 品川より守口迄

中山道 板橋より守山迄

日光道中 千住より鉢石迄

甲州道中 内藤新宿より下諏訪迄

奥州道中 白沢より白川迄（『駅肝録』）

われわれに關係の深い「奥州道中」は、日本橋を起点とした青森宿迄と私達は考えているが、それは一説で、次のような諸説がある。

①千住・草加・越ヶ谷・粕壁・杉戸・幸手・栗橋・中田・古河・野木・間々田・小山・新田・小金井・石橋・雀宮・宇都宮・白沢・（阿久津）・氏家・喜連川・佐久山・大田原・鍋掛・越堀・芦野・白坂・白川迄二十七宿

②第一説の千住から宇都宮までは、「日光道中」の一部なので、厳密には、白沢から白川迄の十宿である

③千住から青森まで

④千住から菅館（函館）まで

注①大島延次郎著『日本交通史概論』、岸井良衛編『五街道細見』による。

②宿駅の数も時代によって、又説によって異なり、千住から青森迄を、六十九宿とする説もあり、百十とする説もある。

五街道に付属して、佐屋路・美濃路・例幣使壬生通・御成道・水戸佐倉道・本坂通の諸街道があったが、さらに、これら五街道や諸街道には、脇街道・脇往還・脇道等と呼ばれる数々の支線があった。

第二節 奥州道中宿駅名

奥州道中にはどのような宿駅があったか、宿駅間の里程や駄賃ほどの程度であったかを知るため、次に江戸時代末期の奥州道中宿駅名を掲げてみよう。

奥州道中宿駅名

日本橋——蔵前——浅草御門——千住小塚原町——千住——林田——嵩根——六月——竹のつか——保
 木間——水神——瀬さき——吉笹原——草加——九右衛門新田——金石衛門新田——蒲生——瓦曾根
 越ヶ谷——大沢町——大ふさ——大林——大里——下間久里——上間久里——大枝——大畠——び
 ん後——市ノ割——新宿——粕壁——小湊——本郷——堤根——くら久——三本木——清地——杉戸
 ばら島——上高野——幸手——内どうま——高次賀——外どうま——小右衛門——新田——栗橋
 中田——茶や新田——古河——野木——松原——友沼——乙女——間々田——せんたん塚——栗の
 宮——二日市——神鳥谷——小山——稻葉江——き沢——新田——小金井——笹原——石のはし——下
 石はし——石橋——下古山——さや堂——北原——茂原新田——雀の宮——だい新田——江曾島——宇
 津宮——竹林——海道新田——白沢——阿久津——氏家——桜の——松山——羽黒——荒町——喜連川
 そね田——若村——高はし——前坂——佐久山——たき沢——吉沢——八木沢——太田原——川原
 町——明宿——上のだい——上ふかた——市の沢——ねりぬき——久保——野間——ひざわ——鍋掛
 越堀——杉渡戸——寺小——石田坂——へび坂——黒門——芦野——峯さし——板や——かに沢
 たか瀬——わき沢——寄居——大久保——山中——さかる——白坂——川ごもり——白川——根田
 泉田——小田川——太田川——四つ家——三つ家——踏瀬——大和久——中畑新田——矢吹——久
 来石——笠石——かがみ沼——たか久田——須賀川——中宿——下宿——名女川——名女川——十貫内

笹川——日出山——小原田——郡山——大十——久保田——福原——八ツ山田——日和田——あさ
 か——高倉——仁井田——本宮——馬足——杉田——高こし——二本松——福岡——油井町——二本柳
 吉倉——八丁の目——浅川新町——清水町——伏拝——大平寺——伯老——とやの——江の目——
 福島——五郎内——荒谷——一り塚——いらかべ——本内——かまた——瀬の上——川原町——長倉・
 おか——桑折——八はた——国しげ——一本木——藤田——原田——貝田——越河——斎川——五賀
 白石——刈田宮——金ヶ瀬——大河原——舟泊——槻木——岩沼——本郷——植松——飯野坂——
 増田——中田——大の田——長町——仙台——七北田——大沢——大曲——とみや——新町——志和田
 吉岡——大ひら——こまば——伊加——三本木——古河——あらや——高清水——筑館——下宮の
 城生野——沢辺——金城——有かべ——鬼しがい——一ノ関——かじ町——山の目——樋口——平
 泉——たかたて——瀬原——前沢——せき——中畑——折居——中の——堤尻——須江——水沢——岩
 谷堂——八はた——金沢——三日尻——相吉——鬼柳——黒沢尻——二子——成田——十二条——向町
 花巻——宮の目——かりや原——黒沼——八まん——石鳥谷——猪ぶち——新沼——南日詰——北
 日詰——郡山宿——十日市——高田——見ル前——上野——津志田——盛岡——上田——黒石野——
① たち花や誠兵エ 沼内へ三里廿六丁
② 百八十二文
③ 百廿三文
④ 江戸より百卅九里 久松屋庄兵エ改民 四里廿丁四十六間
 川又——柳平——笹平——大飛弾——柏木平——門前——⑤ 百五十二文 渋民——水穂——分藤——芋田——新塚

小跡戸——馬場——卷堀——寺林——二ツ葉——草木——長井——房杉——境田——川口——朝田内

曾浦——丹藤——足田——犬袋——野口——沼宮内——河原木——府金——水堀——帶刀——御堂

措糖——水道——馬不食——中山——飛行——小繫——高山——小鳥谷——川俣——姉帯——朴館

道地——中村——稻荷——仁正寺——中屋敷——野里——穴窪——野中——尻引——胡四王堂

女鹿口——筑方野——一の戸——村松——福寄——堀野——金田一——小の——川口——椀沢

三の戸——馬場——古町——向町——松寿寺——浅水——五の戸——一本松——伝法寺

藤島——青坂——三本木——七の戸——てんまだて——長者久保——野辺地——馬門

狩場沢——口広——鈴川——沼内——小湊——藤沢——山口——中野——古屋——浅虫——久栗坂

⑩藤村屋茂兵工 浅水へ三里十五丁四間

⑩泊り家なし 福岡へ三里卅丁

⑩古屋治兵工 金田一へ一里

⑩盛田屋与左エ門 野辺地へ五里廿九丁

⑩伊勢屋勘兵工 五戸へ一里七丁 伝法寺へ一里廿七丁五十七間

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩野坂与次兵工 小湊へ四里

⑩貝森五左五門
青森へ二里十七丁

⑪小川屋權八
油川へ一里十三丁
松前へ海上廿五里

⑫蓬田へ
三里十九丁

野内——原別——つくり造——青森——万町——仲館——新田——油川——十三森——田

⑬二十九文
⑭二十六文

⑮百五十一文
⑯九十六文

沢村——飯田——飛鳥——瀬戸子——奥内——前田——清水——馬部——浜松——左関——小ばし——

六枚ばし——後方——回戸ばし——中沢——長しな——あみだ川——蓬田——江沢——瀬辺地——広瀬

蟹田へ二里三丁
⑰五十一文
⑱四十三文

平館へ三里十六丁

今別へ五里千丁

蟹田——中沢——石ばし——源泊り——三つ家——杉村——今津——のだ村——根岸——平館——

⑲百五十一文
⑳九十六文

㉑四百十三文
㉒二百七十二文
三蔵へ

石ぎき——うた——奥平部——砂がもり——母衣川——大泊り——山さき——一つ木——今別——はま

㉓四十八文
㉔三十二文

二里八丁卅九間
三蔵へ

松前へ
海上七里
江戸より
二百九十里余

な——増川——松ヶ崎——三蔵——松前——マカト——泊川——ヲヨへ——日神崎——レヒケ——

フクシマ——かめた——菅館——江刺

以下蝦夷地

註 ① 岸井良衛編「五街道細見」その他を参照して作成した。

② 奥州道中は、厳密な意味では、白沢より白川間の十宿とする説、千住から白川までとする説、千住から青森までとする説、千住から菅館までとする説等諸説がある。

③ ④は本馬の略、宿場でやとう荷駄卅十六貫目迄の荷をつかむことができた。

- ④ ⑤は軽尻の略、宿場でやとう馬のことで、人間一人を乗せた場合には、外に五貫目までの荷物のをせることができた。
 また人間を乗せないときは、本馬の半量の十八貫目をつむことが出来た。
- ⑤ ⑥は、東講に加入している宿屋名である。
- ⑥ 時代は、江戸時代末期頃である。
- ⑦ 本馬代、軽尻代ともに時々変更があり、また、このほかに、洒手(代)を要求されることもあった、
- ⑧ 太字が宿駅名、その他は、その間にある村名である。

第三節 路傍の整備

徳川幕府は、交通網の整備をはかるため、慶長九年（一六〇四）全国主要街道に一里塚を築かせた。

今その一里塚の全国に残るものは極めて数少なくなっているが、青森県内の奥州街道には、九ヶ所も残っており、貴重な交通史料として、天間林村の蒼前平（卒古沢）および森ノ下の一里塚をはじめ、青森県の重要文化財（史跡）に指定されているものもある。

(一) 一里塚

一里塚の起源は通例、中国に求められる。『蒼梧随筆』によれば、韋孝寛が雍州の刺史のとき、路の側一里ごとに土塚を築いて、槐を植え、旅人の休息の便を計ったといわれるが、また魏の文帝（在位、今から二一五八〜二一八六年前）も、一里ごとに五尺の銅表をおき、里数を記したといわれるが、わが国の一里塚の制度は此等の模倣であると思われる。



卒古沢一里塚の説明板

わが国における里程標の最古のものは、大治元年（一二六）平泉の藤原清衡が白河より外ヶ浜（青森市・東津軽郡）までの間、一里ごとに仏像を金箔でえがいた卒都婆を立てたことに求められるが、その後、織田信長も道路の整備に意を用い、天正三年（一五七五）、官営工事として道路改修を実施した。

これにより道路は改善されたが、工事その他による農民の負担も大きかったことは、「世は地獄、道は極楽、人は鬼、身は濁り酒、しぼりとらるる」という落首の出現によっても明らかである。

信長はその後天正十四年（一五八六）、諸国に命じ、六町一里の制を改め、三十六町一里の制をしき、その分国内に一里塚を築き、その上に松・榎等を植えさせた。

その後、豊臣秀吉により、天下が統一されると、その交通政策も全国的規模でたてられ、関所の設置や道路の整備等が行われた。



卒古沢の一里塚(現在)

豊臣氏に代った徳川家康は、中央集権の手段として交通政策に意を用い、五街道の指定、宿駅の設置、一里塚の築造、並木の整備等をおこない、旅宿の便を計った。

今日街道に残存する一里塚のほとんどは、江戸時代に築かれたものである。

一里塚が全国にあまねく築かれるに至ったのは、『慶長見聞集』に、「江城日本橋を一里塚のもとと定め、三十六町を道一里につき、是より東のはて、西のはて、五畿九道残る所なく一里塚をつかせ給ふ。」とあるのや、『塩尻』に「慶長九年二月四日、台徳大相国(家康)、東海道・越後道・奥州路等に命じて、各一里毎に両塚を築かしめ、樹を植しめ給ふ。同年五月下旬にことごとく成就せし、今に残て行人里程に便す。皆公の賜也」とあることによつて、慶長九年(一六〇四)二月から五月のことであるとされている。

しかし、これら一里塚築造の管理者であつた江戸町年寄の樽屋、奈良屋等が東海、東山両道の一里塚完成を機に、銀若干を賜つたのは慶長十七年の事であるから、脇街道や、奥州の一里塚の築造は、あるいは少し後年に属したかもしれない。

一里塚上には榎えのきが植えられ、所によつては松・槻も植えられた。

榎が植えられた由来については、わが国では、古くは榎おうちを植えていたが、秀吉は里民に、榎は佳木でないから「余の木」を植えよといったところ、里民が榎とききちが

えて榎を植えるようになったとも、また、土井利勝が一里塚に植えるべき樹種を將軍徳川家光に尋ねた処、家光が、並木には松を植えさせたから、塚には「余の木」を植えよといったのを、利勝が耳が遠かったので榎ときき違えたから、ともいわれている。（『雨窓閑話』）

また、『蒼梧隨筆』は、中国では槐を植えているが、「榎と槐と其木相似て、槐は少にして、榎木は多きものゆへ、得て安く、尤も松杉と異にしてひかげをなして、大木となるを以て、槐に代えて塚の木となせしなるべし」と述べている。

前二説は、話としては面白いが、第三説のように、中国に範をとり、槐に似て、しかも得安い榎を植えたところのが至当かもしれない。

本県では、天間館・森ノ下の一里塚の樹が槐の木であるように、これも得安い槐を植えたものであろう。

一里塚の大きさについては『当代記』に、「一里塚五間四方也、関東奥州迄右之通也、木曾路同如此」とある。一里塚は、このように、日本橋を起点とし、一里毎に、街道の両側に、時としては片側に、五間四方の大きさに造られ、その上に榎その他を植え、里程標としたものであり、遠望できるよう、かなりの大きさのものであった。

一方、盛岡藩領内における一里塚の築造年月は必ずしも明瞭ではない。

前述の如く、『塩尻』は、奥州路にも慶長九年に一里塚が築かれたとしているが、その場合の「奥州路」とは何処までをさすのか。

奥州道中については、何処までをさすのか諸説があるから、この年果して青森まで一里塚が築かれたか多少の疑問が残る。

しかし、盛岡藩の『藩治雜記』は、左のように、慶長九年説をとっている。

道路

慶長九年諸国一里塚新築之節、一応塚建築、南鬼柳通(旧仙台国境)と北野辺地通(旧津軽国境)馬門村迄、併同通と田名部佐井村(旧来松前へ渡船ノ海岸也)迄、西八雲石通橋場村(旧秋田国境)山上を盛岡ニ係ケ、東宮古通海岸迄開鑿而、明暦三年(一六五七)再ビ曲路ヲ正シ、左右ニ並木松ヲ植立(積雪ノ折或ハ炎天ノ節旅人安キニ因リ)、同年ヨリ追々国内弁利之新道ヲ開造ス。
享保九年(一七二四)街道掃除之持場持場村方江割附。

尤、並木一本枯倒之節ハ小松三本植繼ノ仕法ニ定メ、同年を並木下夕式間半ツ、除石、木雲等ニ而植物不出来故、作民迷惑ヲ省キ、如斯仕来。

また、津軽でも、『津軽記』に「慶長九年為台命、山本新五左衛門、榎林清右衛門下向して奥州の通路並駅々へ一里塚を築く」とあるが、根本資料は見当らないようである。

小井河潤次郎によれば、県南地方の一里塚は、慶安二年(一六四八)頃の築造という。

また、上北郡下における一里塚築造に関する唯一の史料である七戸町工藤正六家文書中に、「承応元年(一六五

(二) 七月二十六日より八月十日、七戸川去・豊間内間一里塚築造、奉行工藤重助祐通……」とある。

小井川説の年代や工藤家文書の年代は、前記『藩治雜記』中の道路改修年代と極めて近いから、その頃、新築か、あるいは改築がなされたことは確かであろうが、そのどちらであったかは即断することができない。

なお、信長の定めた三十六町一里の制を踏襲した徳川幕府の三十六町一里の制も、地方によっては必ずしも守られず、道中奉行の支配の外にある白河宿の先は、六町一里の旧制であったともいわれ、他にも五十町一里、あるいは三十町一里等々あり、道幅も五間とは限らず、処により、あるいは四間、あるいは三間であったという。

古川古松軒の『東遊雜記』中、尾駮村附近を記したヶ所に「行程も何里何里と称せるのみにして、何れも埒もなき事にて、馬士杯のいふにも、我々は七十里外より出役せるの、百里の外より来りしといふ事故、皆々不審に思い、能く聞き糺せば、一里と称せる所、やうやう三丁、五丁の事なり。先達て聞しは、奥州は所に寄ては六町を一里とせる事と聞しに、中々六町と計りきまりし事にはあらず……」とあり、南部領も、一里塚築造等、公的には三十六町一里を採用しているものの、一般には必ずしも三十六町一里ではなく、旧六町一里を慣用している処もあつたようである。

本県の一里塚の残存しているものは、その築造個数からいえば必ずしも多いとはいえぬが、全国的にその残存個数が極めて少ないことを思えば、それが旧南部領、とくに、三八、上北地方(含十和田市)に集中的に残っていることは特記に価する。

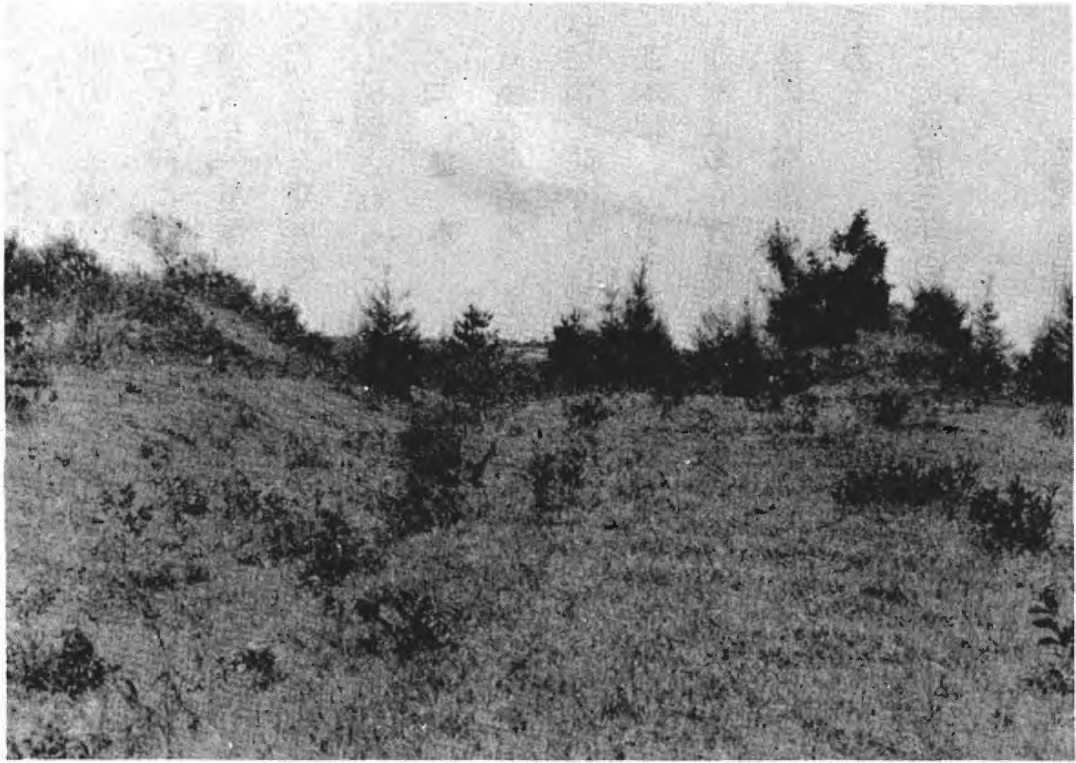
しかし、これらも、開拓事業の進展と無関心のため、あるいは取毀され、あるいは損壊される危険に頻してい

る。

筆者が、今から約二十年前に一里塚の調査を行ったとき、上北郡下には、左の九ヶ所に一里塚が残っていた。

第二十表 上北郡下残存一里塚一覽表

所在地	直径	高さ	備考
十和田市・伝法寺・平窪 クゴヤジ	十二米	二・九米	伝法寺——藤島間旧道雑木林中にあり 南側一里塚は完全・北側一里塚はや、損壊。
十和田市・洞内・後野	十四米	三・三米	東側一里塚のみ残存・完全
十和田市・大沢田・通称池ノ平	十三米	三・〇米	東西両側共完全に残る。国道より見通し可能。 両一里塚の間隔八米
七戸町・天王九六	十四米	四・〇米	西側一里塚のみ残存・保存良好
天間林村・天間館・柳平	十一・六米	二・〇米	東側一里塚は全壊に近し。西側一里塚は半壊。 間隔十一米
天間林村・天間館・卒古沢	九・三米	二・〇米	東西両側共完全に残る。 間隔十米
天間林村・天間館・森ノ下	十二米	二・三米	東西両側共残存。塚上に、直径夫々七・七米、 八米の槻木大木あり。間隔十米
甲地村・夫雑原	十一米	二・二米	西側一里塚のみ残存。半壊
野辺地町・坊ノ塚	九・〇米	二・二米	東側一里塚完全。西側1-3損壊、間隔八・五米 杉林中にあり



今から20年前の卒古沢の一里塚

これらの一里塚のうち、十和田市伝法寺・十和田市大沢田・天間館卒古沢・天間館森の下および野辺地町の、道路あるいは旧道の両側に各二基宛残っている一里塚は三八地方の四ヶ所と共に昭和三十七年六月二十九日、表森県史跡として指定された。

このうち、森ノ下の一里塚は、その上に槻の古木のある堂々たるものであったが、うち一本が危険木として伐採された。

一方、卒古沢の一里塚は、当時の古木とて無いが、二基ともに完全な形で残り、しかも周囲が芝生でおおわれ、旧道跡も、車のわだちらしく窪んだ形を残し、其処に立つ者をして江戸時代の昔にあるが如き感をいだかせる美しい一里塚である。

恐らくは、現今わが国に残る一里塚中、最も美しい一里塚であると思われる。

今この一里塚のある敷地は東北電力株式会社の所有と

なったが、会社では、その価値をよく認識し、適切なる保存の措置を講じている。

他方、筆者の調査したあと、未指定の一里塚で、滅失したもののあるのは惜しまれる。

江戸時代に設けられたこれらの一里塚が、当時の陸路を旅する人々に、いかに便益を与えたか、またこれらの街道なり一里塚なりの整備が、混沌としていた里程を整備し、江戸を中心とする交通路の整備、国内産業、一般文化の向上発展に、いかに役立つたかを考えるとき、われわれは、これら生きた交通史料である一里塚が、これ以上破壊されることのないよう、保護管理の手をさしのべなければなるまい。

(二) 並 木

五街道を始め、主要な街道の両側には並木が植えられ、街道に風情を添えると同時に、夏は木蔭をつくり、冬は積雪を防ぐのに役立つられた。

並木はこのように、旅人に便益を与えたので、各藩ともその維持管理には絶えず意を用いた。

並木は多くの場合松であった。

盛岡南部藩が、並木の保護につとめた最初は、資料的には前述したように明暦三年（一六五七）（『藩治雜記』）である。

この明暦三年の松並木の植立について『内史略』に次のような記録がある。

此節、御領内街道曲まがり悪あきの間、新道を付、眞直に致、両脇へ並木を植、日光街道の様仕候へと被仰付、

花巻筋は御城代に被仰付、盛岡より郡山・雫石方は赤前治右衛門、日野左兵衛、盛岡より奥筋は工藤右馬助、町野弥市右衛門奉行被仰付造立、並木植立候也

七戸・天間林地方は、ここにいう奥筋に当るから、工藤・町野両士が植立奉行となつて植立てたものであろう。もちろん、並木の植立はこの年だけではなく、何回も行われたことと思われるが、せつかく植えた並木にいたずらをする不心得者もあつたとみえ、寛保四年（一七四四）二月十六日、藩は次のようなきびしい達を代官宛に出している。（『藩法集・盛岡藩』）

往還街道之並木松等、古来より心を盡し植立候処、徒もの有之、ようた打或は根を掘切候之故、風折等数多有之候。

右等之儀、遠方之者は致間敷事二候。

尤、近年植継之小松は、枝を剪或ハ引倒候類相見得候、以之外不宜候条、右往還ニ相懸候支配ハ、其村肝煎并街道地付は不及申、最奇之者度々懸廻り、並木え障らせ不申様可仕候。尤、いたつら者見当り候ハ、揚押、急度可及披露、左候ハ、褒美可申付候。

若見遁候歟、並木え障候義、詮議之上不存候之由申出候ハ、肝煎并其最奇之者え科代可申候。此旨急度可申渡候。

右之趣宜相心得、急度可申渡者也。

また、藤やつたの類が並木にからまると、その生長を防げるので、各藩ともその除去に意を用いた。

『五駅便覧』にもそれに関する記事が載っているが、盛岡藩でも、左のように延享四年（一七四七）、並木にからまる藤、つた類の除去を命じている。

海道並木或一里塚之木、其外居屋敷・くね等二有之諸木え、からまり申候藤・蔦之類有之候得は、成木之妨まひニも相成可申様ニ思召候間、爲剪取候様被仰出候。

尤、山林・立林等預居候ものハ、用木ニも相成可申様、成諸木えからまり候藤・蔦之類は、連々心を用ひ、木え障不申様剪取可申旨被仰出。

盛岡藩は、街道を整備するために、その掃除を、その街道添いの村々の任務としたことは、先に引用した『藩治雑記』の中に出ているが、同書は続いて、並木添いの農地は、木の雫等のため植物が出来なくなり、百姓の迷惑になるから、という理由で、享保九年（一七二四）以降、二間半の幅でこれを免税地としたことを記している。

これは、農民保護の上からも、並木保全の上からも、きわめて適切な措置であった。

江戸時代に植えられた街道並木で、その面影を今にとどめているのは、日光街道の杉並木の大名木が名高いが、青森県では、八戸市の、通称上り街道の一部にそれが見られるほかに見ることは出来ない。

第四節 境目番所

(一) 男女・物資の流出入の取締

江戸時代は封建制の時代であり、諸事封鎖的なことが多かった。

そのため、隣藩との境には、境目番所（口留番所ともいう）が設けられた。

この番所は、藩境警備のための旅人の取締りと、物資の流出入を監視することを主たる任務とした。

盛岡南部藩の境目番所は、和賀郡に七つ、岩手郡に一つ、鹿角郡に四つ、閉伊郡に五つ、北郡に一つ置かれた。

北郡のそれは、津軽藩（黒石領）との出入口である馬門村におかれた。

盛岡藩の領域は、「三ヶ月の円くなるまで南部領」といわれるほど広大であったので、物資の流通を取締るには、境目番所だけでは不足であった。

このため、主要な物資の交通路には、物留番所、中番所と呼ばれる番所も設けられた。

この二つの番所は北郡におかれなかったが、近くでは、三戸郡三戸通の夏坂と、二戸郡福岡通の小繋に中番所がおかれていた。

番所には、高札が立てられ、無許可の男女、諸物資が他領へ出ることを禁じていたが、その趣旨を徹底させる

ため、折りに触れ、禁令が示達された。

その幾つかを、まず自領民が他領へ出ることを禁じた示達から示してみよう。

元禄三年（一六九〇）覚

御当領より男女共、他領へ堅出申間敷旨、兼て被仰渡候得共、近年男女共他領へ参、依之先々ニて六ヶ敷事仕出、江戸御屋敷え届有之候間、弥いよいよ向後一切他領へ出申間敷由、御城下町中え可被申渡事（後略）

元禄三年十月十九日 覚

所々在々町并村々御蔵・御給所共、男女他領江出候事兼て堅御停止被仰付候得共、近年男女共他領へ参、依之先々ニて六ヶ敷事共仕出、江戸御屋敷え届在之候儀、所々御代官并肝煎・五人組無念之至被思召候、向後他領へ一切出申間敷事（後略）

この達には、領民が他領へ出ていく理由を特に明示していないが、次に掲げる達には、いわゆる御宮参りの「抜参り」で他領に出、しかも江戸屋敷え罷出、迷惑をかける者が多くなったために、これを禁止する旨が示されている。

明和四年（一七六七）三月十八日

御領内の女、他領え罷出候儀古来より御停止之処、近年二至、伊勢参宮、或善光寺参之類、拔参多有之由相聞得、其上二江戸屋敷えも立寄候類有之、甚心得違之至二付、此度尚又被仰出候間、弥以無怠時々申付候様被仰付候。

自然右御沙汰之上心得違、江戸表なとえ罷出、御屋敷え参候者有之候ハ、御詮議之上、右女は不及申、検断・肝煎・人元之者迄急度可被仰付旨被仰出。

但、法躰之女たり共、右同様可相心得候、若此未拔参之女江戸屋敷え罷出候ハ、此度被仰出候以前領分罷出候義も可有之候間、日積を以御吟味可被仰付事

この明和四年の達は、特に女性の「抜参り」を禁じたものであるが、これより先、宝暦二年（一七五二）正月には、女に限定せず、在々百姓、諸士の召使その他領内下々の者で、許可を得て伊勢参宮に参る者に対しては、従来江戸屋敷に一泊することを許し、また「抜参り」の者に対しても、特別の御慈悲を以て、食事を与えてきたが、今後は、許可の焼印を所持していない者に対しては、江戸屋敷の門前から追返し、なお、検断・肝煎・人元の者まで、本人同様越度^{おちど}とする旨の達が出されている。

このような藩の方針にもかゝらず、前述、明和四年のような達の出ていることは、一生のうちに一度はお伊勢参りをしなければならぬという風習が南部地方でも広く浸透してきていたことを物語るものである。

ただここで疑問に思うのは、関所や境目番所を通るには、往来切手（通行手形）を所持していなければならぬ筈であるのに、どのような手段で出国したのか、という点であるが、この点については後考にゆだねたい。

このように、自領民が他領に出るのを取締るのは、当時どの藩でも行われたことであるが、津軽藩との間では、両藩の特殊な事情もあって、文通さえも禁じられたこともあった。その資料を次に示そう。

文化十四年（一八一七）二月十七日

（『藩法集・盛岡藩下』）

津軽領之者え、諸取組事并文通等致候者も有之様、粗相聞得、以之外之事候。

已来商向は勿論、交通決て致申間敷候。

萬一心得違之者有之おゐてハ、御吟味之上、急度可被及御沙汰候旨被仰出、其向々御代官処え御沙汰有

之、委細之儀は御目付所留書ニ有之

ここに禁じられたような商取組が、南部と津軽との間で存在したことは、七戸の『大安家文書』中に、寛政十一年（一七九九）、津軽黒石米の「為替米取組儀定書」の存在によっても明らかであるが、この禁令によって、果して文通までも、とめられたかは明らかでない。

自領民の他領への出国と同様、他領民の南部領への入国も当然取締の対象となったが、正規の往来切手を所持しておれば、入国を認めないわけにはいかなかった。

従つて他領人の取締は、飢饉時の流入等特殊な場合を除いては、領内に宿泊する場合が主たる対象となつた。他領人の南部領への入国、逗留については

享保八年（一七二三）、同十三年（一七二八）、明和九年（一七七二）、天保四年（一八三三）、同七年（一八三六）に、その取締規則が出されている。（『藩法集・盛岡藩』）

取締の対象となつた他領人は、浄瑠璃語・薬売・六十六部・出家・こも僧・願人坊主・座頭・狂言役者・種々のみせ物・浪人・各種商人等であつた。

取締は、年により強弱があつたが、通過する旅人はしかたがないが、無用な者・有害な者の入国は認めない、やむを得ない者の入国は認めるが、逗留期間はなるべく短くする、というのが原則であつた。

次に、明和九年（一七七二）二月十三日に出された達をみてみよう。

二月十三日、他領者逗留之日数此度左之通被仰付

一 他領薬売

右は只今迄逗留日数不定趣相聞得候、此末逗留日数三日ニ限可申事、

但、年々罷越候薬売等は、代銭取組用事も可有之候間、右類之者は逗留日数三日にて差支之筋も有之候は、吟味之上、逗留居直し判紙相出可申候、尤、与風罷越候者は、逗留可為無用事

一 薬種商売人

天間 林 村 史

右は和薬等取組ニ数年罷越候ものは、逗留日数相定候ては、薬種屋差支ニも相成可申候間、其時々吟味之上逗留可為仕事、

但、右用事ニて此末与風罷越候もの有之候ても、逗留為仕間敷候、乍然慥成商人ニて薬店之ためにも相成候儀も有之候は、吟味之上逗留可為仕事

一 熊胆商売人

右は逗留為仕間敷事、

一 医師

右は三日逗留可為仕候、療治方ニ寄、其筋より願出候ハ、七日逗留可為仕事、

一 上方店元商人

用事ニて其筋々え罷越、逗留罷有候者、用事済兼候得は、一兩年も逗留罷有候趣相聞得候、右類は人元慥ニて、商人用事ニ相違無之候ハ、吟味之上、是迄之通逗留可為致事、

但、此方出店え、上方本家より本人・子供など罷越候義も可有之候、出店ニて此元え罷越候もの、吟味之上相違無之候ハ、逗留可為致事

一 瀬戸物商人・絹布類商人

右は年々罷越、人元慥成ものニ候ハ、其節遂吟味、逗留可為仕候、与風參候ものハ逗留可為無用事、

一 古鉄商売・飴売

右は二日・三日逗留可為仕事、

一 小商人・小間物商・櫛笄細工人

右類、茶・たばこ様之物持参申候者ハ、逗留日数七日ニ限可申事

但、染藍・紺屋形持参之者、御当地之者え取組之筋も有之様相聞得候間、年々罷越、人元髓成者ハ、売買筋相済候迄、吟味之上逗留可為仕事

一 小荷駄調人・塗物調人

右は吟味之上・調方相済候ハ、逗留可為無用事、

一 他領角力 芝居役者 操^{アヤツリ}役者 竹田からくり 軽業師 七人芸者 浄瑠璃語 講釈師

右之類、所祭礼等有之節参懸候ハ、四五日ニ限逗留可為仕事、平日は決して逗留可為無用事

一 諸芸指南之者

右は武芸・算筆指南之者は、吟味之上逗留可申付事

一 絵師 楽書 鉄細工

右之類之者ハ、逗留可為無用事

一 神社・仏閣参詣之男女、他領より罷越候もの

其節々吟味之上逗留可為仕事

右は他領より罷越、逗留者之内、無用之ものも有之様相聞得候付、此度前条之通被仰付候、在町共可申

含置候、

向後遂吟味、逗留切手差出可申旨被仰出

逗留を禁じられている者が逗留しているうわさが聞こえたと、肝煎がその有無を調査し、これをみつけ出した時は「村送り」といって、村から次の村へと順次に送り、境番所の外へ送り返さなければならず、これを怠ると、代官も、肝煎りも処罰された。

さらに、天保四年（一八三三）八月二十二日の御沙汰書によれば、無用の者が入ってきたときは、必ずこれを境番所外に送り返さなければならなかったし、また諸勸進（神社仏閣の建立、修理を名として寄付をもらう者）は、境番所を通すことさえ禁じられていた。

境番所は、このように、旅行で通過する以外の無用の者は、いれないように見張るのが一つの任務であったが、その網の目をくぐって領内に入っても、みつかるかと前述のように、境番所外に返り出された。

（二） 移出入税の徴収

境番所の今一つの重要な任務は、領内の無許可の物資が藩外に流出すること、すなわち密移出の取締であった。このため、藩は、領外への移出禁止の品目を定め、番所には次のような高札を建て、これを取締った。

馬門御番所御高札写 (野坂彦治氏旧記)

覚

- 一 武具類、くろかね類
- 一 紅花、紫根、黄蓮
- 一 蠟、漆、油
- 一 綿麻からむし布
- 一 箔椀同木地
- 一 銅、鉛、硫黄、塩硝、皮類
- 一 男女并并牛馬

右之通無手形他領へ出候事堅可停止事、若シ脇ノ道通者於有之者可捕上、為御褒美其持料可被下者也

宝曆六年三月 織笠 彈正

桂 和泉

東 中務

北 民部

御国産之内領内出御制禁之品々 (篤焉家訓)

- 一 武具之類
- 一 金銀銅鉄錢鉛
- 一 米并雜穀
- 一 諸材木柁
- 一 硫黄塩硝
- 一 真綿

天間 林村史

一 紫根	一 麻糸蠟
一 漆	一 塗物箔椀同木地
一 荏油	一 魚油
一 魚鳥海藻塩	一 春木明松
一 紅花并薬種之類	一 たばこ
一 くんろくこう	一 布
一 藍	一 級
一 起炭	一 黄精
一 かたくり薯蕷	一 皮の類
一 男女	一 牛馬

右の品々他領出其筋差図於無之者堅通し申間敷事

明和六年丑四月

右之通御領分口々御番所江御書出御渡被成

しかし、これらのすべてが全面的に禁輸であったわけではなく、許可を得たものであれば、一定の税金を収め

た上でこれを移出することができた。

元禄十五年（一七〇二）付の、野辺地仙台屋彦兵衛家の『永記録』によると、それらの移出税は左の通りであった。

一 大豆	壺石	百六拾文
一 小麦	〃	貳百文
一 精粟・小豆	〃	貳百文
一 大麦	〃	八拾文
一 かつちや粟	〃	三拾六文
一 そば	〃	三拾六文
一 紺屋灰	〃	百文
一 荒物類	壺駄	百文
一 へりなし	拾枚	拾六文
一 染藍	壺駄	百六拾文
一 布	壺反	六文
一 真綿	壺貫目	百五拾文

一	麻糸	壹貫目	八 文
一	切煙草	壹駄	三百文
一	慰斗煙草	<small>拾貫箱</small> 壹貫箱	百貳拾四文
一	折敷	壹駄	五拾文
一	浄法寺五器	壹駄	三百文
一	繩たばこ	壹繩	三 文
一	酒貳斗入	壹樽	貳拾文
一	塩	壹駄	貳拾四文
一	蠟三十貳貫目	壹駄	五貫文
一	呉服・木綿・古手帷子・細物・薬種の類	金壹歩	二付錢拾貳文積、問屋仕切表を以て取立可申候
一	鉄の類	三十五貫壹駄	貳百八十文
一	紙類	壹箱	百三拾文
一	五十集物	壹駄	百六拾文
一	魚油	壹駄	百六拾文
一	海草類	壹駄	貳百四十文
一	煎海鼠拾六貫入	壹本	貳貫文

- 一 雉子 壹懸六文
- 一 鮭塩引 壹本五文
- 一 菜種油草 壹駄百六拾文
- 一 鮭・鱒・鯛・鱸 壹本六文
- 一 水主面役 壹人三百文

右之通り、出役相改め取立可申候。此外にも出荷物有之候ハゞ、右役立に準じ、取立可申事。
 他領へ移出される商品だけではなく、他領から移入される商品も同様、移入税を課せられた。
 前掲、『永記録』によれば、それは、次の通りであった。

- 一 米 壹俵 八拾六文五分八厘

但四斗入、五斗入まで舛目不同は右を以て可取立候、粟・大豆は米壹俵（このこの処？）、稗は粟より五割増、小豆は米同前

- 一 酒 壹斗 六拾四文

入目不同は○を以可取立候

- 一 茶 壺 本 三百三拾三文
- 一 木綿百貳拾反入壺 箱 六百五拾文
- 一 古手新物三拾入壺 箱 四百三拾文
- 一 夜着布团拾五入壺 箱 三百七拾文
- 一 綿拾六貫目入 壺 箱 貳百五拾文
- 一 貫手綿百貳拾入壺 箱 三百六拾文
- 一 蠟 燭三貫目入壺 箱 百七拾文
- 一 紙 壺万貳千枚壺 箱 百三拾文
- 一 吳服櫃 壺 箱 五百文
- 一 細物櫃 壺 箱 三百五拾文
- 一 棧留又布物 壺 反 拾五文
- 一 晒蠟布類 壺 反 拾貳文
- 一 鱈・鮫・干鮭 壺 本 八分三三
- 一 青鱈・塩引鮭 壺 本 貳文五分
- 一 粒鮭・串貝・小肴 十個貳文五分
- 一 身欠鮭 三千入壺 俵 六拾貳文五分

一 筒 鱒	六丸入 俵	貳拾文
一 鯨・膾 臍	壹貫目	貳拾五文
一 鱒・油目	十ヲ	貳文五分
一 数の子	四斗入 俵	貳拾文
一 生海胤	拾ヲ	八分三三
一 切込かぜ	壹 盃	八分三三
一 鯉	壹 本	貳文五分
一 ぼや	十ヲ	壹文七分
一 生貝	十ヲ	壹文七分
一 生鰯	片 間	八文三三
一 白魚	壹 盃	八分三三

右之通、入役相改、取立可申候。此外にも相洩れ候品は、右役立に順、取立可申候。万事御定目通相慎、下々差支無之様に取立可申候。

このように、移出入ともに、境番所において、一定の税金が課せられたが、元文六年（一七四一）寛保元年）

七月七日、移出税の徴収について、古来よりの移出入税以外のものは一切これを免除するという大英断的措施がとられた。

これは、左に示す達書でわかるように、商業というものの有用性を認めた、画期的な政策であった。

御領分中出入役御免ニ付被仰渡

(『篤焉家訓』卷十八その他)

今度、御領分中一切之出入役取立之儀、御領分中、他領共ニ有之事ニ候得共、古来より取立候役ハ格別之儀、其外出入役、此度御免被成候。

畢竟纒之商売仕候者迄も、御領分中之御救ニ相成候事故、御免被成候間、在町御百姓共、末々之者迄、早々相触候様被仰出。

この達は、代官を通し、領民まで示達された。

しかし、馬、米その他の穀物、錢等の輸出はもちろん許されたわけではなく、度々嚴重な取締令を出している。先に示した、宝暦六年の高札末尾に、脇街道などを通る者を捕えた者には、その者の所持品をほうびとして与える、とあったが、さらに明和九年(一七七二)七月廿九日には、移出禁制品である米・錢・雑穀の密輸出者や、移入禁制品である粗悪な鋳錢の輸入者を捕えた者には、それらの品をほうびとして与える旨の左の様な達が、鹿

角、野辺地の御境奉行、各代官、各番所に対して示達され、その趣旨が徹底された。

鹿角・野辺地御境奉行え

近年他領より鉏錢過分入来候付、御吟味被仰付、御領分之者相對取組、入来候錢捕押訴出候ハ、御吟味之上、其者え可被下置事、

他領出御制禁之錢并米・雜穀拔出候之趣相聞候付、間道吟味被仰付、御境古人并山見・山守等、其筋之もの心を用、相廻、捕押候様可申付候、

尤、捕違有之候とも不苦候、米・錢・雜穀捕押候ハ、是又其者え可被下置事

〔藩法集・盛岡藩上〕

(代官所、番所宛のものも、ほぼ同趣旨に付省略)

密移出入は、このように嚴重に取締られたが、それでも、普通荷物をよそおつて、駄賃帳で番所を通りぬけるものもあつた。(前掲『藩法集・盛岡藩下』、天保八年三月二十九日の項)

第五節 交通・運輸施設

(一) 駅伝の制

関所や番所は交通の発達を阻む一面を有したのに対し、駅伝・助郷・飛脚・旅宿の制度は交通の発達に役立つた。

駅伝とは、各宿駅に匹疋（伝馬と称する）を常備させ人や荷物の運搬にあてさせた制度であり、すでに秀吉の時代から実施されていたものを徳川家康がうけ継いで整備したものである、といわれている。

南部藩の駅伝の制の開始年月は不明であるが、『藩治雜記』に次のように記されている。

宿駅人馬継立

国内宿伝人馬継立之起本年月不詳、元文三年（一七三八）以来、旧幕府より触達之賃銀を以、公用国用を弁じ、他藩士及家中之用向ニ而継立も右制限に随。

然共交換あり、今一々難調。

商者は駅役之者と相對を以適宜之賃銀拂渡。

尤、公用国用に向け、駅々日々伝馬七疋（飛脚等の急用に供す）、継夫拾人（急用に向け）、晝夜定目に詰番とす。

但小駅は近郷隣郡助合せしむ。右に而も継立難及は、年々駅所へ助情金下ケ与。

近年蝦夷地御警衛に付、人馬繼立繁々に付、慶応元年馬買入代金村々^江年賦納ニ定め貸渡、追々人馬繼立、弥迅速に運方申達候。

尤、常道之通行は人馬之数を不限、右仕方に、駅々より毎月人馬遣拂為書上、駅所駅所取締致来り。

簡にして要を得た説明であるので蛇足を加えないが、この駅伝のための人夫および伝馬は、村々に一種の租税として賦課された。

その負担に耐えきれずに、七戸通りの百姓が嘉永六年（一八五三）五月、百姓一揆をおこしたことは既に述べた。

伝馬や人夫（夫伝馬という）を利用するのは、七戸地方にあつては、藩の公用で旅をする御給人や一般旅客であつた。

御給人が、夫伝馬を利用するときは、藩の発行した“伝馬証文”を宿駅で呈示すればよかつた。たいがいの御給人の家には、この種の伝馬証文が何枚か残されているので一例を掲げよう。

伝馬老正者七戸御給人盛田周左衛門

御用相済本所^江戻候可相出也

文化四年正月十六日 美濃 印

内蔵

丹波

勘解由

石見

從盛岡七戸迄

伝馬は、公用の時は無料で乗れたが、私用の時や一般旅人が利用するときは有料であった。

その目方は、本馬（荷駄）は三十六貫迄、軽尻は十八貫目までの荷物を乗せることができた。人が乗る場合には、人一人の外に五貫目までの荷物をつむことができた。

江戸時代末期の駄賃は『奥州道中宿駅名』中に付記した通りで、公定されていたが、時に応じて改訂されたものである。また別に酒代をチップとしてくれたり、あるいは要求されたりすることもあった。

(二) 助郷の制

各宿駅に常備の人馬は、全部これを公用に充てることは禁ぜられていたので、多数の公用者が全員同時に夫伝馬を利用することは出来なかった。

その不足を補うために設けられたのが助郷の制である。

助郷とは元來、宿駅における夫伝馬の不足を補うために、指定された郷村の意味であったが、そのために助夫伝馬を負担する課役をも助郷というようになった。

南部藩の松前警備や維新の際、公用で出張する者が急激にふえてから、助郷のための農村の負担は過重となり、それが農村の疲弊とつながることが多かつたが、これに関する資料はあまり見えない。

(三) 飛脚の制

駅伝の制によつて交通・運輸は大きく発達したが、さらに飛脚の制がおこると、金銭も書状も荷物も送送されたので、人々は非常な便益を得た。

飛脚は、古く平安時代に「脚力」の名で登場するが、鎌倉時代には騎馬でなされたという。

江戸時代には徒歩で走るのが通例であった。

飛脚の制は、江戸時代空前の発達をとげ、家康が天正十八年（一五九〇）にはじめた継飛脚をはじめ、各大名が江戸と領国との間を結ぶために設けた大名飛脚の外に民間には飛脚業者による町飛脚がおこつた。

とは云つても、飛脚問屋などは七戸ていどの町にも無かつたから、たとえば七戸の船木屋松五郎が大阪に多額の金子を送る時など、仙台の飛脚問屋を利用していた。

そのことを考えると、便利になつたとはいつても、庶民にとって本当に便利になるのは、明治に入り、郵便事業が発達してからのことであつた。

第十三章 幕末期の七戸御給人名

南部領内に広くおかれた御給人（郷土）は、新田開発に、領内の治世の一端に、あるいはまた治安の維持にたずさわりつゝ自らも農業に従事し、村の指導層を形成していた。

これらの人々の内には幕末、寺小屋を開き、村民の教育にたずさわった者もあり、また戊辰戦争の時は、七戸隊として野辺地、馬門に出陣した者もある。

それら御給人のうち、古い人々は七戸隼人直時の時に、次に古い人は七戸重信の治世の頃に登用されたが、その後新規登用、あるいは分家等によって、次第にその数は増えていったが、その知行高は極めて零細な者が多かった。

これらの御給人が七戸代官所の役職についた時は、役職料を支給されることもあったが、多くは、自ら開墾しあるいは分家によって親から譲られた自己の所有地を知行高として認められたに過ぎないものであった。

戊辰の役の時南部藩が賊軍となったため、減俸の上白石に転封になったとき、御給人達はすべてその禄を没収されてしまった。

没収されたといっても、土地そのものは、自らの耕作地であるから取り上げられることはなかったが、農民同様年貢を納めなければならなくなったわけである。

これらの人々は、明治二年七戸藩ができたとき、無禄のまゝ七戸藩に奉仕する形となり、無禄士族と呼ばれた。そして、新規開墾地が造成されたのち、有禄の士族となる筈であったが、維新後のめまぐるしい政治的変革はそれを許さなかった。

そのため、族籍決定の際これら御給人達は、平民に編入されたが、これを不服とした御給人達は、長年、根気強く復禄誓願を続け、明治後期にいたってようやく、士族の族籍を得ることに成功した。

以下、文久元年（一八六一）の『在々御給人帖』によって七戸御給人の氏名を掲げよう。

高 百壱石六斗四升三合	野辺地 弘志	高 五十二石九斗七升六合	榎 長庵
高 五十二石五斗九升五合	高田 和治助	高 三十石	築田 重太
高 五十三石九升	中野 宇右エ門	高 二十四石	西野 広治
高 四十八石五斗八升	工藤 祐右エ門	高 五十石七斗三升四合	高田 円蔵
高 七十七石三斗三升六合	立崎 堅之助	高 二十石	鳴海 長次郎
高 三十三石	町屋七郎右エ門	高 二十六石二斗五升八合	太田 弥蔵
高 五十三石五升三合	中嶋 弥六	高 五十七石九斗六升九合	盛田 弓太
高 八十四石四斗四升二合	中野 太右エ門	高 二十七石六斗八升七合	米田 武右エ門
高 五十五石八斗五升八合	盛田 勇司	高 三十五石五斗五升五合	福士 慶作

高十八石	町屋 忠太郎	高十石	中村 專右工門
高五十石三斗六升二合	工藤 龍太	高十石	町屋 新左工門
高四十九石五斗二升二合	大下内 福治	高十石	築田 友八
高十四石六斗	中野 福弥	高十石	工藤 喜三太
高三十三石五斗	花松 平左工門	高十石	沢田 元八
高十五石	町屋 弥五右工門	高十石	福士 儀八
高十二石	千葉 專右工門	高十石	立崎 善七
高十二石	千葉 才藏	高十石	大下内 直之進
高十石	久保 左忠太	高十石	浦田 寛平
高十石	附田 其右工門	高九石七斗九升二合	橋本 甚之助
高十九石五斗九升九合	米田 文助	高九石	清水目長左工門
高十石	四戸 角之進	高九石	町屋 勝之助
高十石	成田 弥右工門	高八石三斗四升八合	中原 平左工門
高十石	沢田 良之助	高八石五斗	榎林 儀太夫
高十石	鳴海 長助	高八石	町屋 甚助
高十石	宮沢 仁左工門	高八石	中村 五郎

高 八 石	藤島勘六	高 六 石	中村乙蔵
高 十一 石	駒嶺修達	高 六 石	三上軍作
高 七 石	中村弥藤治	高 六 石	榎林周助
高 七 石	高田五六七	高 六 石	貝塚伝助
高 七 石	工藤旅之助	高 六 石	附田磯右工門
高 十二 石	町屋勝右工門	高 六 石	町屋長蔵
高 七 石	中村長治	高 五 石七斗	田島直右工門
高 七 石	附田源八	高 五 石五斗	千葉蔵之助
高 七 石	町屋長助	高 五 石二斗八升	浦田与一右工門
高 八 石二斗四升二合	福士源五郎	高 五 石一斗三升	高村喜之助
高 六 石八斗二合	坂本伝助	高 八 石	中村重蔵
高 六 石七斗	中野但見	高 八 石	野田頭茂助
高 六 石五斗	中岫理作	高 五 石	四戸等八
高 六 石二斗一合	福田文蔵	高 五 石	附田与茂八
高 六 石二斗	阿部伊右工門	高 五 石	野田頭権蔵
高 六 石一斗	川村権左工門	高 二十一石八斗七升五合	川村新兵衛

高四石	高四石	高四石	高七石五斗	高十石	高五石	高五石	高五石	高六石	高五石	高五石	高五石	高五石	高五石	高五石	高五石	高五石
西野平助	森田重兵 <small>工</small>	附田茂弥太	氣田猿藏	附田善太郎	福村市左 <small>工</small> 門	氣田勇作	大下内孫右 <small>工</small> 門	野田頭 権治郎	野田頭 弥助	矢崎重作	旗屋長太	成田熊太郎	中野軍七	荒木田甚兵 <small>工</small>	附田又助	高四石
高三石	高三石	高三石	高三石	高三石	高八石三斗一升五合	高三石	高三石	高三石二斗	高三石三斗一升	高十一石二升五合	高三石六斗二升九合	高十五石八斗	高十二石二斗	高十石	高四石	貝塚 宇平太
工藤力之助	清水目又右 <small>工</small> 門	森田民之助	成田左助	小山直衛	久保十藏	中岫治太郎	矢崎文治	清水目甚右 <small>工</small> 門	工藤長兵 <small>工</small>	中岫長藏	戸田勘助	千葉勘之丞	西野半治	附田伊八郎	附田伊八郎	西野半治

高三石	工藤与七	高二石	西野文吉
高三石	高田理七郎	高二石	駒嶺長助
高三石	町屋長治	高二石	川村弥太
高三石	千葉軍蔵	高二石	福村長左 <small>工門</small>
高十三石	浦田蔵太	高二石	中野宇平太
高四石二斗	佐々木金之丞	高二石	成田文治
高三石五斗	中村左忠太	高九石一斗四升六合	四戸金平
高三石	工藤周助	高二石	中村弥蔵
高二石七斗八升二合	荒屋佐太郎	高二石	清水目条助
高二石六斗六升	中野小兵 <small>工</small>	高一石五斗	町屋金弥
高二石五斗	清水目藤作	高一石五斗	中原長之助
高二石五斗	石橋長六	高一石五斗	花松平七
高二石五斗	阿部宇之助	高一石	陪田福蔵
高二石五斗	甲地嘉右 <small>工門</small>	高二石七斗三升八合	盛田左右助
高二石	町屋茂平太	高五石九斗五升	野田頭周平
高二石	中原九兵 <small>工</small>	高十石	中野八郎

高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
三人扶持	十三石八斗一升	十一石九斗二升一合	高二石	高二石二斗一升二合	新田高 十石	五石	三石	五石	三石	五石	三石	五石	三石	五石	三石七升五合
小原 新左工門	小原 文太郎	小原 熊蔵	工藤 重内	佐々木 其馬	花松 子之丞	立崎 久太郎	立崎 儀助	中村 勘右工門	榎林 平太	佐々木 福弥	藤島 軍太	附田 右平太	附田 千太郎	小山 喜代太	沢田 周助
二石	二石	二石	二石	三石	二石	三石	三石	三石	三石	三石	二石	二石	二石	四石	四石
野田頭 三之丞	野田頭 六兵工	附田 与左工門	中村 勘右工門	中村 権四郎	中村 長助	苦米地伊右工門	立崎 友七	佐々木 福弥	藤島 長之助	四戸 伝平	橋本文治	阿部 又兵工	作田 庄左工門	藤島 覺太夫	蛸名 源八

〃 〃 〃 〃 〃
二 二 二 二 二
石 石 石 石 石

田島長助
千葉長之助
作田市左工門
藤島五郎
赤沼吉之助

〃 〃 〃 〃
二石五斗 二石 二石 二石

甲地善之助
附田与伝治
宮沢新左
駒嶺善之助

天間林村史(上巻)

昭和五十六年三月十五日 印刷
昭和五十六年三月三十一日 発行

発行 天間林村

(青森県上北郡天間林村大字
天間館字森ノ上一三二の四)

編集 「天間林村史」編纂委員会
印刷 杜陵印刷
製本 (盛岡市厨川四丁目二ノ六)

